

第3期 大阪市北区地域福祉計画 (案)

第3期大阪市北区地域福祉計画

2025(令和7)年3月 策定予定



〈大阪市北区
マスコットキャラクター〉
すーちゃん

発行 大阪市北区役所 (担当：福祉課)
連絡先 〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号
電話 06-6313-9857 FAX 06-6313-9905
E-mail ta0006@city.osaka.lg.jp
ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/kita/>
協力 社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会



〈大阪市北区
マスコットキャラクター〉
のんちゃん

2025(令和7)年3月策定予定
大阪市北区役所

目次

序章 地域共生社会の実現に向けて(取り組みの経緯)	1
1 地域共生社会の実現に向けて	1
第1章 北区地域福祉計画策定の趣旨と背景	6
1 大阪市北区地域福祉計画とは	6
2 第3期大阪市北区地域福祉計画の推進	7
3 計画の期間	8
4 計画策定の経過	8
第2章 北区の現状と第2期大阪市北区地域福祉計画の検証	9
1 データに見る北区の現状	9
2 第2期大阪市北区地域福祉計画の検証	17
3 これまでの地域福祉推進会議、地域支援連絡会議での検討内容 (第2期北区地域福祉計画)	63
4 第2期計画から第3期計画に向けた取り組みの整理	70
第3章 第3期大阪市北区地域福祉の基本理念と取り組みの柱	72
1 基本理念	73
2 大切にしたい視点	73
3 取り組みの柱(基本目標)	75
第4章 地域福祉の推進に向けて	84
1 計画の推進方法(推進体制・評価方法)	84
2 「北区将来ビジョン2025～2034」における位置づけ	85
3 第3期大阪市北区地域福祉計画の推進とSDGs(国連持続可能な開発目標)	85
4 区民に寄り添う区役所をめざして	86
資料編	87
パブリック・コメントの実施	87
用語解説	87
別添資料	
北区地域福祉活動に関するアンケート調査結果 相談窓口一覧	

序章 地域共生社会の実現に向けて(取り組みの経緯)

1 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの経緯

地域共生社会とは制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていく社会を指しています。

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支えあう取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

このような状況を受け、国においては、高齢者に対する地域包括ケアシステムや生活困窮者に対する自立支援制度、また、障がい者、子ども・子育て家庭などについての支援について、制度ごとではなく地域を基盤とする包括的支援の強化を志向し、地方自治体に対して、必要な支援を包括的に確保するという理念を普遍化するものとして、「包括的支援体制の整備」を提示してきました。

地域共生社会とは

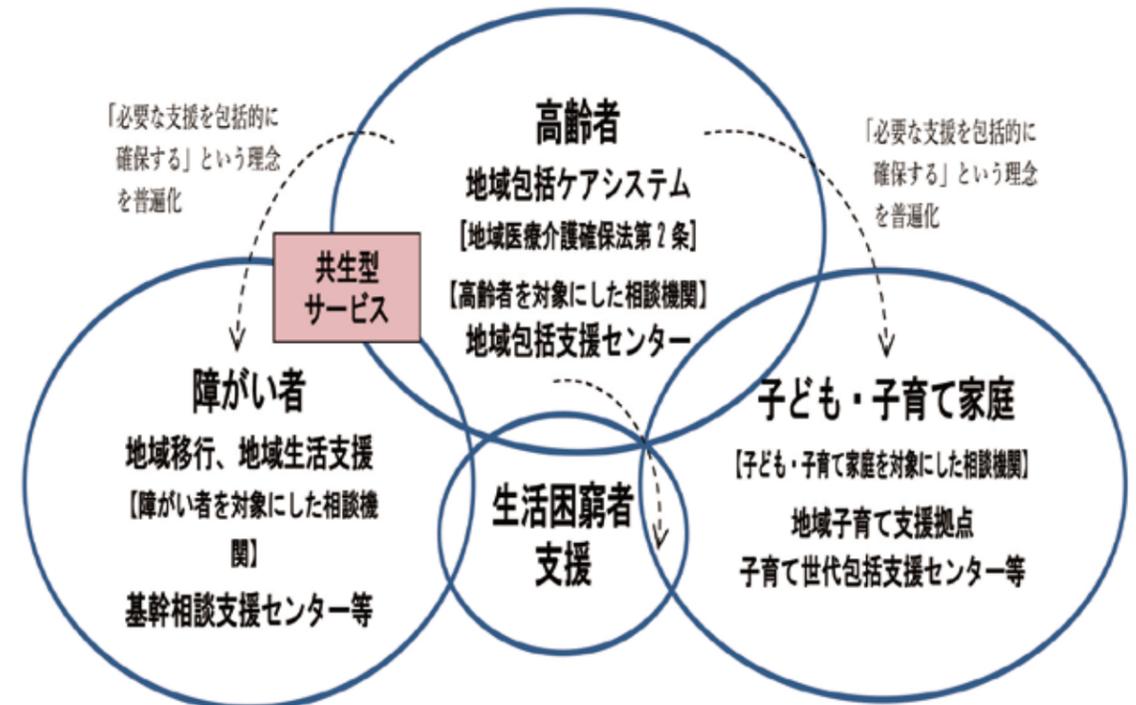
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていく社会を指しています。



出典:厚生労働省ホームページ 地域共生社会ポータルサイト

2017(平成29)年5月の社会福祉法の改正において、地域福祉推進の理念が示されるとともに、地方自治体による地域住民の地域福祉活動への参加促進のための環境整備や、関係機関の連携による分野を超えた相談体制の構築など、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

〇既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
- ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障がいの疑いがあるが手帳申請を拒否 等

出典:厚生労働省資料を基に作成

社会福祉法における理念、施策、事業の関係性



出典:厚生労働省

(2) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援整備事業の創設

2020(令和2)年6月に改正された社会福祉法では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざして行わなければならない」(第4条第1項)と規定され、このような地域づくりと支援体制の整備を進めるための方策の一つとして、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな任意事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みが創設されています。

重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現をめざすための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業が、令和3年4月からスタートしました。

※実施を希望する市町村による任意事業

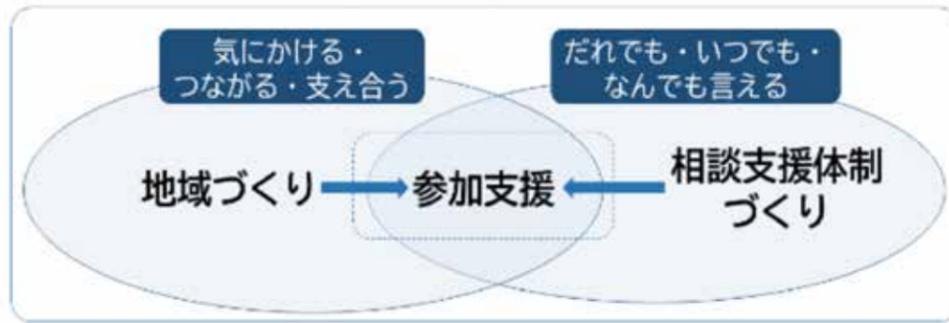


資料:「地域共生社会の実現に向けて(地域を基盤とする包括的支援の強化)」厚生労働省ホームページより作成

(3) 大阪市における地域共生社会の実現に向けた方針

大阪市においては、国の動向を踏まえて、2004(平成16)年3月に「地域福祉計画」を策定し、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」や「総合的な相談支援体制の充実事業」を進めてきました。本計画においては、2020(令和2)年の社会福祉法改正の趣旨も踏まえ、大阪市の方針を「地域づくり」と「相談支援体制の整備」を基本として定め、これまで進めてきた各分野におけるさまざまな取り組みについて整理し、施策のさらなる充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて、引き続き包括的支援体制の整備を進めるとしています。

(イメージ図)大阪市における包括的支援体制の整備



地域づくり

- ・地域福祉活動への住民参加を促進するとともに、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくりを支援します。
- ・自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える仕組みづくり(アウトリーチなどを通じた支援)に取り組みます。
- ・多様な主体の協働の推進を図り、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。
- ・「気にかける」や「つながる」、「支えあう」の視点を大切に、誰もが役割を持って、主体的に関わり続けられる活動の拡がりをめざします。
- ・災害時や災害に備えた要援護者の支援の仕組みづくりに取り組みます。

相談支援体制の整備

- ・既存の相談支援の仕組みでは解決できない複合的課題を抱えた世帯に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携して支える多機関協働の仕組みづくりに取り組みます。自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える仕組みづくりの取り組みとの連携により、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・生活困窮者自立支援制度などを通じ、「断らない相談」を推進するとともに、総合的な相談支援体制の充実事業と支援会議との連携を図ることで、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組みます。
- ・居住支援法人や関係機関と連携し、住まいに関する困りごとをお持ちの方(例えば、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など)の居住支援に取り組みます。
- ・民生委員・児童委員、市民後見人など地域生活を支える人材を増やしていくための取り組みや活動の促進、育成を進めます。
- ・研修やネットワーク構築などを通じて、福祉専門職や福祉・介護サービス事業者への支援を充実させ、福祉専門職の育成・確保を進めます。
また、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。

出典:第3期大阪市地域福祉基本計画より抜粋

第1章 北区地域福祉計画策定の趣旨と背景

1 大阪市北区地域福祉計画とは

(1) 地域福祉とは

北区では、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、多様な特性や背景を持つ人々が地域で暮らし、また、職場で働く人々、学校でまなぶ人々、さまざまな文化・社会活動を行う人々などが地域でともに活動しています。

「地域福祉」とは、このような地域に集うさまざまな人々が、自分らしく安心して住み、暮らし、まなび、働くことができるよう、地域に関わる全ての人が主役となり、ともに支えあい、生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくことです。

一方で少子高齢化の進展や経済・社会的格差の拡大、地域のつながりの変容などの社会情勢の変化に伴い、高齢者や障がい者の社会的孤立や虐待、子どもの貧困やヤングケアラー問題、児童虐待やDVなど、福祉課題はより一層多様化・複雑化しており、地域においても、これらの課題に対する対応は喫緊のものとなっています。

国の定める社会福祉法においても、2020(令和2)年6月に改正により「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざして行わなければならない」(第4条第1項)と規定されました。

このような状況の中、北区ではこの間、各地域において地域社会福祉協議会、地域活動協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員など、さまざまな活動主体によって各地域の実情や課題にあわせた取り組みや地域福祉を推進していくための仕組みづくりが進められてきています。

「福祉」とは、「**ふ**だんの **く**らしの **し**あわせ」と言われています

(2) 「北区地域福祉計画」の位置づけ

大阪市では、「大阪市地域福祉計画」(第1期:2004(平成16)年~2008(平成20)年度;第2期:2009(平成21)年~2011(平成23)年度)を策定し、地域福祉の課題に対応するための理念と方向性を定め、取り組みを進めてきました。2012(平成24)年12月には、「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)の考え方のもと、地域福祉においても、めざすべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」が示されました。

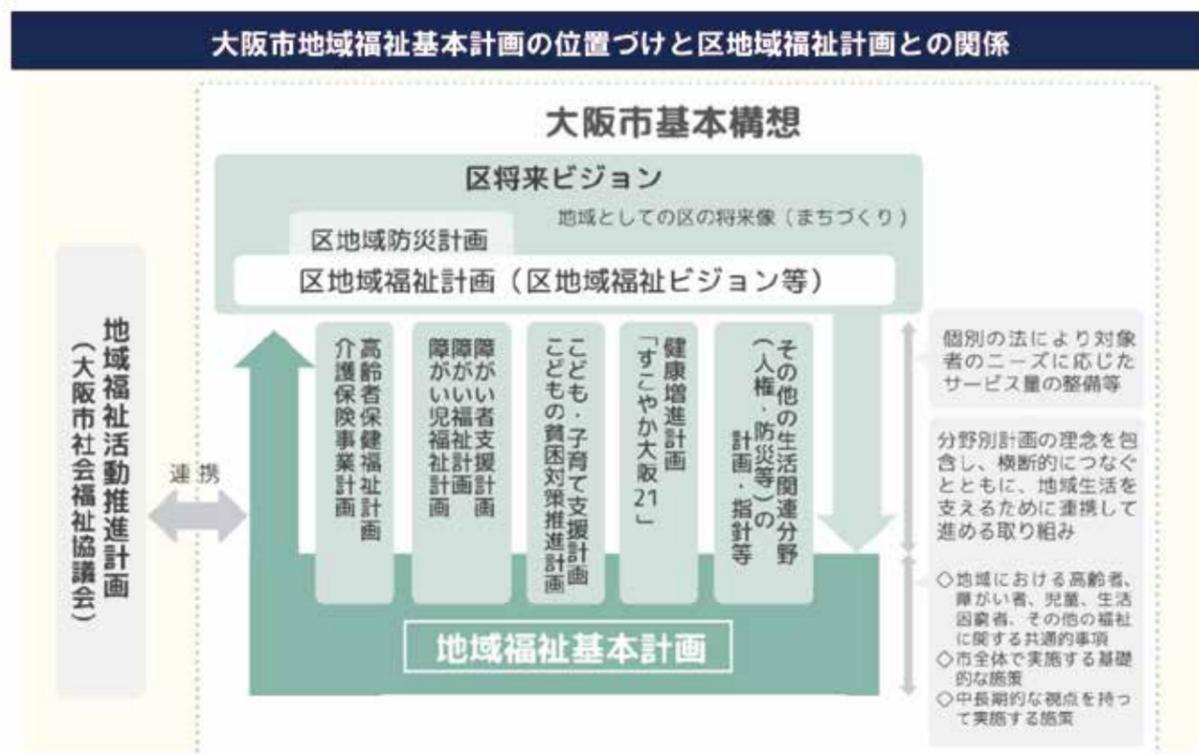
その後、少子高齢化の進展や家族構成の変化、就労形態の多様化など社会経済状況の変化に伴い、より一層複雑化する福祉課題に対応するため、「大阪市地域福祉基本計画(第1期:2018(平成30)年度~2020(令和2)年度);第2期:2021(令和3)年度~2023(令和5)年度)」を策定し、今般新たに2024(令和6)年度~2026(令和8)年度」を期間とする第3期大阪市地域福祉基本計画を定め、取り組みを継続することとしています。

北区においてもこの指針に沿い、地域福祉を推進するための基盤や仕組みづくりを進めるため、「大阪市北区地域福祉計画」(第1期:2015(平成27)年度~2019(令和元)年度;第2期:

2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)を策定し、北区の特色ある地域福祉の取り組みを進めてきました。

和暦 (年度)	平成 24 年～ 平成 29 年	平成 30 年～ 令和 2 年	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦 (年度)	2012～2017	2018～2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
大阪市	地域福祉 基本指針	地域福祉 基本計画	地域福祉基本計画 (第 2 期)			地域福祉基本計画 (第 3 期)					
北区	北区地域福祉 計画(第 1 期)		北区地域福祉計画 (第 2 期)			北区地域福祉計画 (第 3 期)					

この第1期、第2期計画に掲げた基本理念と大切にしたい視点を継承・発展させ、地域の福祉課題の解消に向けた取り組みを継続するため、このたび2025(令和7)年度～2029(令和11)年度を期間とする「第3期大阪市北区地域福祉計画」を策定するものです。



資料：大阪市ホームページより
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000430584.html>

2 第3期大阪市北区地域福祉計画の推進

北区においては、地域共生社会の実現に向け、その方向性と具体的取り組みを示す「大阪市北区地域福祉計画」を策定し、取り組みを推進してきました。(上記『1 大阪市北区地域福祉計画とは(2)「北区地域福祉計画」の位置づけ』参照)

2015(平成27)年3月策定の第1期計画(2015(平成27)年度～2019(令和元)年度)、2020(令和2)年3月策定の第2期計画(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)に続き、今回、2025(令和7)年度～2029(令和11)年度までを定めた「第3期地域福祉計画」を策定し、引き続き取り組みを推進していきます。

特に第2期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、区民の社会経済活動が大きな制限を受ける中、当区においても、区民の感染拡大や経済的困窮への対応、地域における諸活動の制限など、本計画の推進においても、想定外の影響を受けることとなりました。

このようなことから、第2期計画では、中間年にあたる2022(令和4)年度に、地域福祉推進会議において計画の再点検を行い、令和5年度以降の計画実施にあたり、「対面とオンラインとの各々のメリットを活かすハイブリッドによる地域活動」「行動制限の緩和に即して、最大限にリスクを押さえつつ、“顔の見える関係(支援ネットワーク)”の回復・拡大に努める」「キーワードは“対話(話しあい)”住民と関係者などが連携・協働を図りながら話しあいの場づくりに努めること」などを後期に向けた取り組みの視点として加えるとともに、計画推進の大切にしたい視点として、「気にかける地域づくりの推進」を新たに掲げ、地域、企業、社会福祉関係機関などと行政が連携しつつ創意工夫を行い、地域福祉活動を継続してきました。

第3期「地域福祉計画」においては、このようなコロナ禍におけるさまざまな制約や課題に対する「気づき」や「創意工夫の実践」を踏まえつつ、国の動向や第1期及び第2期計画より続く「包括的支援と参加・協働の推進」という地域福祉の潮流を継承・発展させ、「住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり」「一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな相談・支援の充実”」「ふくしのまなび」から『福祉の担い手』『参加し交流する場』づくりへ」「多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う仕組みづくり」を進めていきます。

本計画に基づき、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつづいていく「地域共生社会」の実現をめざし、この北区においても、地域における福祉課題の解消に向け、さらに取り組みを進めていきます。

3 計画の期間

本計画は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度の5年間を計画期間とします。なお、中間年にあたる2027(令和9)年度に必要な応じ取り組みの検証と見直しを実施します。

4 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、これまでの第1期及び第2期計画の取り組みの成果や課題を検証するとともに、区民の暮らしや地域福祉に関する意見、関わりなどを把握するため、北区において地域活動に携わっていただいている団体・活動者の皆様にアンケート調査を実施しました。また、北区地域福祉推進会議や北区地域支援連絡会議での意見を集約し本計画を策定するに至りました。

第2章 北区の現状と第2期大阪市北区地域福祉計画の検証

1 データに見る北区の現状

図表1 北区の現状データ

	項目	数値	24区中	大阪市平均	基準	出典
人口	人口総数(現在)	145,604人	6番目	115,569人	令和6年1月1日現在	大阪市推計人口
	人口総数(20年前)	96,761人	14番目	109,156人	平成16年1月1日現在	大阪市推計人口
	外国人登録人口	7,347人	9番目	7,176人	令和6年3月末現在	大阪市住民基本台帳人口・外国人登録人口
	昼間人口	420,354人	2番目	147,272人	令和2年10月1日現在	国勢調査
人口構成	年少人口(15歳未満)	13,771人	9番目	11,731人	令和6年1月1日現在	大阪市の推計人口(年齢別人口推計)
	老年人口(65歳以上)	25,912人	14番目	29,084人		
	年少人口(15歳未満)割合	9.5%	16番目	10.2%		
	老年人口(65歳以上)割合	17.8%	21番目	25.2%		
世帯構成	単独世帯率	63.7%	5番目	53.6%	令和2年10月1日現在	国勢調査
	高齢者のいる一般世帯のうち単独世帯率	31.40%	7番目	31.50%		
	一般世帯のうち母子・父子世帯	4,564	11番目	5,186		
	母子・父子世帯率	5.3%	22番目	8.5%		
各種手帳交付者	身体障がい者手帳	5,136人	15番目	5,626人	令和6年3月31日現在	区政概要
	療育手帳	954人	18番目	1,481人		
	精神障がい者保健福祉手帳	1,622人	14番目	2,123人		
保育所等	保育所数(小規模除く)	28施設	3番目	20施設	令和6年3月31日現在	介護保険統計資料
	認定こども園数	5施設	13番目	5施設		
	保育所、認定こども園入所児数	2,802人	8番目	2,448人		
要介護認定者	総数	5,730人	16番目	7,850人	令和6年3月31日現在	介護保険統計資料
	要支援1・2	1,700人	16番目	2,368人		
	要介護1・2・3	2,616人	15番目	3,554人		
	要介護4・5	1,414人	15番目	1,928人	令和6年4月1日現在	介護保険統計資料
	認知症高齢者等 要介護認定者のうち日常生活自立度Ⅱ以上	1,682人	14番目	2,111人		

- 人口総数は145,604人(令和6年1月1日現在)。24区中では6番目に多い。
- 昼間人口※は、24区中では2番目に多い。
- 年少人口割合は、24区中では9番目で、老年人口割合は14番目である。
- 昼間人口は人口の3倍近くある都会であるが、単独世帯が多く、高齢化も進んでいる。

※昼間人口：就業地・通学地による人口。なお、国勢調査における人口は「常住人口(夜間人口)」

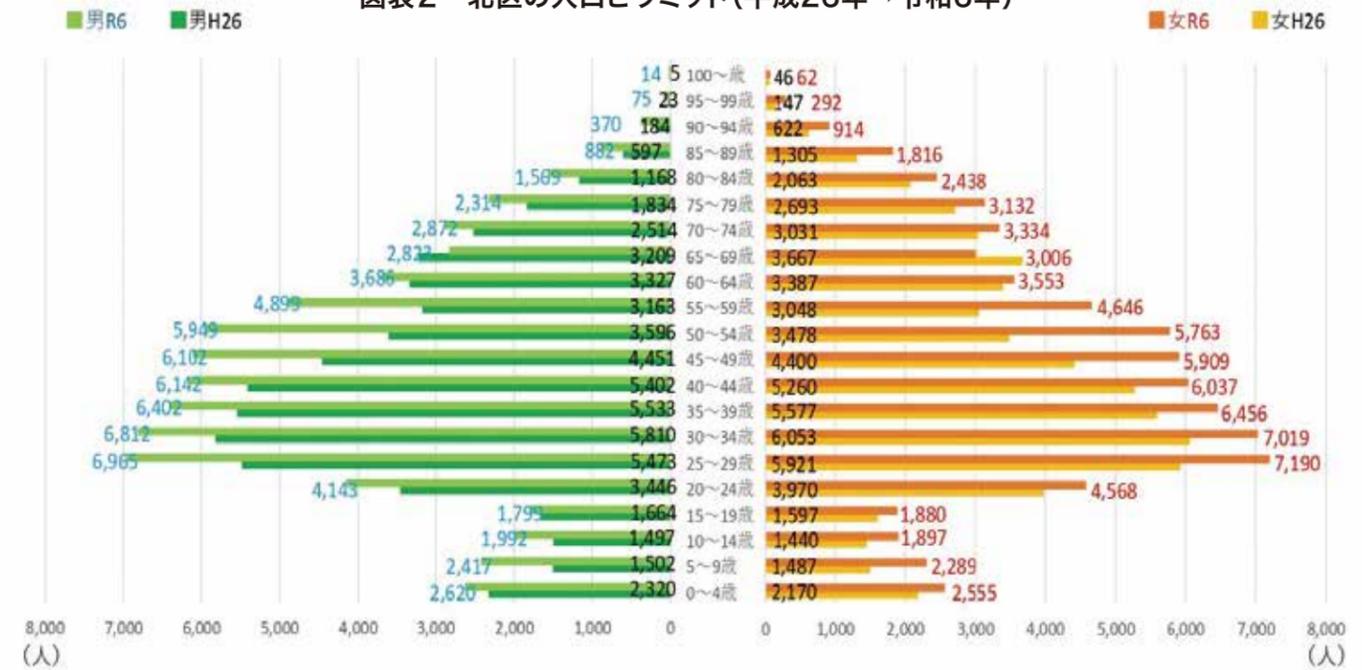
(1) 人口構造

北区の人口ピラミッドをみると、男女ともに30歳代が最も多く、15~64歳の生産年齢人口※のなかでも25歳から49歳が多い構造となっています。少子化が国レベルで進んでいますが、北区においては、未成年も人口は増加しており、年齢3区分人口(図表5)の長期的な推移をみると、すべての層で増加しています。

全体として、高齢化率が比較的低く、生産年齢人口が多いという都市型独特の人口構造となっています。

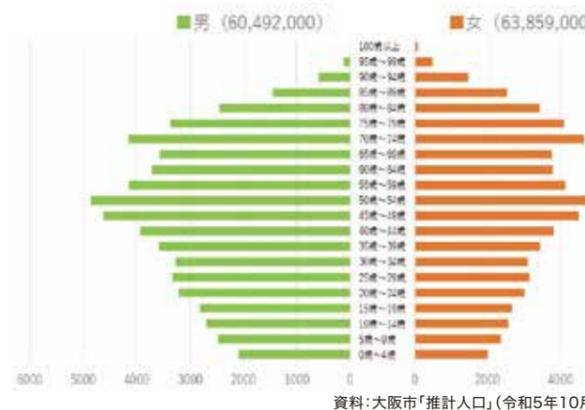
また、近年の人口の自然動態をみると、出生数が死亡数よりも多い「自然増」の状態です。図表6)社会動態については、その数の大きさから人口移動が激しい区域と言え、転入数が転出数よりも多い「社会増」の状態が続いています。(図表7)

図表2 北区の人口ピラミッド(平成26年→令和6年)



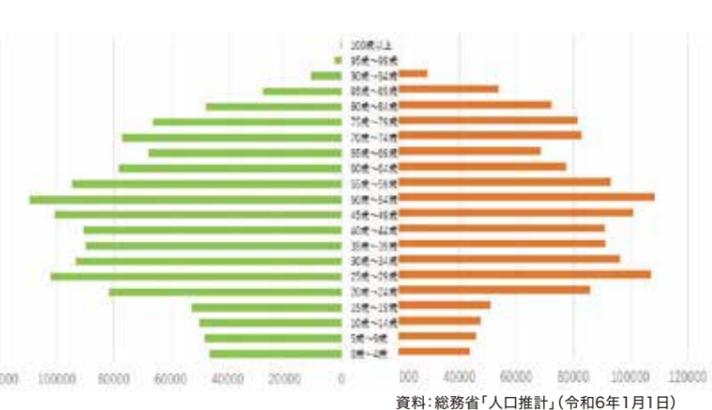
資料：大阪市「推計人口」(令和元年10月1日、平成21年10月1日)

◇参考 図表3 国(令和5年)



資料：大阪市「推計人口」(令和5年10月1日)

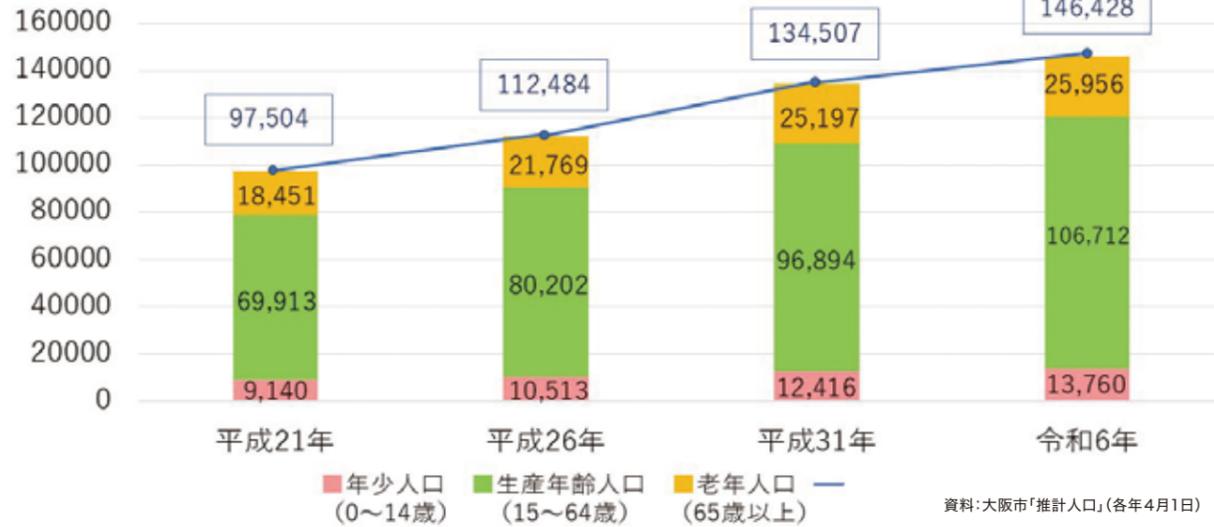
図表4 大阪府(令和6年)



資料：総務省「人口推計」(令和6年1月1日)

※生産年齢人口・・・生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口

図表5 北区の人口・年齢3区分別人口及び構成比



図表6 北区の自然動態(出生数・死亡数の推移と自然増減)



図表7 北区の社会動態(転入数・転出数の推移と社会増減)



(2) 高齢者について

北区の高齢者人口は、65歳から74歳の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者ともに増加しています。構成比をみると、前期高齢者の割合よりも、後期高齢者の割合が上昇しており、団塊の世代(昭和22~24年生まれの人)が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年に向け高齢化が進んでいます。(図表8)

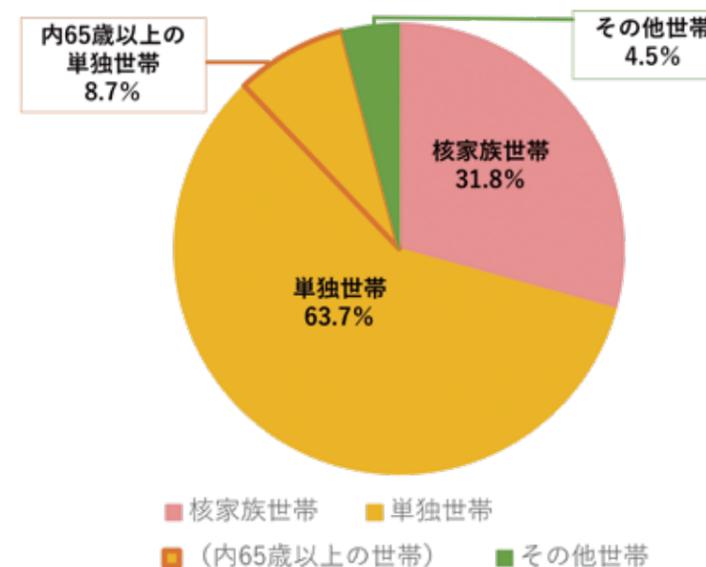
国勢調査によると、65歳以上の高齢者がいる世帯において、北区の単独世帯率は44.0%で大阪市の平均ですが、全国の29.6%と比べて14ポイント高くなっています。(図表9)

図表8 北区の高齢者数(前期・後期)の推移

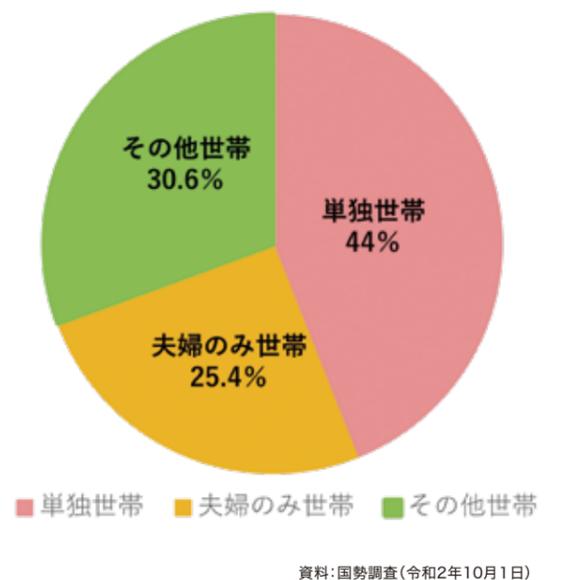


図表9 北区の世帯構成

<図表9-1 北区の一般世帯構成>



<図表9-2 65歳以上の高齢者がいる一般世帯の構成>



図表9-3 65歳以上の世帯構成(比較)



(3) 子どもについて

年齢3区分(図表5)でみた北区の年少人口比率は9.4%となっています。この年少人口を5歳階級別の比率で見ると、0~4歳が36.9%、5~9歳が34.4%、10~14歳が28.7%となっています。0~9歳の割合は、国・府・市の値に比べて高くなっています。(図表10)

図表10 年少人口の年齢5歳階級別構成比

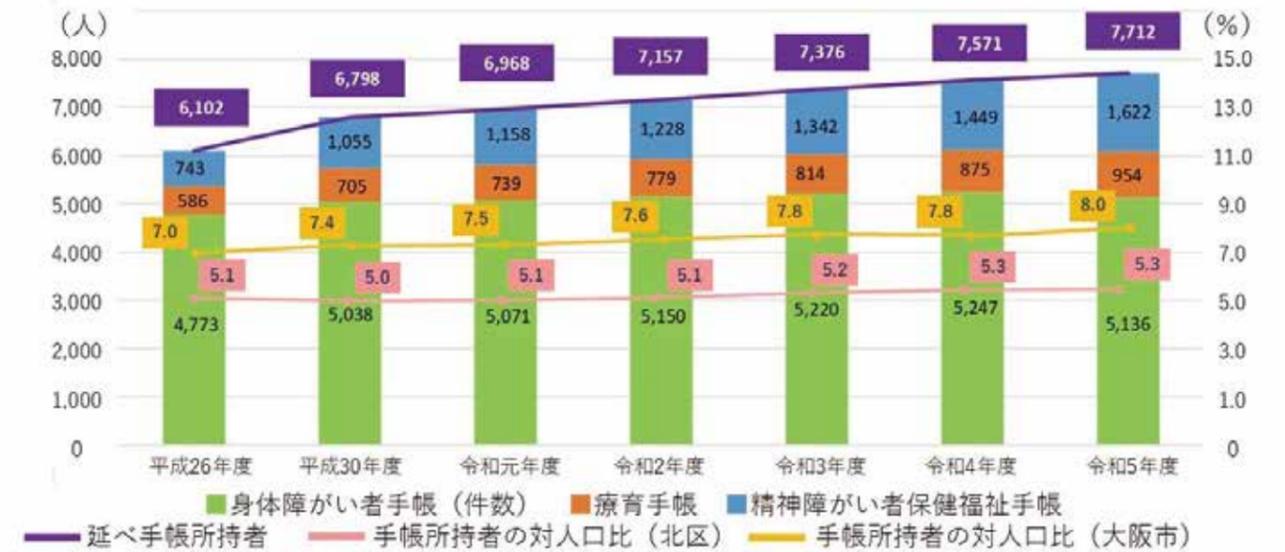


資料:大阪市「推計人口」、総務省統計局「人口推計」(令和6年4月1日)

(4) 障がい者について

北区の障がい者手帳所持者数で見ると、令和5年度末の身体障がい者手帳所持者は5,136人、療育手帳所持者は954人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は1,622人となっています。これまでの推移をみると、いずれも増え続けています。手帳の延べ所持率は、大阪市平均に比べて2.7%低くなっています。(図表11)

図表11 障がい者手帳所持者数等の推移



(5) 外国籍住民について

北区の外国籍住民の数は、年々増加しており、令和6年3月末現在で7,347人となっており、外国籍住民の比率(総人口に占める割合)も上昇し続けています。大阪市の比率に比べると低い値ではあるものの上昇とともに多国籍化が顕著になっています。

大阪市の割合には及ばないものの外国籍の方が増えており、多様な文化を持つ人々との関わりが増えていきます。(図表12)

図表12 北区の外国籍人口及び外国人比率の推移



(6) 区の特徴

◇転入が多く、人口異動の激しい区

北区人口は、令和6年4月1日現在で146,428人となりました。平成26年4月1日現在の112,484人(図表5)から、約34,000人増加しています。また近年は、毎年1年間に13,000人程度の人が転出しており(図表7)転入する人は転出数を上回っているため、近年は転入超過となっています。

なお、昼間人口は42万人を超え、昼間人口比率は301.6%(市内で2番目)と高くなっています。平成17年の昼間人口比率は430.4%あったので居住者が増えることで比率は下がっていますが、依然高い昼夜間の人口差があります。

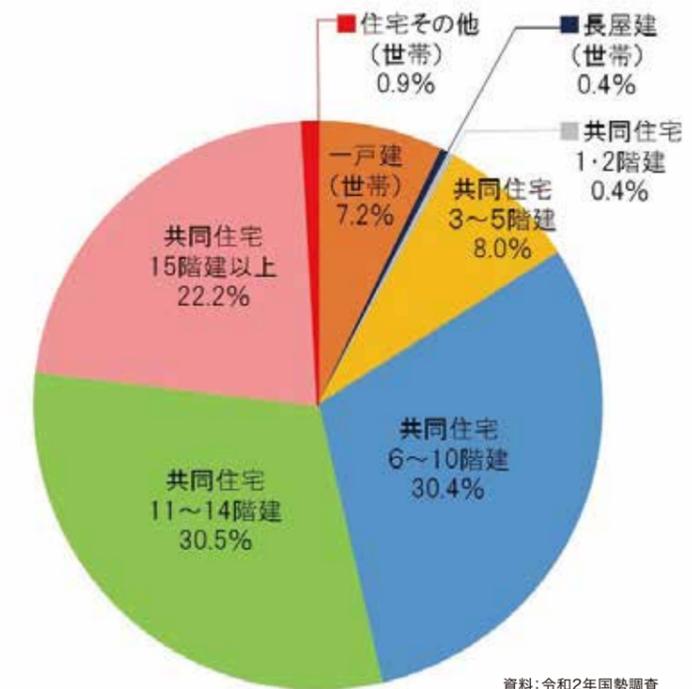
また、出生数が死亡数を上回る「自然増」転入数が転出数を上回る「社会増」が続いており、人口動態は増加が続いています。(11ページ図表6・7参照)(図表14)

◇マンション世帯が9割

北区では住宅別世帯の割合において、マンション世帯が9割を占めており、そのうち11階建て以上の高層マンションに住む世帯が52.7%となっています。(図表15)近年、タワーマンションやICTの普及などにより、地域コミュニティを取り巻く社会環境や情報環境が大きく変化しています。それに伴い一人ひとりのライフスタイルや価値観も多様化してきました。

そうした中、人とのコミュニケーションやつながりの希薄化、地域活動の担い手不足など、多くの課題が生じています。一方で、若い世代や新たな居住者を含めてさまざまな関心やテーマに基づく新しいつながりや活動も生まれています。

図表15 北区の住宅別世帯の割合



図表13 北区の昼夜間人口比率の推移



図表14 北区の人口動態の推移



イラスト

2 第2期大阪市北区地域福祉計画の検証

(1) 第2期大阪市北区地域福祉計画の基本理念と取り組みの柱について

第2期大阪市北区地域福祉計画(令和2年度～令和6年度)

基本理念

人と人とのつながりと支えあいのまち北区

～変化する社会に適応した地域づくりをめざして～

取り組みの3つの柱



【取り組みの柱1】地域でつながり支えあう活動の支援

- ①地域課題の解決に向けた取り組み
- ②災害時にも支えあえるつながりづくり
- ③地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進



【取り組みの柱2】“きめ細かい、相談・支援の充実

- ①相談支援体制の充実
- ②安心して暮らすことのできる支援の充実
- ③虐待防止と権利擁護支援の強化
- ④子ども、青少年が健やかに育つための支援の充実



【取り組みの柱3】ふくしのまなび

- ①福祉マインド(意識)の向上
- ②福祉人材の育成支援

(2) 地域活動に関するアンケート調査の実施について

第3期計画の策定にあたって、第2期計画の実績と成果及び課題を把握するため、令和6年7月に地域活動に関するアンケート調査を実施しました。

調査対象者:

地域社会福祉協議会(会長・副会長など)、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域福祉コーディネーター、食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロンなど
地域福祉活動の担い手、ボランティア・市民活動センター登録者など

(3) 第2期大阪市北区地域福祉計画の検証について

地域活動に関するアンケート調査の結果に加え、令和2年度から実施してきた地域福祉推進会議及び地域支援連絡会議での検討・報告事項等を総括し、区役所の各担当(政策推進課、地域課、福祉課、健康課)や北区社会福祉協議会、各関係機関により、第2期計画の体系(取り組みの3つの柱)に沿って、主要な取り組みについて、検証を行っていきます。

取り組みの柱 1

地域でつながり支え合う活動の支援

① 地域課題の解決に向けた取り組み

- 小地域福祉活動計画に基づく活動の推進
- 交流の場や居場所づくりを推進
- マンションコミュニティの活性化
- 区民へ情報提供を促進
- 地域福祉に関する活動の担い手の発掘・人材育成など

② 災害時にも支え合えるつながりづくり

- 見守り活動の推進、災害時の避難支援
- 災害時などの要援護者支援の取り組み強化
- 災害時における関係機関などとの連携
- 災害ボランティアセンターの啓発
- 災害ボランティアの育成

③ 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

- 多様な主体との関係づくり
- 企業との公民連携
- 地域福祉の視点の啓発活動・情報提供

イラスト

① 地域課題の解決に向けた取り組み

地域活動や福祉教育・防災教育などのまなびの場を、地域住民が出会い・知りあう機会と捉え、それぞれの課題や悩みを一人ひとりの「我が事(ごと)」と考え、その生活課題に「丸ごと」として対応できる地域共生社会※をめざし、北区社会福祉協議会や地域の各種団体や関係機関と連携し、小地域福祉活動計画の策定や小地域福祉活動を進めてきました。

※地域共生社会:厚生労働省による改革の基本コンセプト。制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざすもの。

(1) 地域のつながりと居場所づくりの充実

実績

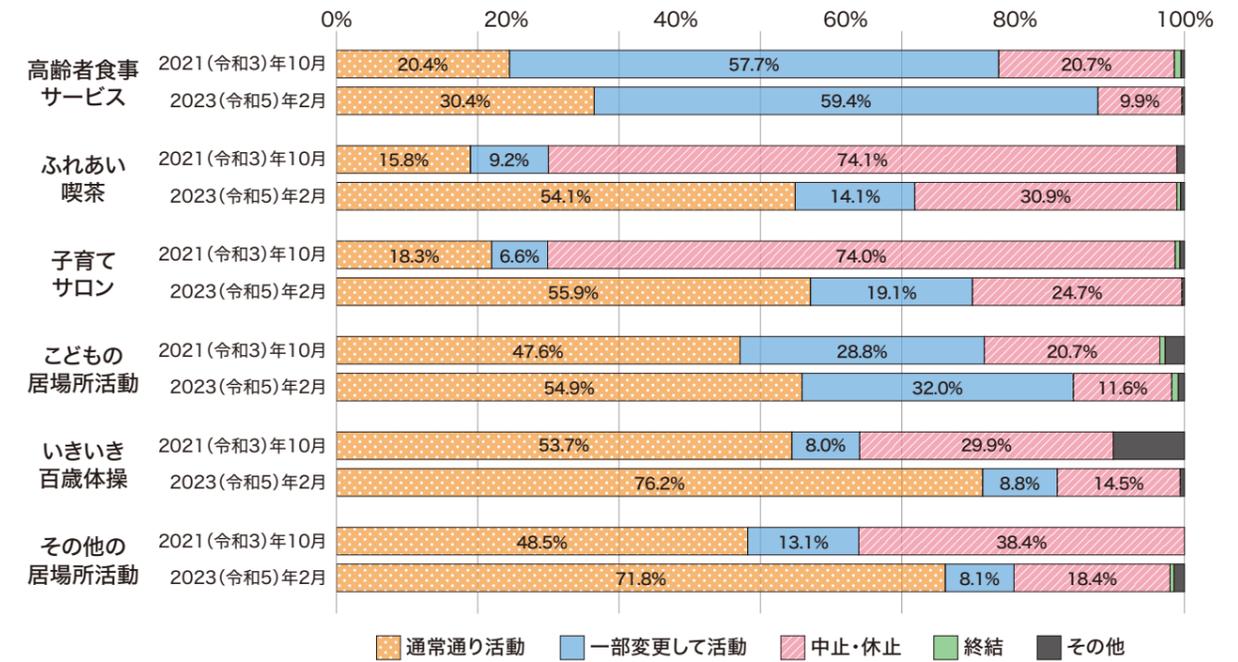
だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、身近な地域で暮らす者同士が、日頃から「声かけ」「見守り」「支えあい」、「気にかける・気かけあうこと」が大切です。お互いにつながり、存在を認めあえるからこそ、普段の生活の中において、周りの小さな変化にも気づくことができます。

令和2年より急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動が大きな影響を受ける中、各地域では、創意工夫を積み重ねて、地域の実情に合わせたさまざまな居場所づくりが行われてきました。高齢者対象の事業では、「食事サービス」や「認知症カフェ」など、介護予防やフレイル予防※を目的とした「いきいき百歳体操」や「はつらつ脳活性化教室」などが各地域において感染拡大抑止に最大限配慮しつつ継続実施され、地域での居場所として、健康の増進と孤独感の解消、社会参加の促進につながっています。

子どもを対象とした事業では、「子育てサロン」や「子ども食堂」などが各地域において展開されており、これらの取り組みは、従来の小地域のエリアを超えて、多様な当事者同士や担い手のつながりから生まれた新たな居場所なども展開されています。さらに、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に交流できる「居場所づくり」や「居場所への送迎の取り組み」など、ニーズにあった新たな活動の取り組みが進められ、地域によっては、小地域福祉活動計画策定などを通じて地域のニーズを把握し、居場所づくりにつなげることができました。

コロナ禍でもさまざまな工夫で活動を継続・再開

■コロナ禍における地域福祉活動の状況推移



出典：(社福)大阪府社会福祉協議会 コロナ禍における地域福祉活動状況調査

地域におけるつながりを回復するためにも、継続・再開のための工夫について活動者間で共有し、再び感染症が蔓延した場合などでも、人と人がつながり続けることのできる社会の構築が求められています。

「子どもの居場所」「子ども食堂」担当者交流会開催

■支援団体の横のつながりや情報共有の場づくりの一環として、担当者交流会を開催

	令和2年度～令和4年度	令和5年度
開催日	開催なし	令和6年3月9日(土)
開催場所	—	北区在宅サービスセンター
参加者数	—	18名
内容	—	・講演 一般社団法人こもれび 「北区の子どもを取り巻く現状や地域で子どもを支える意義、スクールソーシャルワーカーの役割や支援者との関係」 ・情報交換会・交流会

さまざまな居場所

- ・ふれあい喫茶※(13か所)
- ・認知症カフェ(7か所)
- ・はつらつ脳活性化教室※(15か所)
- ・子どもの居場所(4か所)
- ・高齢者食事サービス(13か所)
- ・いきいき百歳体操※(26か所)
- ・子育てサロン(17か所)
- ・子ども食堂(14か所)※ など



箇所数は令和6年6月末現在。ただし、「子ども食堂」は区社協で把握しているものに限る。

※フレイル予防：年齢を重ねるにつれて全身の筋力や心身の活力が低下している状態をいう。虚弱状態。早期に介入し対策すれば元の健康な状態に戻る場合もある。

※ふれあい喫茶：住民同士のふれあいを目的とした地域住民のボランティアによる活動。

※はつらつ脳活性化教室：「頭を使う」「体を整える」「心を動かす」の3要素を、バランスよく無理なく、効果的に実施していく認知症予防プログラム。

※いきいき百歳体操：手足首首におもりをつけ、DVDを観ながらゆっくりと手足を動かす筋力づくり運動のこと。

※子ども食堂：地域のボランティアなどが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組み。

課題と方向性

- ・従来の小地域における既存の居場所に加え、多様な担い手や新たなコミュニティ同士のつながりによる新たな居場所が展開されてきました。これらの新たな担い手や居場所を含め、これから新たに居場所づくりをめざしている地域や各種団体・個人への支援を継続することが求められます。
- ・多様な当事者などが、自発的に居場所づくりが行えるよう、さまざまな情報発信や環境づくりが必要です。
- ・今後も地域における福祉課題の把握に努め、ニーズに対応した福祉の取り組みが展開できるよう環境整備を進めます。
- ・子ども・若者育成支援などに取り上げられる「高校中退者支援」や「ひきこもり」、「ニート」など、何らかの困難を抱える子ども・若者を支援するための仕組みづくりを進めます。
- ・高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるよう、高齢者食事サービスやふれあい喫茶などの小地域福祉活動やいきいき百歳体操など健康増進活動への連携と支援を進めます。
- ・介護予防の充実、高齢者の社会参加や生きがいのため、地域や区社会福祉協議会などと区役所が連携し、地域の居場所づくりの立ち上げ・拡充支援などを行います。
- ・地域でのさまざまな取り組みについて、区役所からの地域情報発信を促進します。

イラスト

(2) 小地域福祉活動計画に基づく計画的・効果的な活動推進

実績

北区では、地域社会福祉協議会を中心に、平成25年度から平成30年度までに「小地域福祉活動計画」を9地域で策定し活動しました。計画策定後、新型コロナウイルス感染症拡大によって第1期計画に基づき取り組んでいた活動が中断などの影響を受け、活動を継続・再開するため、各地域において、さまざまな工夫がなされました。

このような中、令和6年度から令和8年度までの活動に対する「第2期小地域福祉活動計画」が、豊崎東地域・大淀西地域において策定されました。

第1期小地域福祉活動計画	
地域名(9地域)	豊崎、北天満、中津、豊崎東、大淀東、大淀西、梅田東、本庄、済美
第2期小地域福祉活動計画	
地域名(2地域)	豊崎東、大淀西

小地域福祉活動計画策定 地域の活動振り返り会の開催と計画推進

■振り返り会の開催

前年度までに計画を策定した地域において活動の振り返り会を開催し、活動の進捗状況や今後の課題について共有しました。

令和2年度～令和4年度	開催なし
令和5年度	豊崎東地域・大淀西地域

■令和5年度 小地域福祉活動計画第2期計画を策定

地域名	開催回数	参加者数	アドバイザー	策定計画名称
豊崎東	4回	29名	大阪公立大学大学院 講師 鷺浦 直子氏	豊崎東スマイルプラン
大淀西	5回	28名	大阪公立大学大学院 講師 鷺浦 直子氏	大淀西ニコニコプラン

■計画の推進

小地域福祉活動計画の策定により、地域の実情に応じたさまざまな取り組みが行われてきました。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で気軽に相談できる身近な相談窓口の設置 ・子ども見守り隊を中心に「あいさつ運動」や清掃活動を行い、地域の子どもたちとつながる ・小学校、中学校での大規模な「防災訓練」・「マンション防災訓練」や避難所開設訓練といった防災の取り組み ・子どもの居場所や認知症カフェ、年齢を問わず集えるふれあい喫茶などさまざまな居場所の提供 ・地域のイベントや活動の情報を地域住民に届けるための広報紙掲載やSNSによる情報発信
--------	---

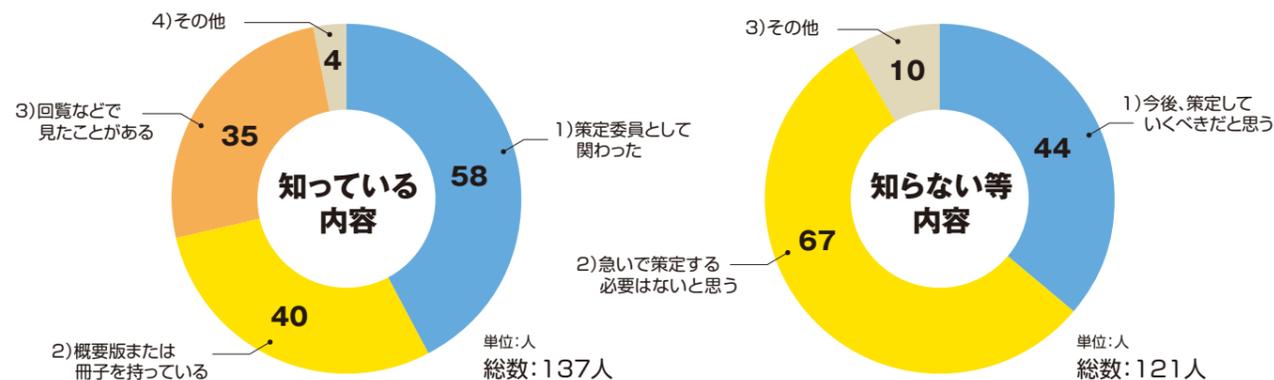
地域福祉活動の担い手に対する研修会の開催

各地域社会福祉協議会・地域福祉活動の担い手などを対象に、地域福祉活動に関する研修会を開催しました。また、住民主体の福祉のまちづくりの推進に向けて、社会福祉協議会の活動の周知を目的に研修会や社会福祉大会を開催しました。

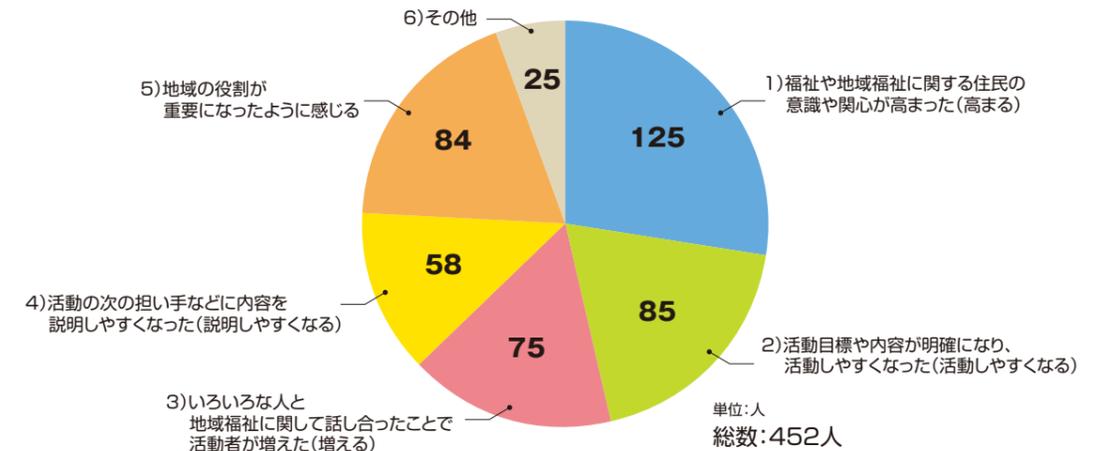
	子ども居場所事業「主任児童委員」「地域福祉コーディネーター」合同研修会	社会福祉大会 2021
開催日	令和2年7月10日	令和3年10月21日
開催場所	中崎町ホール (済美)	大阪工業大学 梅田キャンパス 常翔ホール
参加者数	47名	75名
内容	・講演会「不登校などの子どもの居場所に必要なこと」 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会 大阪乳児院 院長 大和謙二氏	・防災講演会 気象予報士 片平 敦氏 「最新版・非常情報の使い方～あなたとあなたの大切な人の命を守るために～」
	社会福祉大会 2022	社会福祉大会 2023
開催日	令和4年10月27日	令和5年10月25日
開催場所	北区民センター	北区民センター
参加者数	302名	445名
内容	遺品整理人がミニチュアで伝える孤独死の話 ～地域でつながることとは～ 遺品整理クリーンサービス 小島 美羽氏	映画上映会 「桜色の風が咲く」 9歳で失明し、18歳で聴力を失いながらも大学教授になった福島智氏の実話を描く

地域活動者へのアンケート(別添 問20・問21)では、策定地域における、小地域福祉活動計画の認知度が62.1%となっています。また、策定により、「地域の役割が重要になったように感じる」、「福祉や地域福祉に関する住民の意識や関心が高まった」、「活動目標や内容が明確になり、活動しやすくなった」といった効果が表れています。

図表16 小地域福祉活動計画に対する評価



図表17 小地域福祉活動計画策定による効果



課題と方向性

- ・地域の実情に応じた取り組みを継続する中で、共通する課題として、『既存事業の継続』、『担い手の減少』、『地域の広報伝達方法の工夫』が、2地域における第2期小地域福祉活動計画及び地域活動者の方に参画いただいた「地域支援連絡会議」のグループワークでの意見交換の場においても挙げられました。
- ・各地域における福祉課題の解決に向けて積極的に取り組む活動を支援するため、小地域福祉活動計画に基づく活動が拡大、充実するように支援します。
- ・各地域における計画の振り返りや地域でのPDCAによる進捗管理の支援を継続するとともに、計画策定の有無に関わらず、各地域における福祉課題の発見や共有化を図るための「話しあい・気づき」の場づくりを引き続き進めます。
- ・区役所職員が住民により地域における福祉課題を話しあうためのワークショップなどに参加し、住民自らが主体となって意見を出しあい、解決に向けて協働していく場づくりを支援します。
- ・すべての区民に対し、地域でのさまざまな取り組みについて、地域行事へ参加できるようきっかけづくりとなるよう、区広報誌やホームページ、SNSなど、ICTを含めた多様な媒体を積極的に活用し情報発信していきます。

(3) ユニバーサルスポーツでみんながつながり・楽しめるイベントの実施

実績

令和4年度より、障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者まで楽しめる「ユニバーサルスポーツ」イベントを実施してきています。

ボッチャ、スリーアイズ、ドッチビー、パラバルーン、小さい子ども向けにペットボトルボウリングなどを企画実施し、高齢者から子どもたちをはじめ、放課後デイサービスに通う児童やスタッフ、民間企業のボランティアなど、障がいの有無に関係なく、幅広い世代や属性の区民からの参加があり、スポーツイベントを通じ、障がい者への理解と地域社会参加への促進に向けた意識の醸成が進んでいます。

	令和4年度	令和4年度
イベント名	パラスポーツ展	障がい者スポーツ ～みんなであそぼ～
実施期間	令和4年10月17日～10月21日	令和5年3月4日
開催場所	区役所 区民交流プラザ	北区民センター2階ホール
参加人数	—	約80名
内容	パネルや用具の展示を通して、 パラスポーツ競技の周知と啓発を 行う	「ボッチャ」など年齢や障がいに 関わらず誰もが気軽に楽しめるユニ バーサルスポーツの体験と啓発

	令和5年度	令和5年度
イベント名	パラスポーツ展	障がい者スポーツ ～みんなであそぼ～
実施期間	令和5年8月21日～8月25日	令和6年2月18日
開催場所	区役所 区民交流プラザ	北区民センター2階ホール
参加人数	—	約80名
内容	パネルや用具の展示を通して、 パラスポーツ競技の周知と啓発を 行う	「ボッチャ」など年齢や障がいに 関わらず誰もが気軽に楽しめるユニ バーサルスポーツの体験と啓発

課題と方向性

障がいのある方への理解・交流と地域社会への参加を進めることをめざし、北区障がい者基幹相談支援センターや地域自立支援協議会、北区スポーツ推進員協議会、民間企業などと連携し、子ども・子育て世代、高齢者、障がい者など多様な方が気軽に集い、参加し、交流できるイベントを今後も実施していきます。



パラバレーン(左)、ボッチャ(右)を体験

(4) マンションコミュニティづくりの支援

実績

北区では、中・高層マンションが増え続け、マンション世帯の割合は約9割に上る中、マンション住民同士が知りあう機会は少なく、交流も盛んとは言えない状況であり、行事や地域活動での交流や連携も図れていないのが現状となっています。

これまで地域と関わりの少ない、とりわけマンション住民をはじめとする地域住民に対して、地域活動への参加・参画を促す事業を地域の実情にあわせて進めて行く必要があり、各マンションの実情に即した防災講座や防災の基本ルールづくりなど防災をきっかけとしたマンションコミュニティの形成を支援してきました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援した件数	0件	93件	155件	170件

課題と方向性

- ・日常の見守りや災害時の安否確認などにおけるオートロックの問題など、マンションを取り巻く課題は多く、今後もマンション建設が進む中で、継続して取り組む必要があります。
- ・引き続き、マンション住民と地域活動とのつながりを模索し、区役所、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどからさまざまな地域情報の発信をしていきます。
- ・第2期計画のもと新たな居場所が展開されています。マンション住民を含めた多様な当事者などが、自発的に居場所づくりが行えるよう既存の居場所と新たな居場所、また、新たに居場所の展開をめざしている地域や各種団体・個人に対して、情報発信や環境づくりなどの支援を継続していきます。
- ・マンションコミュニティづくりの支援を行うことで、マンション居住者を含め、より多くの住民参加による自律的な地域運営の実現をめざし、マンション内での福祉ニーズに沿った取り組みが展開できるよう環境整備を進めます。

イラスト

② 災害時にも支えあえるつながりづくり

小地域での福祉活動は、身近な近隣での助けあい・支えあいの基盤となり、日頃からの見守り活動においては、「あいさつ」や「声かけ」などが重要です。

北区では、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者の行政情報」を基に同意確認を実施し、「要援護者名簿」を作成し、事前に区役所と「個人情報」の取扱いに関する協定を締結している地域団体に名簿の提供を進めてきました。また、認知症高齢者などが行方不明になったときの早期発見につながるための取り組みも進めています。

このほか、地域での防災訓練や災害ボランティアセンターの機能強化など、災害対策に関わるさまざまな取り組みについても福祉の視点を大切にしながら進めてきました。

(1) 地域での要援護者支援体制づくり

実績

大阪市では、平成27年度より「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を展開するため、区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置し、地域における見守り体制の強化、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を図っています。

北区においても、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、民生委員・児童委員などとも連携し、要援護者の見守りネットワークを広げ、支援につなげています。

台風や集中豪雨、地震等の自然災害発生時のみならず、大規模な火災や爆発など、要援護者の避難支援において、「自助」、「共助」が初動において大変重要な役割を果たしてきました。日頃から継続的に見守り活動を行うことが重要であるため、以下の取り組みを行ってきました。

■要援護者名簿の整備と名簿の地域提供の取り組み実績

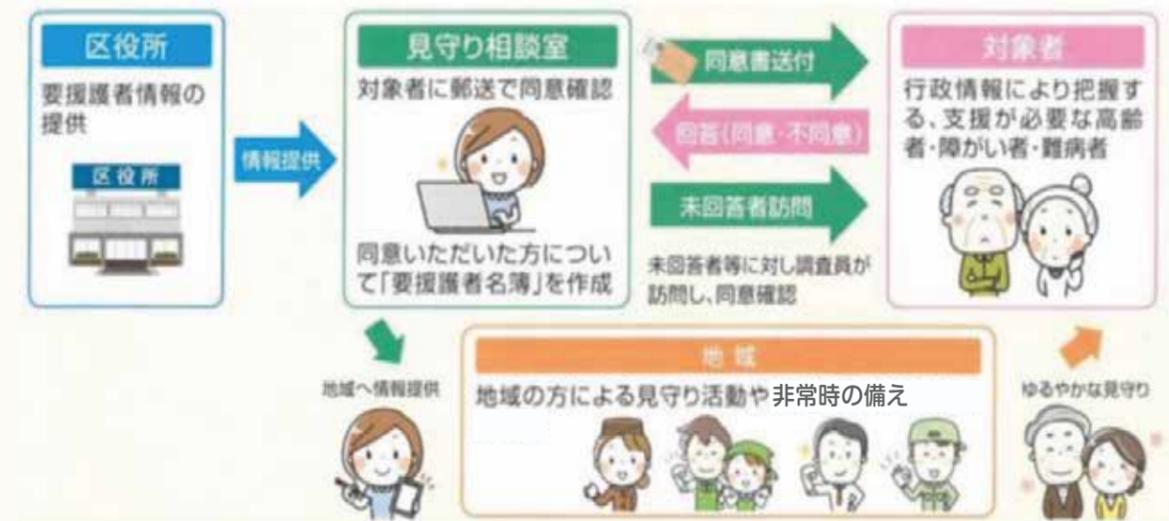
大阪市が保有する行政情報（障がい、介護など）を基に、見守り相談室より対象者へ同意確認書を発送し、本人の同意を得て、要援護者の情報を集約後、地域での平時の見守り活動や非常時の備えにつなげています。

〈名簿登載者対象者と提供状況〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 (一定の障がい等を有する者)	4,826人	4,872人	5,009人
要援護者名簿登録者数 (同意を得た者)	2,472人	2,337人	2,260人

(※各年度3月末時点)

要援護者名簿の同意確認・名簿整備から地域提供への流れ



■個人情報・要援護者名簿等の適正な取り扱いについての研修会を開催

※令和2年度、令和3年度は開催なし

	令和4年度	令和5年度
開催日	令和5年2月26日(日)	開催なし
開催場所	北区民センター	—
参加者数	51名	—
内容	平時からのつながりと防災	—

課題と方向性

- ・見守り活動のための要援護者名簿の充実に向けて同意確認に継続して取り組みます。
- ・地域へ提供している要援護者名簿を活用した緩やかな見守り活動を継続します。
- ・避難時における福祉避難室*設置など福祉的視点を取り入れた避難所運営について、地域で行われる防災訓練や研修会などを通して検討します。

※福祉避難室：災害時避難所の配置を考える際に、要援護者のための部屋のこと。
福祉避難所は、高齢者や障がい者(児)など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象とした避難所。

(2) 日常的な見守りの強化

実績

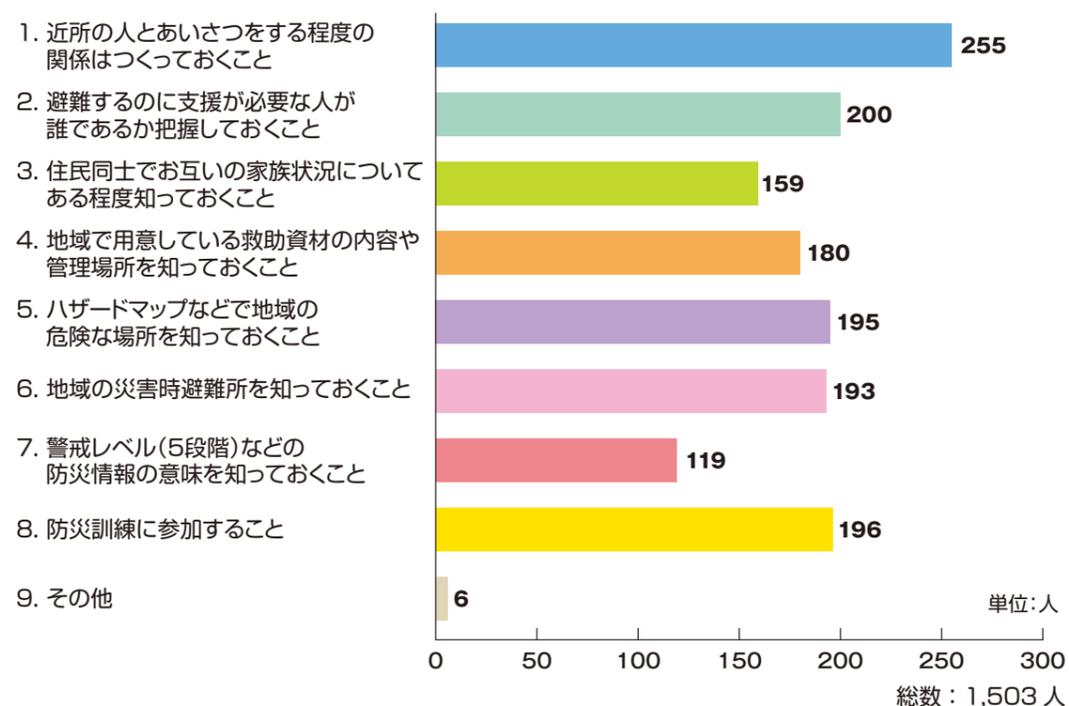
昨今の日本各地での災害などから、いざという時こそ地域コミュニティと日頃からの見守りが大変重要であることが再認識されてきました。

災害に備えて事前に準備しておくことは重要です。また、災害時には、声を掛けあい、助けあうことがお互いを守ります。日頃から顔見知りになり、支援が必要な人を把握することが大切です。

区内の約9割がマンション世帯であることを踏まえた地域コミュニティの形成を促進するため、防災訓練や防災講座などに参加できる機会を増やす必要があります。

地域活動者へのアンケート結果(別添 問28)によると、災害発生を想定した地域での備えやつながりに必要なことは、「近所の人とあいさつをする程度に関係はつくっておくこと」や「避難するのに支援が必要な人が誰であるか把握しておくこと」の意見が多く出ています。

図表18 災害時を想定した地域での備えやつながりについて大切なこと



課題と方向性

- ・見守り活動の担い手が減少している中、隣近所などでのゆるやかな見守りを進めます。
- ・マンションでの防災の取り組みと並行して、日頃からの見守り体制づくりを支援します。

(3) 地域防災の取り組み

実績

区内の約9割がマンション世帯であることを踏まえた地域コミュニティの形成を促進するため、防災訓練や講座に参加できる機会を増やす必要があります。「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災意識の基に、災害に強いまちづくりに向けて、各地域では町会を中心とした自主防災組織がさまざまな防災の取り組みを実施しています。区役所のほか消防署や北区社会福祉協議会などの関係機関は自主防災組織の活動を支援するとともに区内の小中学校での防災授業等の支援を行っています。

■地域防災の取り組み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
防災訓練や講座等の参加者数	4,551人	7,692人	11,964人	10,105人
(参考)				
・ジシン本講座の開催	52回	61回	65回	59回
・小中学校と連携した防災訓練	6校	14校	15校	13校

課題と方向性

区民の防災意識向上や地域が主体的に避難所の開設・運営を行えるよう「自助」「共助」の力を高める取り組みをすすめ、地域防災力の向上をめざします。

イラスト

(4) 災害ボランティアセンターの機能強化

実績

■災害ボランティアセンターシミュレーション研修

北区で災害ボランティアセンターを立ち上げた際の運営を支援する支援者の養成講座として、ボランティアの受付やニーズ把握とマッチングなどのシミュレーション訓練を実施してきました。

開催日	場所	参加者	備考
令和3年2月27日 3月6日	北区在宅サービスセンター	18名(延べ35名)	災害ボランティアセンター 運営者養成講座
令和3年3月	北区在宅サービスセンター	区社協職員:40名	DVD研修
令和3年11月13日 11月20日	北区在宅サービスセンター	11名(延べ22名)	災害ボランティアセンター 運営養成講座
令和4年1月15日 1月16日	北区在宅サービスセンター	21名(延べ42名)	災害ボランティアセンター 運営支援者スキルアップ講座
令和4年9月3日 9月10日	北区在宅サービスセンター	10名(延べ20名)	災害ボランティアセンター 運営支援者養成講座
令和5年1月21日	北区民センター	21名	災害ボランティア 運営支援者スキルアップ講座
令和5年9月9日 9月16日	北区在宅サービスセンター	13名(延べ26名)	災害ボランティアセンター 運営支援者養成講座
令和6年2月17日	中崎町ホール	24名	災害ボランティア 運営支援者スキルアップ講座

■ふくし防災フェスタの開催

被災地の現状を知り、防災意識を高めるためふくし防災フェスタを開催

※令和2年度・令和3年度は開催なし

開催日	場所	参加者	備考
令和5年2月26日	北区民センター	178名	・災害時ならびに避難時の高齢者、障がい者(児)の自助を考える講座やワークショップの開催
令和6年1月21日	北区民センター	290名	・災害救助犬によるデモンストレーション

■ふくし・防災のまなび

地域や学校などと連携した防災講座・防災訓練を開催し、福祉の観点から防災啓発に取り組んだ。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	4回	4回	11回	5回
参加者数	273名	281名	1138	526名
内容	地域や学校などで災害ボランティア活動についての講座を実施			

■その他

平成30年度より区役所、区社協合同の防災訓練を実施し、連携の強化を図ってきました。

課題と方向性

今後も災害ボランティアセンターの機能の充実にに向けた取り組みを進めるとともに、区役所と北区社会福祉協議会など関係機関との連携を継続し強化します。

③ 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

区内には、医療機関や福祉・介護事業所だけでなく、さまざまな企業や事業所が多数立地しています。この特性を活かし、地域と企業や事業所などとのつながりを進めるため、地域の福祉課題を共有する場づくりを進めています。また、企業や事業所などの社会貢献活動と地域が取り組んでいる小地域福祉活動などが協力・連携することができる環境づくりを進めました。

(1) 企業や事業所とのネットワークの構築

実績

認知症高齢者などが徘徊などにより行方不明になった場合に、警察による捜索の補完的なものとして、区役所に事前登録をしている医療・福祉・介護事業所や企業、地域住民などの協力を得て、行方不明になった方の身体的特徴、顔写真などの情報をメール等で一斉送信し、早期発見、保護につなげる取り組み「きたくメール(認知症高齢者等見守りネットワーク事業)」を進め、年に1度、登録事業者対象の勉強会・連絡会を開催し、認知症の理解を深めています。

■「きたくメール」登録事業者(令和6年6月30日現在)

登録事業者等 (民生委員・児童委員協議会、地域社会福祉協議会、相談支援機関、医療機関、薬局、郵便局、遊技場など)

168団体
323名

■「きたくメール」登録者数(令和6年6月30日現在)

きたくメール登録者数

89名

■「きたくメール」登録事業者対象の勉強会・連絡会を開催

※令和2年度、令和3年度は開催なし

開催日	令和5年2月17日	令和6年2月14日
実施場所	北区役所	北区役所
参加者数	25名	41名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「警察取扱いの高齢者保護の現状について」(大淀警察署生活安全課) ・講演「オレンジチーム業務」(北区ハートフルオレンジチーム) ・認知症高齢者等見守りネットワーク事業の現状報告、その他情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「警察取扱いの高齢者保護の現状について」(大淀警察署生活安全課) ・認知症高齢者等見守りネットワーク事業の現状報告、その他情報交換 ・DVD鑑賞「認知症てなぁに？」

このほか、災害発生時、地域住民や行政機関と連携して救護活動などへの協力、また、日頃から防災・減災活動に協力していただける事業所や店舗などに事前に登録していただき、可能な範囲の協力を自らの意思に基づき行っていただく制度(北区防災パートナー)を進めています。

■協力事業者による地域見守り連携協定

大阪市では、支援を必要とする人を早期に発見し、孤立死を未然に防ぐことを目的に、配食サービスなどのライフライン事業者(協力事業者)と連携協定を締結し、地域の見守りネットワークの強化に取り組んでいます。

令和6年6月末現在

北区と協定締結

5事業者

大阪市と協定締結

6事業者

■福祉避難所の指定

災害時、高齢者や障がい者(児)など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所です。北区では、社会福祉施設などの協力を得て、6施設の福祉避難所があります。(令和6年6月末時点)

■北区防災パートナー登録事業所

災害発生時、地域住民や行政機関と連携して救護活動などへの協力、また、日頃から防災・減災活動に協力していただける事業所や店舗などを事前に登録しています。

登録事業所:101事業所(令和6年6月末時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規登録事業所数	3	5	0	3

■津波避難ビル登録施設(民間施設)

大阪市では、津波被害から区民の命を守るため、民間施設を津波避難ビルとして指定し、地域の防災力向上を図り、安心して生活できるまちづくりをすすめています。

区内登録施設数:33棟(令和6年6月末時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規登録施設数	1	2	1	1

■マンション管理業協会との連携協定

平成31年1月に「北区役所と一般社団法人マンション管理業協会関西支部との連携に関する協定」を締結し、地域コミュニティの推進、防災・災害対応や福祉などについての連携協力の体制を整えるきっかけづくりを行いました。

課題と方向性

- ・今後も企業や事業所などに認知症高齢者の見守り活動や防災活動などを通じて、さらなるネットワークの拡充を進めます。
- ・協力事業者以外の事業所や地域住民からも多くの見守り連絡があり、日頃の小さな気づきをよりキャッチアップできるよう周知します。

(2) 企業・団体と地域・区役所との連携の促進

実績

地域活動への企業の参画は活性化してきており、「ライフライン事業者」の見守り体制や「子どもの居場所事業者」への食事提供、「フードドライブ※」の取り組みなどの事例がみられます。

区の取り組みとしては、令和4年4月に株式会社ファミリーマートとパートナーシップを締結、

※フードドライブ:企業や家庭にある保存可能な食品を募り、食品を必要としている生活困窮者支援団体や個人などに寄付するための活動のこと。

同社が実施する「ファミマフードドライブ」と連携し、北区社会福祉協議会と協働して、生活に困窮し支援が必要なご家庭や子どもたちに「食」の支援を行う「フードドライブ」事業を開始しました。店舗で受け付けた食品を、支援を必要とする方々やご家庭に寄贈(生活困窮者や子ども食堂、北区社会福祉協議会が実施するフードパントリーでの提供など)しています。

当初は2店舗から始まった取り組みは、その後、協働事業者を区内民間企業、子どもの居場所を運営する地域団体を加え、協力店舗も現在は11店舗に拡大しています。(令和6年7月末時点) フードパントリーの開催日は相談員が常駐し、相談対応も行っています。

課題と方向性

地域活動への企業の参画が活性化してきていますが、まだまだ認知度が低く、地域特性により偏りもみられます。今後も引き続き、積極的に周知を行い、SDGsの取り組み目標でもある「貧困をなくす」「すべての人に健康と福祉を」「持続可能な消費生産形態」に貢献し、企業と地域との新たな活動のつながりや拡がりを持てるような場づくりを進めます。

■北区社会福祉協議会と企業の連携

「フードドライブ」においては協力企業・団体の発掘に取り組みました。年2回「フードパントリー」を実施し、当日の支援についても企業・団体に協力いただきました。生活に不安を持つひとり親子育て世帯を中心に食糧・日用品支援を行い、ゲームコーナーなど子どもと交流できる場を運営していただく中で、具体的な生活課題について一緒に考える機会となっています。

■北区役所(福祉課)と企業との連携協定

締結日	連携先	協定の概要
令和4年4月15日	株式会社 ファミリーマート	食品の廃棄の削減に貢献し、また生活の困窮等により支援を必要とする人々への援助を目的として、来店者から寄贈された食品を一時預かり、区に提供する
令和4年9月26日	中西金属工業 株式会社	地域の福祉向上や子育て支援、教育活動の支援や防災・防犯等安全・安心のまちづくりをより一層進め、区民サービスの向上及び区域の成長・発展を図ることを目的とする
令和6年3月18日	株式会社 ドン・キホーテ	社会福祉の向上と子どもの健全育成を図ることを目的とする
令和6年3月21日	山田不動産株式会社	社会福祉の向上と子どもの健全育成、カンボジア王国との文化交流及び相互理解の促進を図ることを目的とする

■社会奉仕活動(福祉目的)による寄附贈呈

寄贈日	寄贈団体	寄贈品
令和6年8月20日	大阪北梅田 ロータリークラブ	・車椅子 2台 ・ポッチャ 3セット

(3) 効果的な区政情報・地域情報の発信

実績

区政情報・地域情報の発信について、相談・支援・参加を必要とする方が必要な時に適切な制度・サービスを円滑に利用できるよう、子どもから高齢者、また障がいのある人や外国にルーツのある人にもアクセスしやすく、わかりやすい情報提供を行っています。

また、区政情報の発信を強化することと並行して、区民同士での情報交換ができるプラットフォームとして、令和2年度から連携を始めた地域コミュニティアプリ「ピアッザ」を活用し、住民同士のつながりの形成を促進しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
チラシ配布枚数	17,430枚	21,000枚	15,000枚	18,000枚

広報紙で、アプリへの登録呼びかけを行う。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
掲載回数	6回	12回	12回	12回

課題と方向性

従来型の広報紙や回覧板、ポスター掲示の手法のほか、さまざまな媒体の活用やアウトリーチも含め、相談・支援・参加を必要とする方の視点に立ったわかりやすい情報発信に取り組みます。

また、地域コミュニティアプリ「ピアッザ」の認知度の向上を図るため、広報紙、SNSなど機会を捉えて情報発信を行い、登録者を増やし、地域でのより活発な住民交流を促進します。また、区役所からの投稿呼びかけなどを実施し、区民同士の情報交流を促していきます。

- ・区広報紙、区ホームページ、SNSなどのさまざまな媒体での相談支援機関や各種支援策などの情報発信の充実・強化を図ります。
- ・関係機関、相談支援機関に関する情報を効率的・効果的に広報することで、多くの方が自分にあったニーズやサービスにたどり着けるように支援を行っていきます。

取り組みの柱 2 “きめの細かい”相談・支援の充実

① 相談支援体制の充実

- CSW、SSW、地域福祉コーディネーターの配置、身近な相談窓口の強化
- 包括的な支援について、関係機関などと連携
- 情報発信強化

② 安心して暮らすことのできる支援の充実

- 福祉コミュニティづくりの継続
- 区民のサロン活動などの支援
- ふれあい喫茶などの小地域福祉活動や健康増進活動への支援
- 相談支援機関や事業者などとの連携、相談・支援の充実
- 障がいに関する専門機関との連携強化
- 当事者の自発的・自主的な活動を支援、地域において参加できる場づくりの推進
- 認知症相談窓口の周知、認知症に関する正しい知識の普及・啓発など
- 取り組みや相談窓口などの情報を、マンションなどと連携し周知

③ 虐待防止と権利擁護支援の強化

- 虐待の早期発見に向けた啓発
- 関係機関連携、ネットワークづくりの推進
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用促進 など

④ 子ども、青少年が健やかに育つための支援の充実

- 安心して子どもを産み育てられる地域の取り組みの支援
- 支援機関の連携
- 子育てに関するさまざまな制度や取り組みの充実と情報発信

イラスト

① 相談支援体制の充実

福祉課題が複雑・多様化する中、地域福祉の推進は区民の生活に根ざした活動になっています。これまで地域社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会をはじめとした組織・団体とコミュニティソーシャルワーカー※(以下:CSW)やスクールソーシャルワーカー※(以下:SSW)などの専門職、地域福祉コーディネーター※などが協力・連携し、一人ひとりに寄り添いながら個別の課題に対応してきました。また、社会的孤立や虐待などの対応から、さまざまな相談と支援により、一人ひとりの安心な暮らしに向けた取り組みのみならず、制度の狭間にいる人々を早期に発見し、支援していくための体制整備を第2期計画においても構築してきました。

※CSW: 制度の狭間や複数の課題を抱えるなど、支援を必要とする人や世帯などに対して、課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行うなど、要援護者の課題解決をするための支援をする専門職
 ※SSW: 児童・生徒の問題に対して、保護者や教員と協力しながら課題の解決を図る専門職
 ※地域福祉コーディネーター: 区内の各地域で、生活課題を抱えている人の相談に対応し、支援の必要な方の見守りや、関係機関へのパイプ役を担う人のことです。

(1) 地域福祉コーディネーターの配置

実績

平成25年度より地域福祉コーディネーターを各地域に配置(16地域、令和6年3月現在)し、身近な地域で相談に応じ、地域のネットワークを活かした見守り活動や、さまざまな生活課題を抱えている人を早期発見し、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)などの専門職や支援機関と連携し支援を行っています。

■地域福祉コーディネーターの相談等実績

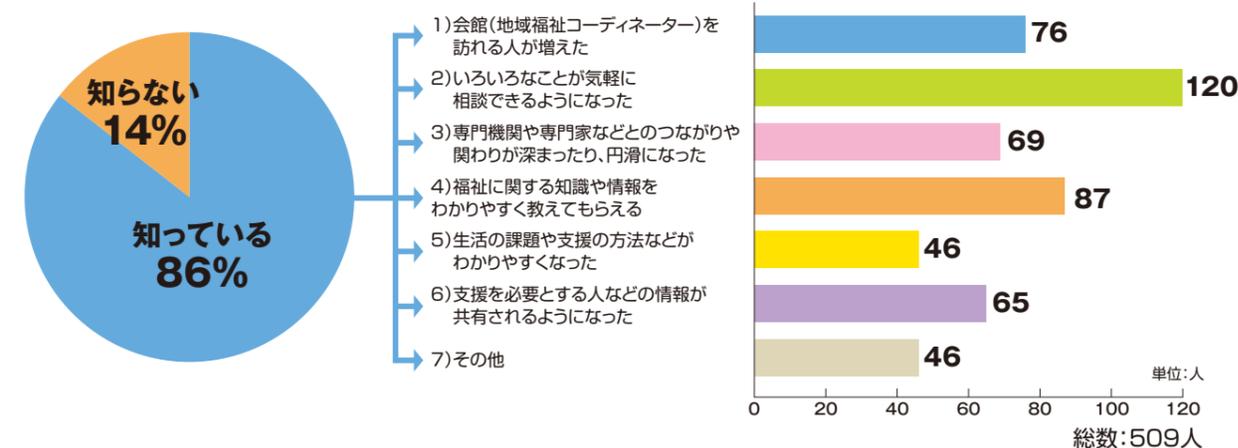
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見守り・相談件数	15,533件	17,908件	33,501件	36,987件

■その他

- ・地域福祉コーディネーター連絡会(毎月開催)を開催し、各地域の情報共有や事例検討を行ったほか、各種研修会等へ参加し、スキルの向上を図ってきました。
- ・地域支援連絡会議に参画し、地域の課題などを専門職とともに検討し、顔の見える関係を築き、互いの役割を確認してきました。

地域福祉活動者に関するアンケート調査(別添 問13)において、「いろいろなことが気軽に相談できるようになった」、「福祉に関する知識や情報をわかりやすく教えてもらえる」との評価を得ています。また、地域行事の開催時間にあわせ活動するなど臨機応変な対応をすることにより「身近で気軽に相談できる存在」として認識されていることや地域住民の幅広い相談を関係機関へつないでいるとの回答もありました。

図表19 地域福祉コーディネーターの配置効果



課題と方向性

- ・各地域福祉コーディネーター間や各関係機関の専門職との情報交換会の開催、研修の継続と充実を図り、スキルアップをめざします。
- ・必要時、訪問による見守り活動ができるよう、バックアップ体制の整備を進めます。
- ・CSWや地域包括支援センターとの連携のさらなる強化とともに子ども・障がい者(児)などの相談支援機関との連携も合わせて強化を進め、属性や制度、課題を横断的に捉える包括的支援相談体制の充実を推進します。

(2) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域福祉活動への支援の充実

実績

平成27年度より、概ね中学校区に1名程度のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、各地域の地域福祉コーディネーターや関係機関などと連携して一人ひとりの生活課題、福祉課題の早期発見に努め、個別の支援の充実を図りました。

図表20 CSWの活動等実績

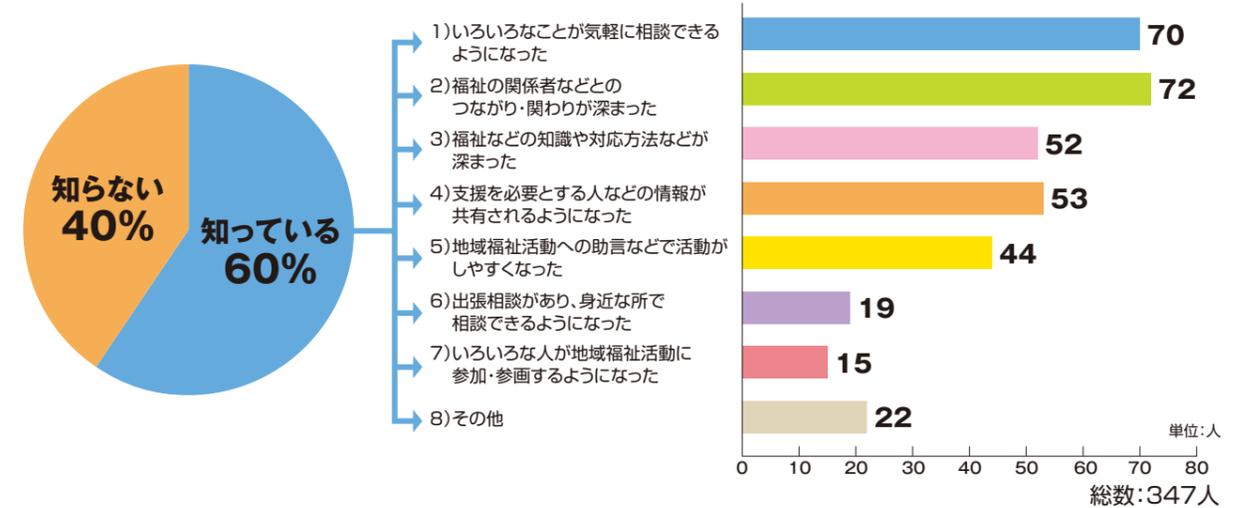
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	2,558件	1,666件	1,629件	1,897件
相談内容別(重複あり)				
経済・生活問題	1,449	1,016	1,056	1,112
福祉サービス	182	198	59	57
保健・医療	336	135	34	27
家族・家庭	46	79	37	10
介護	59	45	25	12
見守り訪問	524	197	403	630
子育て	29	12	24	45
いきがいづくり	22	32	9	14
いわゆる、ごみ屋敷	12	13	41	90
就労	27	3	14	22
虐待	3	6	4	7
その他	84	42	60	193

■その他

- ・毎月1回地域福祉コーディネーター連絡会を開催。
- ・専門性スキルアップのため、事例検討会を実施。
- ・区広報紙などでCSWや地域福祉コーディネーターの役割について周知を実施。

地域福祉活動者に関するアンケート調査(別添 問14)結果によると、「いろいろなことが気軽に相談できるようになった」、「福祉の関係者などとのつながり・関わりが深まった」、「支援を必要とする人などの情報が共有されるようになった」などの評価は得ていますが、40%がCSWを知らないと答えました。

図表21 CSWの配置効果



課題と方向性

- ・専門性の向上とこれまで以上に関係機関との連携を強化し、今後も認知度を高める取り組みも進めていきます。
- ・地域事情に応じたアプローチを継続して進めていきます。
- ・複合的な課題を抱えた人や世帯などを支援するため、施策分野を横断的、包括的に捉えた相談支援体制をより充実していきます。

(3) 生活困窮者のための自立相談支援機能の充実

実績

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援窓口として『よりそいサポートきた』を区役所内に設置し、暮らしや仕事などに関する困りごとを相談者と一緒に考え、支援プランの作成や情報提供、他機関への連絡調整等、解決に向けた支援を行いました。

新型コロナウイルス感染症拡大以降、相談件数も増加し「就労支援」「生活再建」「社会参加支援」に積極的に取り組みました。一方、行動自粛など対面での福祉活動の制限などの影響もあったことから、地域での出張開催については減少となりました。

■「よりそいサポートきた」相談等実績

- ・区役所に主任相談支援員1名、相談支援員2名を配置。
- ・生活福祉資金貸付事業等をアンテナとして複合課題を抱えた世帯を早期把握し、他機関と連携しながら、迅速かつ総合的なアプローチを実施。

図表22 「よりそいサポートきた」相談件数

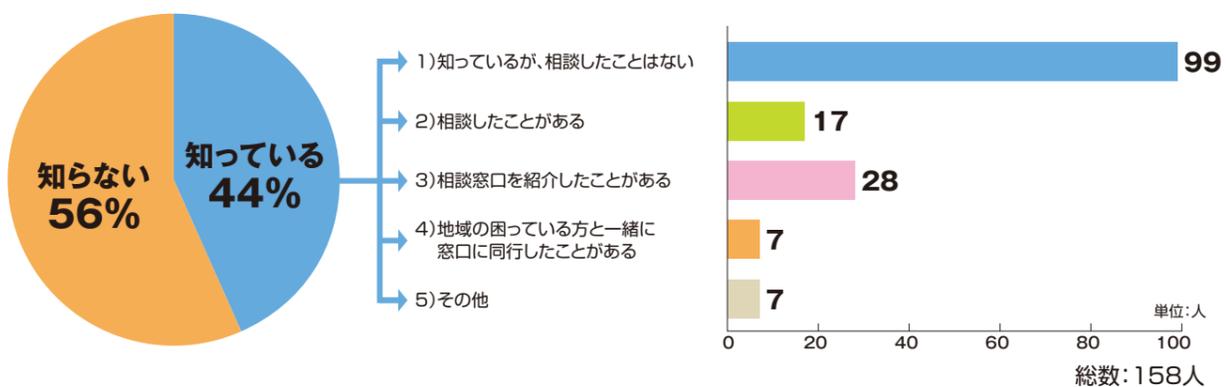
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規相談件数	297件	297件	579件	662件
(最も多い相談内容) 経済的困窮相談	283件	251件	485件	486件
地域での出張相談会開催	0回	0回	2回	1回

■その他の取り組み

令和2年度	・コロナ禍により、経済困窮を主訴とした相談が多くを占め、丁寧に聞き取りを行い、個々の状況に応じて生活福祉資金の貸付の利用、住居確保給付金の申請を行い、支援を行った。
令和3年度	・コロナ禍以降、各地域での出張相談会などを中止していたため再度、区役所待合室ビジョン、区社協だより、区社協ホームページなどでの周知・広報に取り組んだ。
令和4年度	・コロナ特例貸付等を利用された方に対し、フォローアップ事業として、相談、支援を希望される方へ窓口の案内を行ったり、生活福祉資金との連携を図った。
令和5年度	・平成30年度に発行した「支援者ハンドブック」を関係機関と連携し、内容の更新を行い、再度発行した。

地域福祉活動に関するアンケート調査(別添 問16)による『よりそいサポートきた』の認知度は、44%にとどまっています。また、「窓口は知っているが、相談したことはない」が99人(総数158人)となっており、活動内容を広く周知する必要があります。

図表23 「よりそいサポートきた」の認知度



課題と方向性

- ・支援が必要な世帯などの利用促進につながるよう、関係機関との連携を強化し、相談窓口としての認知度を高める取り組みを進めていきます。
- ・北区の地域特性を考慮し、他区の関係機関などとも連携していきます。
- ・今後もアウトリーチ※活動や情報発信を継続し、取り組んでいきます。
- ・窓口に来庁できないケースに対して、見守り相談室などと連携し、地域での出張相談会を実施していきます。

(4) 複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実(つながる場)

既存の支援のしくみでは解決ができない複合的な課題を抱えた人や世帯を適切な支援につなげるために保健福祉センターが「調整役」となり、さまざまな分野の相談支援機関や地域の関係者などが一堂に会し、世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするために総合的な支援調整の場「つながる場」を開催しています。

実績

平成31年4月より事業を開始し、「つながる場」において相談支援機関や行政だけでは解決困難なケースは、学識経験者などのスーパーバイザー(SV)を招き、専門的見地から助言を受け、課題解決に努めています。また、関係機関への事業周知のためパンフレットを作成配付し、区役所の全課職員や支援機関などの職員のスキルアップのため、事例検討や研修を行っています。

■活動等実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談受付件数	新規6件 継続1件	新規14件 継続1件	新規9件 継続3件	新規6件 継続3件
つながる場開催件数	2件	10件	3件	5件
つながる場へのSV派遣	2件	6件	1件	3件



※アウトリーチ:生活上の課題を抱えながらも自ら援助を求めることができない人や家族に対し、世帯や学校などへの訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけること。

■つながる体制構築に向けた取り組み状況

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・北区保健福祉センター職員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、障がい者基幹相談支援センター職員、北区各地域ランチ職員を対象に、スーパーバイザーを招いて事例検討会を開催 ・関係機関への事業周知活動やアウトリーチ
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・北区民生委員児童委員を対象に、事業説明及びスーパーバイザーを招いて研修会を開催 ・関係機関への事業周知活動やアウトリーチ
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・北区役所職員（保健福祉センター職員含む）を対象に、事業説明及びグループワークを開催 ・関係機関への事業周知活動やアウトリーチ
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・北区役所職員（保健福祉センター職員含む）を対象に、事業説明及びグループワークを開催 ・関係機関への事業周知活動やアウトリーチ

課題と方向性

- ・分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた世帯に対して、調整役となって適切にアセスメントを行い、複合的な課題に対応するさまざまな支援の充実を図ります。
- ・複合的な課題を抱えた世帯に対する確に支援を行っていくことができるよう、また、区保健福祉センター職員や相談支援機関のスキルアップと連携強化を図るため、研修などを開催します。



② 安心して暮らすことのできる支援の充実

- ・暮らしの中のちょっとした困りごとに対応する住民同士の助けあい、支えあいができる福祉コミュニティづくりを継続して進め、地域のさまざまなつながりによって、取り組まれるサロン活動や地域活動などの支援を通じて、参加者が相談しやすい環境づくりを進めています。
- ・高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるように、ふれあい喫茶などの小地域福祉活動や健康増進活動への支援などを通じて、介護予防の充実を進めています。
- ・在宅で要介護者・障がい者（児）を介護・介助している人が、地域とのつながりを継続できるよう、相談支援機関や事業者などと連携して、介護者のための相談・支援を充実していきます。
- ・地域のさまざまな取り組みや相談窓口などの情報を、マンションなどと連携し多くの区民へ届けられるよう周知・広報に取り組んでいます。

(1) 「まちとも(サービス)」による生活支援サービスの充実

実績

「まちとも(サービス)」とは、北区において、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるように、住民同士の助けあい、支えあいによって成り立つ互助活動の仕組みです。日々の暮らしの中のちょっとした困りごとに対して、有償ボランティアとして登録されたサポート会員がサポート活動を行っています。第1期計画の取り組みにより多くのサポート会員が担い手となり、利用者との支え合い活動が行われました。コロナ禍で一時は活動実績が減少したものの、現時点では利用会員・サポート会員なども増加し、コロナ禍以前の実績に戻つつあります。

図表24 まちとも活動実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用会員数	126人	146人	157人	186人
サポート会員数	87人	87人	85人	97人
延べ利用回数	1,493回	687回	1,246回	1,451回
延べ利用時間数	2,716時間	978時間	1,775時間	2,063時間

■サポート会員養成講座(ガイダンス)の開催

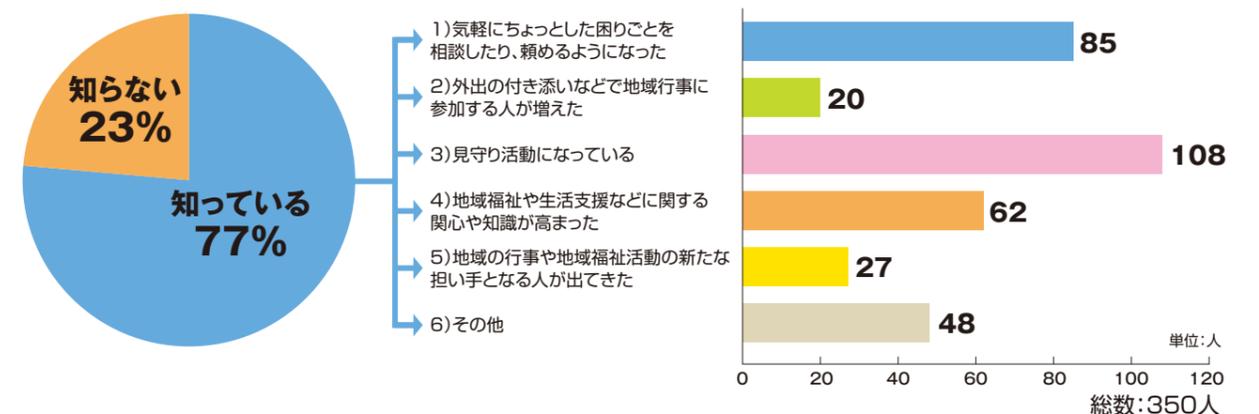
- ・まちとも事業の理解とサポート会員の登録を目的に、地域などで養成講座を開催しました。また、サポート会員を対象に、活動への意欲向上を目的としたステップアップ講座も開催しました。
- ・年4回会報誌「まちとも通信」を全会員へ郵送し、インタビュー記事の掲載など、利用会員とサポート会員の双方の声が伝わるように工夫しました。

図表25 まちともサポート会員養成講座実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	6回	1回	6回	7回
参加者数	6名	3名	34名	31名
内容	「まちとも」について、利用の流れ、サポート時の注意点などを写真や動画を用いながら具体的に説明			

「まちとも」についての地域活動者アンケート結果(別添 問12)では、「見守り活動になっている」という評価を得ています。

図表26 まちともに対する評価



課題と方向性

- ・今後も高齢世帯の増加などにより需要が高まることが予測されることから、サポート会員の拡大に向けて、より身近な場でのガイダンス(養成講座)の開催や、活動事例の紹介などの充実を図っていきます。
- ・事業趣旨に応じた依頼内容の理解と利用会員・サポート会員の増加に向け、関係機関などにチラシを配架するなど周知活動を行っていきます。

(2) 生活支援コーディネーターの役割(北区社会福祉協議会)

実績

団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据え、関係者とのネットワークや既存の取り組み・組織なども活用しながら、地域資源の開発や関係者間のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチングなど、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進してきました。

(1) 地域資源・サービスの立ち上げ・拡充支援 ※令和5年度実績 件数

新規立ち上げ支援	7件	例：歌声サロン、スマホ相談会
拡充支援	3件	例：スマホボランティア、茶話会

(2) 地域資源・サービスの継続支援 ※令和5年度実績 件数

継続支援	8件	例：集合住宅でのサロン活動への支援
------	----	-------------------

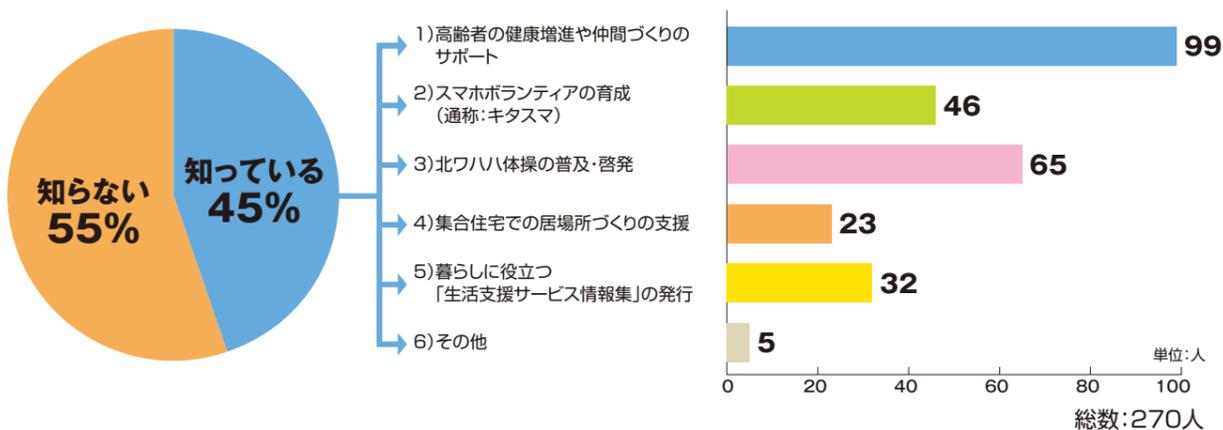
(3) 講座・ワークショップ等の開催 ※令和5年度実績 件数

講座等の開催	9件	例：フットケア講習、北ワハハ体操体験会
--------	----	---------------------

(4) その他

分譲マンションなどの集合住宅へのアプローチ及びコミュニティ支援、協議体会議の開催

図表27 生活支援コーディネーターの活動内容



課題と方向性

- ・地域活動者への地域福祉活動に関するアンケート調査(別添 問17)によると、55%が生活支援コーディネーターを知らないと答えており、さまざまな活動を通じて認知度を高める取り組みを進めていきます。
- ・地域のニーズに応じて、多様な事業主体に働きかけを行いながら、地域資源・サービスの立ち上げ・拡充支援を実施します。
- ・既存の地域資源・サービスの現状を把握し、活動継続が難しい活動については、継続に向けた支援をともに考えていきます。
- ・各専門職や企業とも協働し、地域での介護予防やフレイル予防に関する出前講座の開催及び支援を実施します。
- ・分譲マンションをはじめとする集合住宅へ定期的に訪問し、地域資源・サービスに関する情報提供を行います。定期的な訪問や取り組みの周知を通じ、集会所などを活用した居場所づくりや助けあい活動などのコミュニティ支援に向け働きかけます。
- ・生活支援コーディネーターと多様な事業主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発などを推進するため、協議体会議を開催します。
- ・高齢者がいつまでも元気で暮らしていくための「高齢者の社会参加」「生きがいづくり」「地域の担い手養成」などを地域の方々とともに取り組みを進めていきます。

(3) 老人福祉センター(北・大淀)の役割について

実績

北区には北老人福祉センター、大淀老人福祉センターがあり、地域の高齢者に対して、生活や福祉の相談等に応じ、介護予防に関する講座や自主サークルの活動支援、健康増進や教養向上・レクリエーションなど各種サービスを提供することを目的とし、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを通じて福祉のまちづくりを進める地域福祉施設として次の事業を実施しています。

- ・百歳体操の実施や北ワハハ体操の普及、歩こう会やウォーキング講習会の実施、健康セミナーや認知症サポーター養成講座などの開催
- ・専門学校や近隣保育園との交流やスマホ初心者講座では近隣の大学生の協力で開催するなどの世代間交流も活発的に実施
- ・高齢者のレクリエーション活動。バンパープールや囲碁・将棋などで仲間づくり
- ・スマホボランティアやおもちゃ病院などのボランティア活動を支援

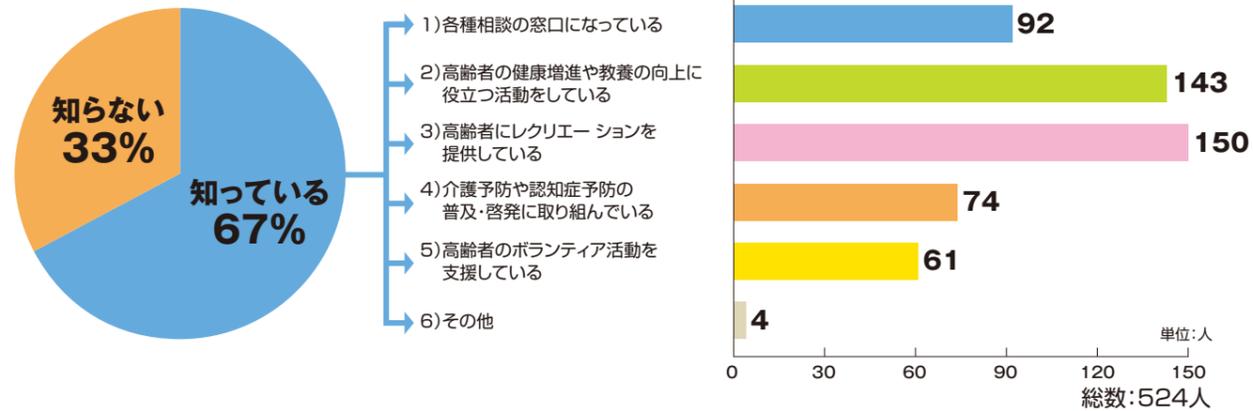
■利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北老人福祉センター	8,224人	9,547人	17,022人	17,827人
大淀老人福祉センター	7,388人	8,537人	17,170人	20,213人

イラスト

コロナ禍により利用者数が減少していましたが、現在は利用者数も回復しており、多くの高齢者が交流する拠点となっています。また、地域活動者への地域福祉に関するアンケート調査(別添 問19)では、「レクリエーションの提供や健康増進」に認知度が高くなっています。「高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談ができる」、「認知症やその疑いがある方に他機関に連携し支援する」など高齢者に関する相談窓口としての役割も積極的に周知していく必要があります。

図表28 老人福祉センターの役割



課題と方向性

- ・地域福祉の拠点として、近隣施設や学校などに出向き、世代間交流を広げ、高齢者の孤立防止の取り組みを進めていきます。
- ・高齢者自らが地域福祉の担い手となるよう、人材育成に努めていきます。
- ・介護予防や認知症予防の活動に取り組むとともに、普及・啓発に努めていきます。
- ・その他、老人福祉センターを利用されていない方などに「作品展」や「サークル発表会」を開催したり、「ふれあい喫茶」にも参加し、老人福祉センターの活動内容を周知し、多くの方に利用促進を図り高齢者の自信と生きがいづくりにつなげます。

(4) 地域包括支援センター・総合相談窓口(ランチ)の役割について

実績

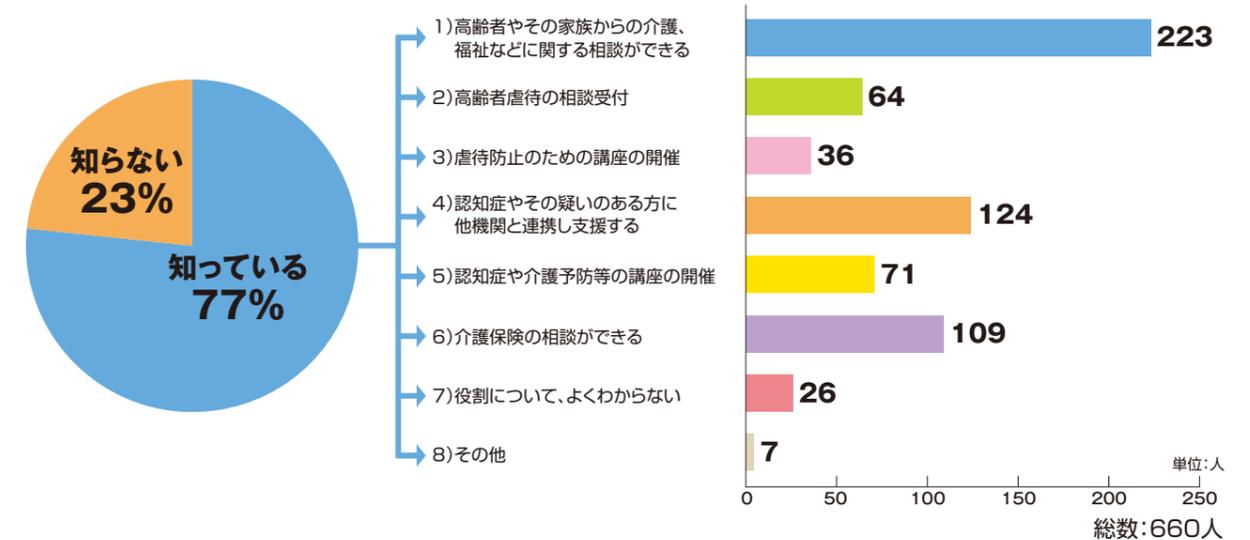
区内に、北区地域包括支援センターと北区大淀地域包括支援センターの2カ所を設置し、介護・福祉・保健などに関する地域の高齢者の総合相談窓口として、大阪府が委託した法人が公正中立な立場で業務を行っています。

主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)、社会福祉士、保健師や看護師などの専門職が、地域住民の相談や介護予防ケアプランの作成、サービス利用の相談・援助を行い、また、成年後見制度の活用や虐待防止などの権利擁護の取り組みなど、さまざまな形で地域の高齢者の生活を支える業務を行っています。

さらに、百歳体操や食事サービスなどの地域活動に参加し、地域にお住いの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じたり、地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口(ランチ)を3カ所設置しています。(令和6年4月現在:1カ所休止中)

	北区地域包括支援センター(令和5年度実施)	北区大淀地域包括支援センター(令和5年度実施)
総合相談支援業務	① 総合相談件数 7492件 ② 地域ケア会議 11件 ③ 小地域ケア会議 4件 ④ 取り組み マンションアプローチ、包括だより、YouTubeチャンネル投稿など	① 総合相談件数 7081件 ② 地域ケア会議 18件 ③ 小地域ケア会議(地域と連携対応) ④ 取り組み インフォーマル資源集の作成、若年性認知症リーフレット作成など
	その他:地域活動参加、リーフレット発行、ネットワークの構築:地域関係者、医療・介護関係者、介護保険事業者など	
権利擁護業務	① 虐待通報件数:9件(虐待有り1件) ② 成年後見申立て支援 2件 ③ あんしんさぼーと 3件	① 虐待通報件数:15件(虐待有り4件) ② 成年後見申立て支援 5件 ③ あんしんさぼーと 0件
	その他:啓発講座(認知症予防、終活セミナー等)、家族介護者のつどい開催、高齢者虐待防止事例検討会の開催、介護支援専門員対象「成年後見制度の活用」、「消費者被害防止」研修会、法律相談事業開催	

図表29 地域包括支援センター(ランチを含む)の役割



課題と方向性

- ・令和4年度に市内に居住する高齢者を対象に実施した高齢者実態調査においては、地域包括支援センターを知っている方の割合は40.9%にとどまっているとの結果が出ています。また、地域活動者への地域福祉に関するアンケート調査(別添 問18)でも、地域住民への周知が行き届いていないとの意見もあるため、活動内容を知ってもらう情報発信や利用促進の啓発が必要となっており、また、地域内で課題を抱えた方の早期発見、早期相談ができる仕組みづくりも必要となっています。
- ・地域に認知症への理解を深めることで、見守りあえる地域づくりができます。また、認知症の人が参加できる社会資源が増えることで、認知症の人が地域とつながるきっかけとなるため、今後も地域と医療や専門機関などと連携して支援ネットワークの構築を推進します。
- ・孤立しがちになる高層マンションとも管理会社を通じ、包括だよりの配付や集会所を利用した

終活セミナーなどを開催します。

- ・ 日常の業務を通じて、区内の保健・医療・福祉など地域の社会資源の把握をし、各地域と連携しながら関係機関とのネットワークを構築して、広く相談を受けていきます。また、利用者の意思を最大限尊重できるよう配慮し、公正かつ中立に意思決定を支援します。

(5) 障がい者基幹相談支援センターの役割について

実績

北区障がい者基幹相談支援センターでは、障がいがある方やその家族などからの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関などの情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援します。また、障がい者虐待や障がいを理由とする差別に関する相談に応じています。

相談支援の状況		令和5年度												
相談支援実績														
①相談者数		相談者数						1か月当たり相談者数						
		272名						(22.7名)						
②相談受付件数		相談受付件数						1か月当たり相談受付件数						
		1534件						(127.8件)						
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	68	0	1	7	0	3	0	0	0	1	0	3	83
	聴覚	8	0	1	2	0	0	1	0	2	1	2	0	17
	肢体	61	4	32	31	0	3	12	4	14	5	0	13	179
	内部	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	2	7
	計	138	4	34	41	0	6	14	5	16	7	3	18	286
難病		1	0	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	15
重症心身障がい		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
知的障がい		51	2	7	0	0	3	12	7	7	7	0	2	98
精神障がい		202	20	93	79	0	20	33	14	64	4	13	60	602
発達障がい		20	7	10	8	0	0	2	10	5	0	0	8	70
高次脳機能障がい		3	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	6
その他		60	1	3	4	4	1	4	0	4	0	2	6	89
合計		476	34	147	134	4	30	66	50	96	18	18	94	1167
④受付方法別件数		電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計						
		836件	236件	101件	299件	17件	45件	1534件						

課題と方向性

- ・ 障がい者支援に従事する人材が慢性的に不足し、中度、重度の障がい者に対応できる通所系事業所が少なく、障がい特性に対応できる社会資源の不足が顕著であることから、従事者向けに「障がい者の権利擁護の理解」「障がい者自身の意思決定支援」などの研修を実施し、スキルアップを図ります。

- ・ 障がい者が高齢化する中、介護保険と障がい者サービスの連携が重要になっており、ケアマネジャーとの勉強会を開催するなど連携に努めます。
- ・ 地域包括支援センターや関係機関などと連携し、地域におけるさまざまな社会資源を活用し相談支援体制の強化に努めています。
- ・ 北区地域自立支援協議会への主体的な参画や他分野の専門機関との連携、地域の相談支援を行う人材育成の取り組みなどにより、地域における相談支援体制を推進します。
◆具体的な取り組み内容(福祉マップ作成、イベント開催、啓発活動、福祉防災研修開催など)

③ 虐待防止と権利擁護支援の強化

(1) 権利擁護の取り組み～成年後見制度の利用について～

認知症、精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人の意思と権利を擁護するため、成年後見制度の利用に関する相談や利用促進に向けた取り組みを進めています。

また、在宅生活における日常的な金銭管理サービス「日常生活自立支援事業(あんしんさぼーと)」を社会福祉協議会で行っており、通帳の預かりや家賃や医療費の支払いのサポートなどを受けることができます。

《日常生活自立支援事業(あんしんさぼーと)と成年後見制度の違い》

制度名	日常生活自立支援事業 (あんしんさぼーと)	成年後見制度
対象者	判断能力が一定程度あるが充分でないことにより自己の能力でさまざまなサービスを適切に利用することが困難な方	認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方
担い手機関	北区社会福祉協議会	補助人、保佐人、成年後見人
手続き	社会福祉協議会に相談、申込 → 本人と社会福祉協議会との契約	家庭裁判所に申立 → 家庭裁判所による審判
意思能力の確定等	「契約締結判定ガイドライン」または、契約締結審査会の審査	医師の診断書、鑑定
援助内容	本人と社会福祉協議会による援助内容の決定	家庭裁判所による援助内容の決定

※大阪市では、日常生活自立支援事業(あんしんさぼーと)から成年後見制度への円滑な移行支援について取り組みを推進しています。

(2) 虐待(児童・高齢者・障がい者)などについて

実績

虐待の状況は属性などによって異なるため、それぞれの特性に応じた的確な対策を行っていく必要があります。また、虐待を受ける人が自らSOSを発信できない、あるいは発信が難しい状況もあることから、地域住民や関係機関など、すべての人が虐待防止の意識を持ち、虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要です。

児童虐待では、要保護児童の早期発見やその適切な保護、要支援児童及びその保護者へ適切な支援を図るため、関係機関が当該児童などに関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとでの対応に努めています。

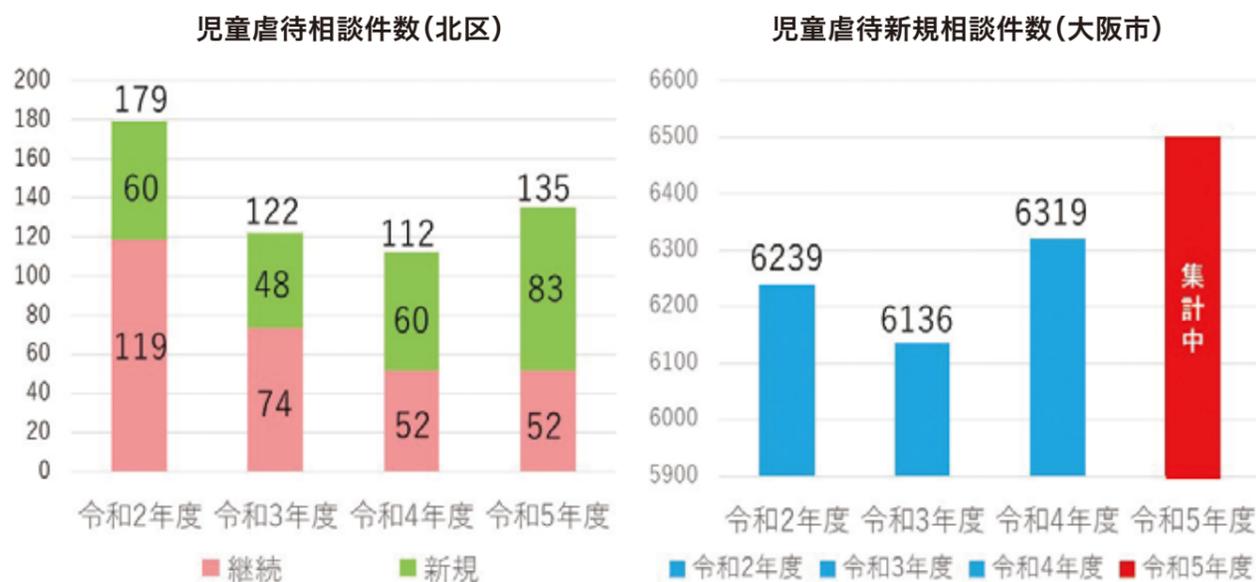
高齢者や障がい者に対する虐待を覚知した場合は、警察や地域包括支援センター(高齢者)、障がい者基幹相談支援センター(障がい者)などの関係機関と協力して迅速かつ的確な対応を行っています。また、虐待に至った背景にも寄り添い、再び健やかな関係が築けるようサポートしています。

■児童虐待について(北区相談件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
継続	119件	74件	52件	52件
新規	60件	48件	60件	83件
合計	179件	122件	112件	135件
大阪市(新規)	6,239件	6,136件	6,319件	6,293件

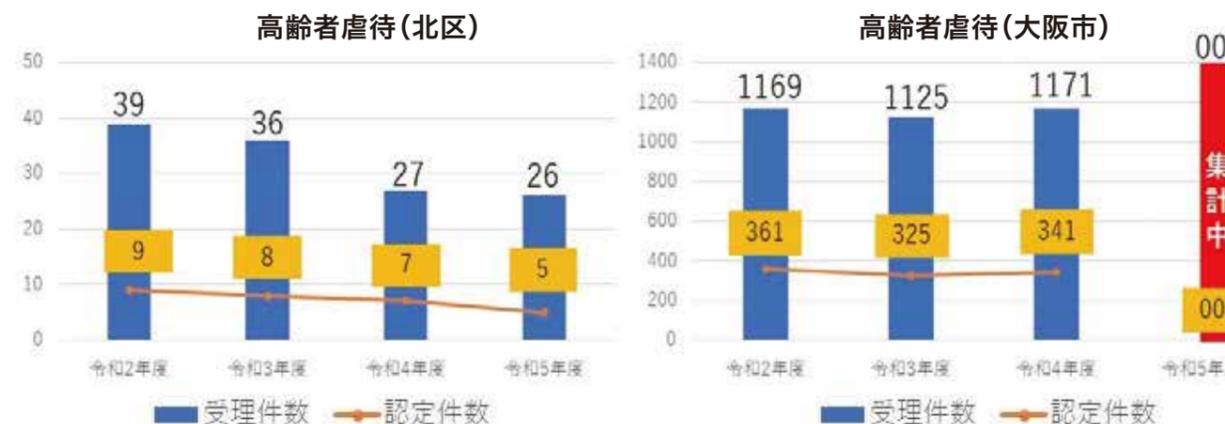
※速報値

相談件数が減少している年度もあるが、令和2年度末からの新型コロナウイルス感染症による行動制限により相談件数が減少したものと推測されます。



■高齢者虐待について(北区相談件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受理件数(区)	39件	36件	27件	26件
虐待と判断した件数(区)	9件	8件	7件	5件
受理件数(市)	1,169件	1,125件	1,171件	集計中
虐待と判断した件数(市)	361件	325件	341件	集計中

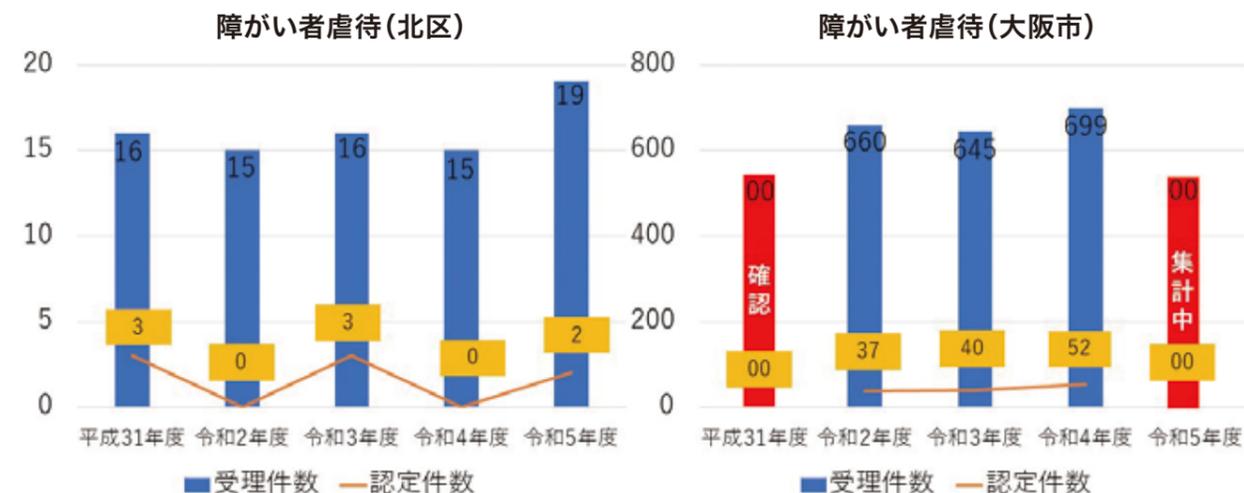


通報受理件数は、北区は減少傾向ですが、大阪市全体では横ばいとなっており、虐待と判断された件数は、市、区とも横ばいとなっています。

■障がい者虐待について(北区相談件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受理件数(区)	15件	16件	15件	19件
虐待と判断した件数(区)	0件	3件	0件	2件
受理件数(市)	660件	645件	699件	集計中
虐待と判断した件数(市)	37件	40件	52件	集計中

通報件数は、警察からの通報がほとんどを占めています。通報を受けて虐待者、被虐待者などから状況を聞き、対応していますが、障がい者虐待と判断される件数は少ない状況となっています。虐待に至るまでの早い時点での通報・対応により深刻な事態を未然に防いでいます。



(3) DV(ドメスティックバイオレンス)について

DV(ドメスティックバイオレンス)は、配偶者やパートナーから振られる女性に対する暴力という意味で使用されてきましたが、近年は家族間及び、親密なパートナーによって行われる「身体的、性的、心理的または経済的な暴力の全ての行為」とされ、女性だけでなく、男性も対象となっています。

単に殴る、蹴るなどの身体に対する暴力だけが「暴力」ではなく、相手を支配しコントロールしようとするあらゆる態度や行動が「暴力」であると捉えられ、北区では、こうしたDV相談への対応及びDV被害者の迅速な保護、生活再建に向けた自立を支援しています。

■ドメスティック・バイオレンス(DV)について(北区福祉課相談件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談総数(新規・継続)	101件	76件	87件	82件
うち緊急一時保護件数	3件	8件	5件	8件

相談件数は、令和2年度をピークに80件前後となっており、早い時点での相談対応により深刻な事態を未然に防いでいます。

課題と方向性

- ・権利擁護支援については、行政の持つ法的権限の適切な行使を意識した上で、制度利用にあたっての相談、人材養成、地域での理解づくりを含めた体制の強化に向けて、行政・地域住民・専門職団体や関係機関などさまざまな主体が連携する必要があります。また、成年後見制度は、これから高齢化が進むにつれ、ますます重要な制度となるため、本制度の周知や利用促進に向け、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなど、さまざまな関係機関との連携強化を図ります。
- ・地域住民に対し、虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組み、虐待の早期発見と未然に防止する地域づくりを推進します。また、関係機関が連携して支援できるネットワークづくりを進めます。
- ・配偶者や恋人など、親密な関係にある相手からの暴力について、暴力根絶に向けた予防教育・啓発などに取り組むとともに、大阪市配偶者暴力相談支援センター、こども相談センター、警察など関係機関が連携し、被害者の安全確保を行います。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)対策事業による被害者の迅速な保護及び各種法制度の利用に関する援助などの自立支援を行います。

④ 子ども、青少年が健やかに育つための支援の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、身近に相談できる相手がなく社会的に孤立し、育児不安やストレスを抱える子育て世帯が増加しています。

北区においては、約9割がマンション世帯となっており、マンション内でのプライバシーが確保されやすくなる一方で、近隣住民との交流が減少し、孤立する子育て世帯の保護者が増える懸念があるため、育児の悩みや不安といった問題が発生した際に身近に気軽に

相談できる地域コミュニティのさらなる形成が必要となります。

母親の妊娠期から子の出生、入園入所、進学といった節目に支援が途切れないよう切れ目のない支援体制を構築するとともに、さまざまな子育てに関わる機関と連携したアウトリーチやきめ細やかな支援を行うため、北区が取り組んでいる「子育てぷらっとほーむ事業」を推進しています。

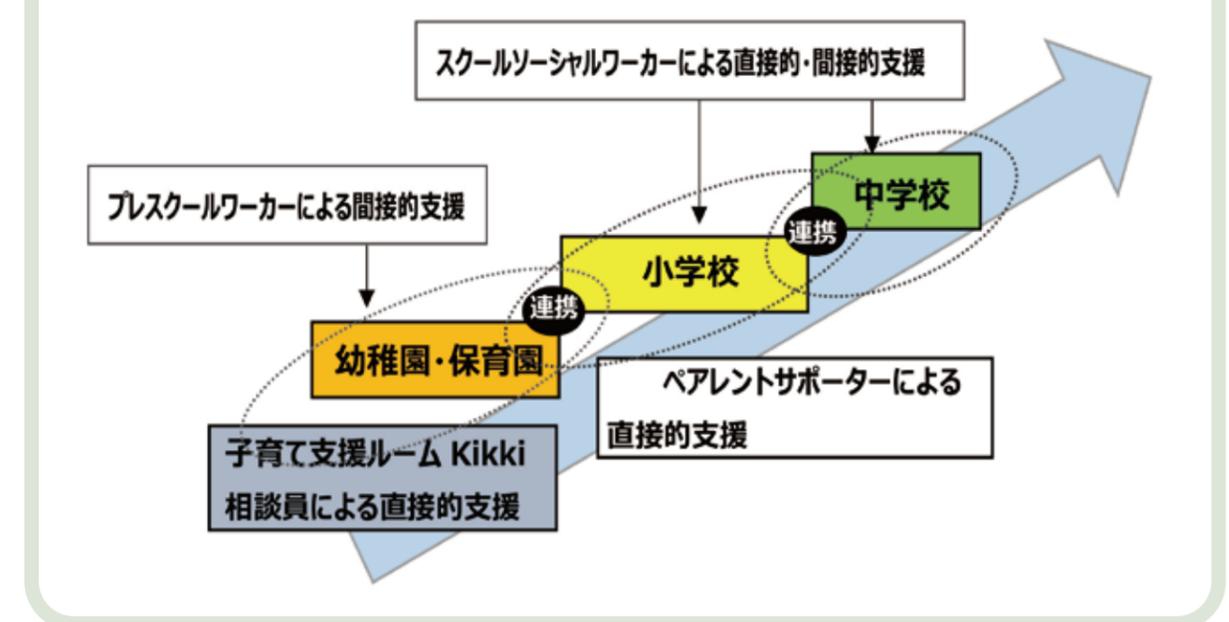
切れ目のない子育て支援(子育てぷらっとほーむ事業)の実施

児童虐待の早期発見・未然防止・必要な支援へ早期につなげる取り組みのひとつとして、令和4年度から「子育てぷらっとほーむ事業」を、事業委託の形態でスタートしました。

子どもの成長段階に合わせて、保育施設や学校園などを主な活動の基盤として、適切な支援方策の検討、子どもや保護者の環境調整、校種間連携や社会資源の活用などについてのコーディネートなどの間接的な支援と、専門的知識を持つ相談員による相談対応や情報提供などの直接的な支援を組み合わせることで、未就学期から就学期までの切れ目のない支援体制を構築することをめざしています。

北区では、この事業スキームを核に、各種支援に取り組んでいます。

「子育てぷらっとほーむ事業」における切れ目のない支援のしくみ



(1) スクールソーシャルワーカーの派遣

実績

大阪市では、学校と福祉をつなぐ専門職として、平成26年度から市内6つのエリアの拠点校に各1名SSWを配置し、支援を必要とする学校への派遣を始めました。

北区では、平成28年度より区独自のSSWを1名配置し、不登校ひきこもりなど子ども自身が

抱える問題や複合的な課題を抱える世帯に対し、CSWをはじめ各関係機関とも連携し支援にあたっています。

現在は、市教委配置のSSW2名、区独自のSSW1名の配置により、拠点・巡回の2つの配置形態で、区内の市立小中学校への支援にあたっています。

■SSWの活動等実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数（小学生）	100件	320件	1,052件	683件
支援件数（中学生）	93件	141件	616件	249件

・定期訪問校（中学校5校、小学校11校、小中一貫校1校）令和6年6月現在

■その他

- ・福祉関連の各種手続きなどを行う部署である福祉課にSSWを配置し、福祉課職員とSSWが連携し、効率的に福祉課題の解決に向け取り組みを行っています。
- ・子どもの居場所事業とも連携することにより、地域での学習能力の向上などの支援を進めています。
- ・近年は、ヤングケアラーに関わるケースも見受けられ、関係機関と連携しながら、課題の解決に向け継続的な取り組みを進めています。
- ・今後は、区内のさまざまな関係機関との一層の連携やコーディネートが進められるよう、さらなるネットワークの構築が必要となります。

(2) プレスクールワーカーの活動内容

実績

区内の保育施設や幼稚園を対象としたソーシャルワーカーです。区内の保育施設や幼稚園などを巡回しながらアウトリーチを行い、気になる園児などについて、園からの相談対応や必要に応じて適切な社会資源の案内を行い、保育施設職員などへの助言や研修などの間接的支援を行うことで、これまで埋もれていたさまざまな課題や悩みについての早期発見と早期着手に努めています。

■プレススクールワーカーの活動等実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	244件	1,015件	4,131件	3,742件
園内研修	18回（43人）	15回（82人）	16回（120人）	25回（152人）
巡回施設	66施設	94施設	99施設	102施設

■その他

- ・令和3年度からは、認可保育園、市立幼稚園へも活動範囲を広げ、積極的に巡回訪問を継続し、認知度が上がっており、園からの依頼に基づく園内研修についても実施しており、年々増加の傾向となっています。
- ・スクールソーシャルワーカーやペアレントサポーターとの連携協働事例も増えており、「途切れない支援の継続」に大きく寄与しています。

(3) 子育て支援ルームKikki(キッキ)の運営状況

実績

北区役所1階「子育て支援ルームKikki(キッキ)」において、子育て中の保護者とその子どもが気軽に利用できる場所を運営しながら、子育てに関するさまざまな不安や悩みを持つ保護者に対し、相談対応、情報提供を行うことで、孤立化した子育ての解消と児童虐待の防止・早期発見に努めています。

■子育て支援ルームKikki(キッキ)の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規利用組数	0組	0組	451組	380組
のべ利用組数	0組	0組	2,423組	4,036組
のべ利用人数	0人	0人	5,042人	8,127人
のべ相談件数	0件	0件	1,796件	463件

■その他

- ・令和2年度～3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、閉室としていました。
- ・令和4年度より、「子育てぶらっとほーむ事業」として、事業委託の形で再開しました。
- ・感染症拡大への配慮から予約制を取り入れるなどの工夫をしながら開室しています。

(4) こどもサポートネット事業の活動内容

実績

教育、保健福祉両面から子育て家庭を支える仕組みとして、子どもたちにとっての身近な学校にて支援が必要とされる子どもに対して、教師やスクールソーシャルワーカー(SSW)と連携し、こどもサポートネット推進員が関わりながら、子どもにとって必要な支援を検討し、保護者に同意を得た上で、家庭訪問などによる寄り添い支援や、各種福祉サービスへのつなぎや手続きのサポート、情報提供などを行っています。

■こどもサポートネット事業の活動等実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討会議	31回	40回	37回	21回
支援件数	172回	132回	245回	176回

・定期訪問校(中学校5校、小学校11校、小中一貫校1校)令和6年6月現在

■その他

・こどもサポートネット推進員による登校支援や各種福祉サービスへのつなぎなどの直接的支援により、状況が好転しつつある事例も複数みられており、一層の連携強化により、取り組みを推進していきます。

(5) 地域子育て支援連絡会・出張イベント・個別相談会の開催状況

実績

未就学の子どもとその親が興味を持ちそうなイベント内容で参加を促し、幅広い分野の専門職が保護者の些細な不安や悩みを聞き取ることで、「相談」に対する抵抗感を下げ、気軽に相談できる関係の構築を図っています。また、諸機関の担当者と児童委員・主任児童委員が親子と関わり、日々の地域での見守りなどの情報共有や連携強化につなげています。

■地域子育て連絡会・出張イベントの利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議開催	0回	0回	2回	2回
出張イベント	0地域	0地域	0地域	6地域
イベント回数	0回	0回	0回	6回
個別相談件数	0件	0件	0件	76回

■その他

・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年度～4年度はイベント開催が見合わせとなっていました。
 ・コロナ禍を経て、令和5年度からは、地域ごとに調整を行い、イベント実施を徐々に再開しています。
 ・出張イベントを通して、地域子育てサロンには参加しにくい孤立している親と関わる事ができました。また、地域子育て連絡会を通し、関連機関との横のつながりを強化することができ、通常地域子育てサロンでの心配事を早い段階で伝えたり、心配な家庭を地域につなげられるようになりました。
 ・身近な地域での交流や情報提供の機会については一定のニーズがあり、今後も、企画する側の負担軽減も図りながら、つながり・継続していきます。

(6) ペアレント・トレーニングの開催

実績

発達障がいなどのある子どもを持つ保護者を対象に、子どもの行動理解や行動療法(肯定的な注目の仕方、上手な指示の出し方など)に基づいた効果的な対応法をまなび、よりよい親子関係づくりと子どもの適応行動の増加を目的としてペアレント・トレーニングを実施しています。

保護者にとって利便性が高く、安心できる場所である区役所での開催で、地域的なつながりのある保護者同士が共感し、身近な仲間づくりができ、ともに支えあいながら子育てに取り組めるメリットがあります。

■ペアレント・トレーニングの開催実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	6回	7回	7回	7回
参加数	6組	8組	10組	8組

■その他

・講師からの具体的な助言や、普段の子どもとの関わりに直接役に立つ内容でもあることから、毎回参加者の満足度も高い講座となっています。
 ・これまでは主に乳幼児～低学年向けの内容で実施してきましたが、高学年～中学生の子どもを持つ保護者のニーズもあることから、令和6年度からは新たに高学年～中学生の子どもを持つ保護者向けの講座を開設しています。

(7) 子育て支援室への相談・研修会などの開催

実績

子育ての不安を解消するため、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない相談体制の充実を図り、重大な児童虐待の防止や「ヤングケアラー」問題など、子ども・子育てを取り巻くさまざまな課題に対応しています。

・児童虐待になる前の状態の保護者を一人にすることがないように、子育てに対する不安や悩み、子育て環境におけるさまざまな課題を持つ保護者の早期発見・早期着手に努めています。
 ・児童・生徒の抱える問題の複雑化に対し、学校だけではなく専門的見地において、地域や関係機関とのネットワークを強化しながら問題解決を図っています。
 ・4歳児へのポピュレーションアプローチを行うことにより「大阪市版ネウボラ」の充実を図り、児童虐待防止につなげています。

■子育て支援室相談件数(来所・電話・メールなど相談延べ件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来所相談	2,669件	3,408件	2,719件	2,397件
電話相談	61件	69件	41件	23件
メール相談	2件	41件	24件	14件

■学習・啓発の機会の提供

研修名	子ども虐待対応の基礎知識	ペアレント・トレーニングによるアプローチ (支援者向け講座)
開催日	令和2年12月10日	令和4年1月14日・15日
実施場所	クレオ大阪子育て館	北区役所
参加者数	15名	43名
内容	・講演 北区スクールソーシャルワーカー 橋本 めぐみ 氏	・講義と実習 言語聴覚士 藤川 典子 氏

研修名	児童虐待対応について(新園対象)	児童虐待対応の基礎知識と 対応の方法について
開催日	令和4年8月2日	令和6年2月6日
実施場所	北区役所	北区役所
参加者数	6名	48名
内容	・講義と演習 認定NPO法人児童虐待防止協会 企画専門員 神田 眞知子 氏	・講義と演習 認定NPO法人児童虐待防止協会 企画専門員 神田 眞知子 氏

(8) 北区こども家庭センターの設置

実績

「改正児童福祉法」に基づき、大阪市では、令和6年4月に、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する包括的な相談支援などを行なうため、各区保健福祉センターに「こども家庭センター」を設置しました。

〈主な役割〉

身近に相談者がいないなど、孤立化が進む妊産婦や子育て家庭に、出来るだけ早期に関わり、区が確実に支援につなぐための支援計画(サポートプラン)を立案し実施していく。

北区では、こども家庭センターの「合同ケース会議」を定期的で開催し、保健師などの在籍する関係機関を交えて、対応方針について検討・調整を行っています。

子育て支援全般にかかる課題と方向性

主任児童委員や地域に根づいた組織などと連携し、積極的な情報発信と地域連携を行うことにより、育児の悩みや不安を抱える保護者の早期支援に努めるとともに、家庭や学校以外に居場所を求める子どもの支援についても取り組みを進め、引き続き、子どもの居場所づくりの支援や地域密着の相談イベントの開催などを通じ、誰もが孤立しない子育て環境整備を推進します。

- 子育てに関する取り組み内容やイベントなどの告知を積極的に行うとともに、時代にあった取り組みを実践するため、関係機関などとの定期的な意見交換についても行います。
- 地域で活動していただいている関係団体に対する学習機会を提供するなど、子育てに関する担い手を増やすとともに、交流や連携を推進します。

取り組みの柱 3 ふくしのまなび

① 福祉マインド(意識)の向上

- 福祉教育の推進
- 認知症サポーター養成講座
- 情報発信の強化
- 多様性を尊重し、認めあい、ともに暮らす地域づくりを考える場づくり
- 生活課題について、我が事・丸ごとで受け止め、自発的な活動を推進する

② 福祉人材の育成支援

- ボランティア・市民活動の相談窓口の充実
- 地域の住民の地域福祉活動への参画
- 認知症への理解や取り組みを進めている企業や団体を増やす取り組み
- 認知症の人に優しいまちづくり
- 福祉教育・ボランティア学習のプログラムの充実
- 近隣の大学・専門学校などと連携し、ボランティア活動への参画推進
- 若年世代へのボランティア活動への参加促進
- 同世代が抱える課題の共有、課題解決力の向上

① 福祉マインド(意識)の向上

福祉教育の推進を、以下の3つの側面からアプローチを進めてきました。

- (1) 福祉のこころをはぐくむ(心情の育成)
- (2) 福祉についての理解を深める(知的理解)
 - ・座学として、福祉そのものを知識としてまなぶ
 - ・障がい当事者の暮らしから、福祉に関する現状を知る
 - ・福祉に関する取り組みを知る
- (3) 小地域の担い手や福祉に関わる実践力をはぐくむ(実践力の育成)

また、さまざまな“ふくしのまなびの場”の機会をつくり、地域住民が主体的に福祉活動に携われるよう進めるとともに、福祉教育を学校や地域・企業との交流の機会とも捉え、連携・協働し、相互に理解し支え合える地域づくりを進めてきました。

実績

福祉意識の向上のため、北区社会福祉協議会を中心に地域・学校・企業等との協働により地域住民、小・中学校や大学、専門学校などを対象にした福祉教育、職業体験学習、障がい当事者の講話・交流などを実施しました。

■小中学校・地域住民・専門学校などを対象にした福祉教育の実施

(区社協による取り組み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	7回	11回	16回	11回
参加者数	502名	598名	823名	626名
内容	地域福祉について・ボランティア活動について・車いす体験など			

■小・中学校や企業などでの認知症サポーター※養成講座

(区社協による取り組み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1回	6回	18回	18回
参加者数	63名	87名	355名	501名
内容	認知症ポーター養成講座			

■北区ボランティア・市民活動センター(愛称:北ボラ)※登録者数(令和6年6月末)

個人	21名
団体	36グループ

■北区学校活動有償ボランティア派遣事業の実施

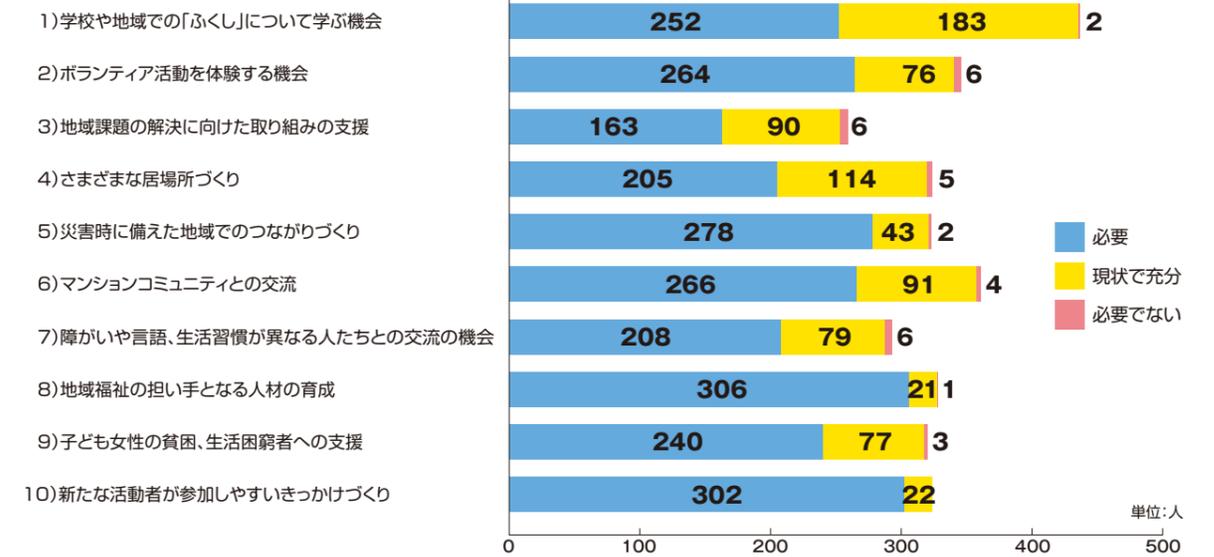
北区内の大阪市立幼稚園・小学校・中学校及び大阪市立弘済小中学校において、発達障がいや不登校などの課題解決に向けた環境支援を行う。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象校園数	19校園	21校園	21校園	21校園

■地域活動者へのアンケート「地域福祉の充実についての必要度」

アンケート結果では、「地域福祉の担い手となる人材の育成」及び「新たな活動者が参加しやすいきっかけづくり」が必要との意見が多くなっています。

図表30 地域福祉の充実についての必要度



課題と方向性

・福祉に関するまなび、ボランティアの体験が、福祉人材の育成や地域における福祉活動の担い手の確保にもつながることから今後も、さらなる機会づくり、場づくり、人づくりを進めていきます。

② 福祉人材の育成

実績

それぞれの地域における福祉課題の発見や共有の機会を通じて、地域理解が深まり、福祉意識や地域への愛着心の醸成につながっています。また、地域とさまざまな企業や事業所などが連携し、小地域活動の活性化が見られる地域もあります。

一方で、各地域においてマンションなど集合住宅の増加が顕著であり、マンション内外のコミュニティ形成の支援を進めています。

課題と方向性

・転入者やマンション居住者へ、地域のつながりの必要性の理解を進めます。
 ・今後も、地域福祉の視点を取り入れつつ、誰もが住み続けたいまちとなるよう地域への関心を高めていく取り組みを進めます。

※認知症サポーター: 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。
 ※北区ボランティア・市民活動センター(愛称:北ボラ): ボランティア活動相談・支援依頼相談の受付・連絡調整・コーディネート、団体の活動支援、ボランティア保険の取り扱い、各種講座や学習会の開催、福祉教育の推進、その他情報提供・広報啓発事業などを行っている。

3 これまでの地域福祉推進会議、地域支援連絡会議での検討内容(第2期北区地域福祉計画)

北区では、第1期地域福祉計画の平成27年度より北区地域福祉推進会議(代表者による会議)と北区地域支援連絡会議(実務者による会議)を開催しています。

令和6年度は、両会議において、第2期計画における成果・課題などを踏まえ、第3期北区地域福祉計画における方向性の確認やさまざまな意見をいただくことができました。

1. 地域福祉推進会議

北区地域福祉推進会議(代表者による会議)は、福祉・医療・保健の各関係機関などと行政との連携を強化しながら、それぞれが担うべき役割を認識し、よりよい協働を推進するとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進を目的とし、北区の地域福祉関連施策・取り組みの方向性の確認や北区地域福祉計画に関するPDCAの推進(計画の点検・見直し)など、総合的な地域福祉の推進に必要な検討を行っています。

主な役割	出席者
<ul style="list-style-type: none"> 北区の地域福祉関連施策・取り組みの方向性の確認 市関係局・北区役所・各施策・事業に係る提言 PDCAの推進(計画の点検・見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者 地域団体、医療団体、福祉関係機関などの代表者 北区役所(副区長、関係課長) 北区社会福祉協議会

令和2年度	主な議題・内容
第1回 (8/11) 中止 資料送付	(1) 第2期大阪市北区地域福祉計画について (2) 第1期計画の成果及び第2期計画における令和2年度の課題と方向性について
第2回 (3/19) 書面開催 資料送付	(1) 北区地域福祉計画 令和2年度の成果と今後の課題について (2) 新型コロナウイルス感染症の情勢下における地域活動者の活動状況についてのアンケート結果について

令和3年度	主な議題・内容
庁内調整 (6/10)	《改正》 ①医療関係に、医療3師会から各々区内2団体が参画している【制度面の改正】【運用面の改正】⇒区内に所在する医療関係団体とし、各団体の隔年での持ち回りとする ② 実際の委員について、ほぼ全団体から会長クラスが参画している。【運用面の改正】⇒各団体からの代表推薦にあたり、他の団体との重複を避けるなど参画者の負担とならないよう検討を区より依頼 ③行政関係の委員について、位置付けの明確化とスリム化の検討が必要【組織内のガバナンス面の改正】 ・北区地域福祉推進全般の総括及び計画の進捗管理⇒区長より副区長に委任 ・一般福祉政策(計画の進捗管理、事業広報報告含む)⇒保健福祉センター所長及び福祉課長に集約

令和4年度	主な議題・内容
第1回 (6/30)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度地域支援連絡会議について 大阪市北区地域福祉計画の令和2・3年度の成果と今後の課題について 中間見直しについて 第2期大阪市北区地域福祉計画 付帯意見について 後掲1 『気にかける』地域づくりの推進 後掲2
第2回 (3/14)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度地域支援連絡会議について 第40回区政会議について 『気にかける』地域づくりについて

令和5年度	主な議題・内容
第1回 (7/26)	<ul style="list-style-type: none"> 北区地域福祉計画の令和4年度の成果と今後の課題について 令和5年度地域支援連絡会議について 第3期北区地域福祉計画の策定に向けて(案) 第1期・第2期 北区地域福祉計画の推移 第3期北区地域福祉計画ロードマップ 区政会議報告(6月23日開催分)
第2回 (3/22)	<ul style="list-style-type: none"> 北区地域福祉計画～この間の取り組みについて～ 令和5年度地域支援連絡会議について(令和5年12月15日開催) 会議概要、グループワーク意見(班ごと)、グループワーク意見(所属団体ごと)とりまとめの方向性 第3期北区地域福祉計画の策定について 地域支援連絡会議グループワーク意見(取り組み3柱の意見振り分け)

令和6年度(令和6年5月30日開催)

〈主な議題〉

- ・北区地域福祉計画の令和5年度の成果と今後の課題について
- ・これまでの地域福祉推進会議、地域支援連絡会議での検討内容について
- ・第3期大阪市北区地域福祉計画策定の進捗について



基本理念

人と人とのつながりと支えあいのまち北区
～変化する社会に適応した地域づくりをめざして～

1. 地域でつながり支えあう活動の支援

- だれもが主体的に、地域での生活課題を発見し、課題の解決に向けた取り組みの活性化が図られるよう、今後も取り組みを支援するとともに、地域での日頃からの見守りや助けあい活動を進め、だれもがつながり支えあえる関係づくりを支援します。
- 多様な主体の福祉活動への参画と地域との交流ができる環境づくりを進めます。

- ✓ 従来の対面による地域福祉活動か、オンラインによる情報発信・収集か、といった二元論ではなく、両者のメリット・デメリットを精査した上での、ハイブリッドな地域福祉活動をめざすこと
- ✓ “継続は力なり!”をモットーに、行動制限の緩和に即して、最大限にリスクを押さえつつ、地道にこれまで築いてきた公民相互の“顔の見える関係(支援ネットワーク)”の回復・拡大に努めること

2. “きめの細かい”相談・支援の充実

- 社会的に孤立することなく、専門家の助言を受けたり、必要なサービスを利用しながら、安心して暮らしていくことができるよう、情報提供を進めます。
- 相談体制の充実を図るとともに、支援が必要な時に利用できるよう、効果的・効率的な情報発信を進めます。
- 制度の狭間や複合的な課題を抱えた人・世帯を支援するため、施策横断的な課題解決に向けた取り組みを進めます。

- ✓ 社会的孤立を少しでも解消するためには、行政や福祉施設・専門機関などの多職種連携と、公助(行政・専門職)と地域住民の皆さんが連携協働して取り組む地域協働を進めること

3. ふくしのまなび

- だれもが安心して暮らすことができるよう、福祉意識の向上に取り組み、地域福祉への理解を促進するとともに、一人ひとりの人権を尊重し、共生していくことのできる地域づくりを推進します。
- これからの地域活動を推進するための人材の育成・確保の取り組みを進めます。

- ✓ キーワードは“対話(話しあい)”
住民一人ひとりの生活課題を身近な問題として捉え、住民と関係者などが連携・協働を図りながら解決するための話しあいの場づくりに努めること

課題認識

- 大阪市地域福祉基本計画の基本理念でもある「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の実現のためには、住民が自分の身近に暮らす人の存在や変化を「気にかける」ことが出発点となる。
- 地域に「気にかける」ことができる人、地域の目を増やし、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるとともに、取り組みを通して、関係する区職員の感度の向上や区と地域の連携強化にもつなげていく。

決議内容

- 各区においては、それぞれの実情や特性に応じた「気にかける」取り組みを推進するとともに、職員の感度の向上や地域との連携強化につなげていく。
- 取り組みを途切れることなく進めるため、各区の地域福祉計画に改定のタイミングなどにおいて「気にかける」のキーワードを明記するなど、「気にかける」ことの視点や具体的な取り組み事例を盛り込むこととする。

(例)●「時間の制約が少ない活動・取り組み」「気軽に参加しやすい取り組み」
●いわゆる「福祉」や「地域とのつながり」を前面に出した取り組みだけではなく、
防犯・防災やまちづくりなどに係る取り組みなども含む。

- 「気にかける」取り組みは、福祉分野で行われている取り組みに限らず、防犯や防災などさまざまな分野の取り組みを通して実践されているものであり、各区長におかれては、区横断的に「気にかける」取り組みが推進されるよう、ご留意いただきたい。
- 各区の地域福祉計画はその案の作成にあたって有識者や地域関係者などさまざまな方々のご意見をいただきながら進められており、可能な時点から対応するものとする。

北区地域福祉計画における大切にしたい視点

『気にかける』地域づくりの推進

大阪市地域福祉基本計画の基本理念でもある「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の実現のためには、住民が自分の身近に暮らす人の存在や変化を「気にかける」ことが出発点となります。

CSW・地域福祉コーディネーターなどの地域の見守り活動や総合的な相談支援“つながる場”、『子ども110番運動』などの防犯への取り組みなども含め、さまざまな取り組みを通して地域に「気にかける」ことができる人、地域の目を増やし、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるとともに、これらの取り組みを通して北区職員の感度の向上や区と地域の連携強化にもつなげていきます。

2. 地域支援連絡会議

地域支援連絡会議(実務者による会議)は、さまざまな生活課題を抱えている人が社会的に孤立することなく、適切な助言を受け、必要なサービスを利用しながら、安心して生活を営んでいくことができるよう、相談体制・情報発信の充実を図るとともに、制度の狭間や、本人や家族を取り巻く中で複合的な課題が生じているなどの具体的課題の効果的解決に向けて、「福祉」・「保健」・「医療」の分野を越えた公民連携による検討や、包括的支援を実施するための情報交換を図ることを目的とし、北区特有の福祉課題の解決に必要とされる事項の検討を行っています。

主な役割	出席者
<ul style="list-style-type: none"> ・北区の福祉課題における取り組み内容の共有 ・各地域における取り組み内容の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・地域福祉関係機関等の実務者 ・北区役所(関係課職員) ・北区社会福祉協議会 ・CSW、地域福祉コーディネーター など

■これまでの会議内容

令和2年度	内容
書面開催 (2/26)	(1)第2期大阪市北区地域福祉計画について (2)北区地域福祉計画 令和2年度の成果と今後の課題について (3)新型コロナウイルス感染症の情勢下における地域活動者の活動状況についてのアンケート結果について

令和3年度	内容
第1回 (3/14)	グループワーク ・コロナ禍で工夫してきたこと(またこれからの活動について、どのようにすれば良いか) ・コロナ禍での情報発信について、何が必要と考えますか。

令和4年度	内容
第1回 (12/19)	<ul style="list-style-type: none"> ・概要版 第2期大阪市北区地域福祉計画 ・第二期大阪市北区地域福祉計画 令和4(2022)年6月30日決議 ・『気にかける』地域づくりの推進にかかる取り組みの今後の方向性について ・別紙 会議テーマに関するご意見など グループワーク ①多職種連携と顔の見える関係づくり 「複合的な課題を持つ相談者に対してどのような支援を行っていますか。また連携している先があれば教えてください」(専門職向け) 「相談を受けた場合、どの機関へ相談をつないでいますか」(地域向け) ②『気にかける』地域づくりの取り組み 「『気にかける』地域づくりという観点で、地域とどのような関わりを持っていますか」(専門職向け) 「『気にかける』取り組みについて、どのようなことを行っていますか」(地域向け)

令和5年度	内容
第1回 (12/15)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期大阪市北区地域福祉計画の取り組み状況について ・令和4年度 地域支援連絡会議(会議録概要) ・『気にかける』から『気にかける』地域づくりに向けて～孤独・孤立を防ぐために～ ・会議テーマに関する事前アンケート ・グループワーク 『『気にかける』から『気にかける』地域づくりに向けて』 気にかけた、気にかける ①行動や取り組みの内容 ②課題と感じたこと ③連携・協働について ④工夫・改善点・アイデア 会議まとめ 後掲3

■令和6年度 地域支援連絡会議(令和6年8月22日開催)

(内容)

「第3期北区地域福祉計画の策定に向けて」

- ・事務局より説明
- ・グループワーク(4班)

北区の地域福祉における現状や課題を踏まえ、5年から10年後を見据えた中長期的な視野に立ち、北区における地域福祉のあり方について、各分野の実務者である各委員より意見をいただき、第3期計画の参考とし、必要事項を反映することを目的にグループワークを実施。



第2期北区地域福祉計画

取り組みの3柱 令和4年度中間見直しにおける付帯決議

取り組みの柱① 地域でつながり支え合う活動の支援(R4付帯決議)

①-1 従来の対面による地域福祉活動が、オンラインによる情報発信・収集か、といった二元論ではなく、両者のメリット・デメリットを精査した上での、ハイブリッドな地域福祉活動をめざす

①-2 “継続は力なり!”をモットーに、行動制限の緩和に即して、最大限にリスクを押さえつつ、地道にこれまで築いてきた公民相互の“顔の見える関係(支援ネットワーク)”の回復・拡大に努める

取り組みの柱② “きめ細かい”相談・支援の充実(R4付帯決議)

②-1 社会的孤立を解消するためには、行政や福祉施設・専門機関等の多職種連携と、公助(行政・専門職)と地域住民が連携協働して取り組む地域協働を進める

取り組みの柱③ ふくしのまなび(R4付帯決議)

③-1 キーワードは“対話(話し合い)”住民一人ひとりの生活課題を身近な問題としてとらえ、住民と関係者等が連携・協働を固めながら解決するための話し合いの場づくりを積極的に努める

令和4年度 地域支援連絡会議の今後の方向性「多職種連携」、「気にかける」

①あらゆる福祉課題や社会問題につながっている社会的な孤独・孤立を解消すること

②きめ細かい相談支援の充実で社会的な孤立を解消するために連携協働が必要

③孤独・孤立を解消するために連携すること、『気にかけていくこと』

④まずは、お互いの仕事や役割を知り、認め、尊重し合うこと

⑤北区地域福祉推進会議で意識共有し社会的な孤立の解消のための取組・発信を促進していくこと

- ◆今後の取組方針 めざす3つのゴール
- ①タスクゴール…当初目標の達成をめざす
- ②プロセスゴール…行政、専門職、住民の信頼関係形成により強化を図る
- ③リレーションシップゴール…地域福祉ネットワークの拡大と充実

今後の課題・進め方 令和4年度中間見直しにおける付帯決議

◆地域活動について

多様な福祉活動への参画、地域との交流を継続できるような環境づくりの進展、地域活動の情報共有の活発化によるモチベーションの保持

◆きめの細かい相談・支援について

様々な専門職と連携したアウトリーチの強化

◆情報発信について

ICTの活用と併せて、高齢者や障がい者など情報弱者に対する従来型の情報発信(広報紙や広報版など)の継続

令和5年度 地域支援連絡会議 グループワーク「気にかけるから気にかける」

①行動や取組の内容、②課題と感じたこと、③連携・協働について、④工夫・改善点・アイデア

令和5年度 地域支援連絡会議の今後の方向性「気にかけるから気にかける」(案)

- 『つながり』
- ・つながりを意識化し、つながる範囲を広げ、次期ステージを作っていく。
- 『気にかける』
- ・意識を持って接し、お互いに「気にかける」関係性を広げていく。
- 『連携』
- ・顔見知りを増やし、つなぐ・つなげる関係性を構築していく。
- 『取組・情報発信』
- ・地域や活動主体に『気にかける』取組や情報発信を促進していく。

4 第2期計画から第3期計画へ向けた取り組みの整理

第1期計画及び第2期計画による10年間の地域福祉の推進により、北区における地域福祉の取り組みの体制と仕組みづくりは継承され、区社会福祉協議会をはじめ、各関係機関相互の連携や小地域福祉活動が積極的に展開されてきました。引き続き、第2期計画の成果を継続していくとともに、第3期計画では、それらの体制や仕組みの情報提供を強化し、支援が必要な当事者とともに地域の中で、十分に行き渡らせていくことを進めます。

以上を踏まえたうえで、取り組みを今後も発展させていくため、第3期計画においては第2期計画の3本の柱をまとめ、統合的な計画とし、4本の柱に整理し第3期計画を推進します。

第2期計画

1 地域でつながり支え合う活動の支援

- 小地域での福祉活動の推進・強化
- 災害時にも支え合えるつながりづくり
- 企業や事業所との連携・協働の推進

2 “きめ細かい”相談・支援の充実

- 相談・支援(サービス)の充実

3 ふくしのまなび

- 小地域での福祉活動の推進・強化
- 災害時にも支え合えるつながりづくり
- 企業や事業所との連携・協働の推進

第3期計画

1 住民一人ひとりが主体となって、ともに支え合う地域づくり

- 地域コミュニティ、防災、防犯

2 一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな”相談・支援の充実

- 包括的相談支援、アウトリーチ

3 「ふくしのまなび」から「福祉の担い手」「参加し交流する場」づくりへ

- 地域づくり、参加支援

4 多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行うしくみづくり

- 他機関連携

北区のこの間の取り組みを継続し、地域共生社会の実現に向けて、取り組みを推進します。

取り組みの実践を目的に、地域福祉を推進する場の設置と、区レベル・地域レベル・小地域レベルでそれぞれに必要な専門人材の配置を進め、セーフティネットとなる「見守り・支えあいの仕組み」を引き続き進めます。

レベル	重点的な役割	体制
区レベル (北区全域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の推進 地域課題・生活課題を集約し、共有する機能の強化 企業や事業所との連携促進と連携のための環境整備 地域福祉の担い手の発掘・養成 地域共生社会に向けた包括的支援を進める取り組み(重層的支援体制整備事業の視点を含む) 既存制度やサービスの適用が困難な場合などに対応するサービスの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「北区地域福祉推進会議」の設置・運営 「北区地域支援連絡会議」の設置・運営
地域レベル (概ね中学校区の範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 解決が困難な事例、個別支援機能の強化 民生委員・児童委員や関係機関との連携 地域福祉コーディネーターの支援・研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> CSWの配置
小地域レベル (概ね地域社協の範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における要援護者の把握と日ごろからの見守り活動 関係機関への取り次ぎ 生活支援サービスのマッチング 福祉ニーズの把握、掘り起こし 人材発掘 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉コーディネーターの配置

第3章 第3期大阪市北区地域福祉計画の基本理念と取り組みの柱

基本理念

全ての人がつながり、支えあって生きるまち 北区
 ～一人ひとりがあるまま、自分らしく暮らし、まなび、集う地域づくり～

大切にしたい視点

気にかける・
気にかける
地域づくり

だれもが地域で
つながり支えあ
まちづくり

だれもが
「地域の参加者」
「ふくしの担い手」

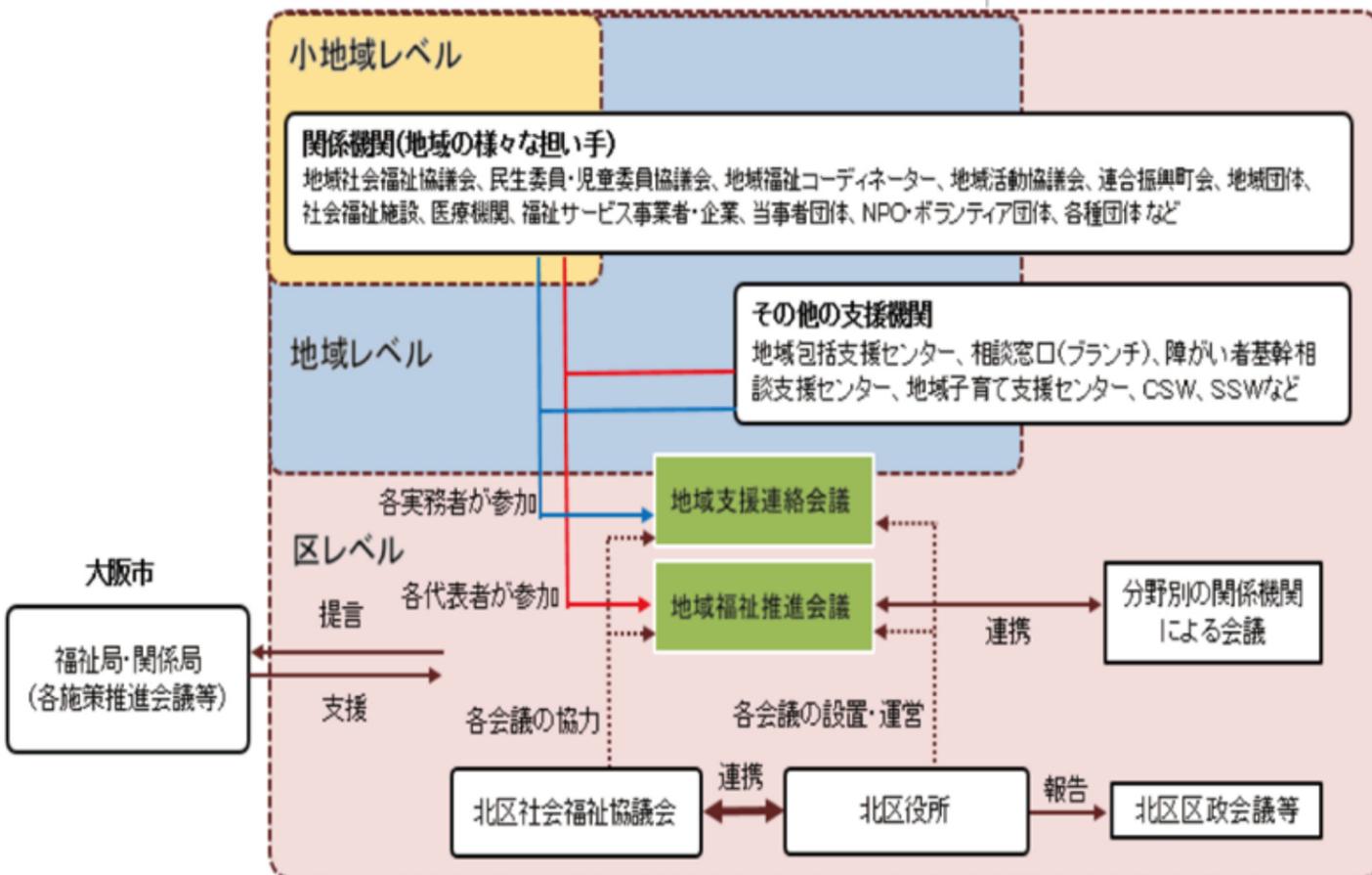
個性と多様性を尊重
し、互いを認めあい
共生するまち

地域団体、NPO、
企業などの強みや
特性を活かす
交流と連携の促進

「ふくしのまなび」から
生まれた場を
はぐくむ・つなげる

取り組みの柱

- 1 住民一人ひとりが主体となって、共に支えあう地域づくり
- 2 一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな”相談・支援の充実
- 3 「ふくしのまなび」から「福祉の担い手」「参加し交流する場」づくりへ
- 4 多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う仕組みづくり



1 基本理念

大阪市の都心部である北区では、都心回帰の流れの中、新たな開発による大規模マンションなどの建設が進み、また、2024年のうめきた第2期開業をはじめとする区内での大規模な都市開発、2025年の大阪・関西万博開催などに伴い、今後も著しい人口の流入が進むものと予想されます。これらの影響により、北区においては、子育て世帯の増加が進む一方、区内の単独世帯は6割を占めるなど、ひとり親世帯や高齢者の単独世帯の割合についても今後も一層増加すると思われまます。

このような中、少子高齢化の進展や経済・社会的格差の拡大、地域のつながりの変容など、この間、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、地域における福祉課題はより一層多様化・複雑化しています。

とりわけ、2020年に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症は、生活困窮や孤独・孤立が社会問題化するなど、わが国の社会全体に多大な影響を与え、地域社会における生活・活動もコロナ禍以前とは大きく変容することとなりました。対面でのコミュニケーションを基本とする地域の福祉活動が大きな制約を受ける中、第2期計画においては、令和4年度において「気にかける地域づくりの推進」を新たな視点として掲げるなどの見直しを行い、地域、企業、福祉関係機関などと行政が連携しつつ創意工夫を行い、地域福祉活動を継続してきました。

第3期北区地域福祉計画においては、将来ビジョンに掲げる将来像「人が集い、共に支えあい、絆をはぐくむまち」を具現化したまちの姿「安全・安心を身近に感じられるまち」「だれもが幸せに暮らせるまち」「地域資源やポテンシャルを活用し、持続可能で魅力的なまち」の実現のため、コロナ禍におけるさまざまな制約や課題に対する「気づき」や「創意工夫の実践」も踏まえ、

全ての人がつながり、支えあって生きるまち 北区

～一人ひとりがあるまま、自分らしく暮らし、まなび、集う地域づくり～

を基本理念とし、人と人とが繋がり相互に支えあうことにより、個人が尊重され自分らしく暮らし続けられる地域づくりを推進していきます。

2 大切にしたい視点

基本理念のもと、つぎのような視点を大切にしていきます。

(1) 「気にかける・気かけあう」地域づくりの推進

【地域における共助・共生の視点】

【排除抑止・権利擁護・社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の視点】

地域に暮らすだれもが自分らしく安心して暮らせる地域づくりの実現のためには、住民が自分の身近に暮らす人の存在や変化に気づくことが出発点となります。さらには、普段からお互いを気づかい、支えあうつながりを持つことが大切です。

身近に暮らすもの同士が、互いに「気かけあい」、支えあうつながりを持つことで、災害など

の非常時における安否確認や救助活動、高齢者の孤立による困窮や孤独死、子どもや障がい者への虐待の防止などにつながります。

一方、地域には、援助を必要としながら、さまざまな場所や場面で排除され孤立している人々が存在します。また、認知症高齢者や障がい者など判断能力が十分でない人には、自ら意思決定し自己実現を可能とするための適切な相談支援が必要です。

地域に暮らす一人ひとりが、お互いの存在を意識し変化に気づくこと「気にかける」と、お互いを思いやり支えあう「気かけあう」視点を大切にすることで、こうした社会的に援助が必要な人も含め、全ての住民が地域で自分らしく、孤立することなく暮らしていける地域づくりを進めます。

(2) だれもが地域でつながり支えあうまちづくり

【新たな地域コミュニティづくりの視点】

大阪市の都心部である北区では、大幅な人口流入や、一方で高齢者の単独世帯や子育て層の増加などが続いてきました。それらの影響により、地域における人と人とのつながりの希薄化や、大規模マンション建設などに起因する新たな住民コミュニティの形成など、地域におけるコミュニティは、この間、大きく様変わりしています。近隣の関係づくりによる日頃からの見守り体制の構築や、コミュニティ間の連携促進の視点に立って、全ての住民が地域で孤立することなく、だれもが地域でつながり、支えあって暮らせるまちづくりをめざします。

(3) だれもが「地域の参加者」「ふくしの担い手」

【住民主体の福祉コミュニティ形成の視点】

より良い地域づくりに向け、住民一人ひとりが主体として参加し、さまざまな課題の解決に向け協働することが重要となります。地域でともに暮らすだれかが困難を抱えたときには、地域で支えを受け、支える担い手となれるよう、全ての住民が地域の一員として社会のつながりを持ち、住民同士が困った時はいつでも支えあうことのできる地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域づくりと福祉コミュニティ形成の視点に立って、地域づくりを進めていきます。

(4) 個性と多様性を尊重し、互いを認めあい共生するまち

【人権尊重と多様性・共生の視点】

北区には、高齢者、障がい者、子ども、外国にルーツを持つ人、LGBTQ+など、多様な背景や個性を持つ人たちが暮らしています。年齢や性別、国籍、社会的立場などの違いに関わらず、一人ひとりが地域社会の一員としての多様性を理解しあい、互いの人権を尊重する視点を大切にし、ともに生き、ともに暮らせる共生社会の実現をめざします。

(5) 地域団体、NPO、企業などの強みや特性を活かす交流と連携の促進

【多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の視点】

北区には、誇るべき歴史や伝統文化と、各々の地域の特性に根ざした活動を多年にわたりはぐくみ伝えた団体と団結力があります。また、多くの企業や医療機関、社会福祉や子育て支援事

業者、近年ではさまざまな目的・特色を持った活動を展開するNPOが存在します。こうした活動団体や組織のそれぞれの強みや特性、魅力を活かした連携や協働によりまちづくりを進める「多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)」の視点に立って、北区における地域福祉を推進します。

(6) ふくしのまなびから生まれた場をはぐくむ・つなげる

【福祉人材の育成と地域社会への参加支援の視点】

「福祉のこころ(福祉マインド)」をはぐくむためには、福祉に関する制度などへの理解や知識を習得し深めることや、さまざまな福祉の実践の場の現状や取り組みを知ることが求められます。また、ともにまなびあうことを通じて生まれた人と人とのつながりと共感を、地域における福祉活動の実践の場へと発展させていくことが地域の福祉力を高めることにつながります。幅広い世代・属性の住民に対し、さまざまな取り組みやアプローチを通じて、福祉をまなび、地域の課題をみんなで考える場をつくり、こうしたまなびの場を継続・発展させ実践につなげる視点を大切にすることで地域課題の解決をめざします。

3 取り組みの柱(基本目標)

取り組みの柱 1

住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり (地域コミュニティ・防災・防犯)

北区においては、古(いにしえ)からの地縁や地域活動などにより形成された地域コミュニティが多数存在し、各々の地域の特色ある歴史や伝統文化、相互の見守りや助けあいなど住民同士の密接なつながりを継承してきました。一方で、区内ではこの間大規模マンションの建設などの都市開発が続いており、この傾向は、2024年のうめきた2期先行まちびらき、2025年の大阪・関西万博開催により一層加速することも予測されます。

このような都心回帰志向による急激な人口流出入に起因した新たな住民コミュニティの形成が進んでいること、また、昨今の近隣関係の希薄化などともあいまって、北区における地域コミュニティの有様は、この間大きく変化を遂げています。他方、大阪市の都心部である北区においては、医療・介護・福祉の各組織や多分野の企業・事業所が多く立地する特性も有しています。

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことです。北区における地域共生社会の実現に向け、自分たちが住んでいる地域をより良くしていきたいという住民の思いをつなげ、地域住民が主体的に地域での課題を発見し、解決に向けた活動が「自助」「共助」「公助」の役割分担のもと進められる取り組みを支援していきます。

また、従来から継続する地域コミュニティと、大規模開発などにより形成される新しいマンションコミュニティや、子育て、防災・防犯、地域おこしなどの目的によりつながり形成された新たな形態のコミュニティなど、多様なコミュニティの活性化や連携、さらには、区内企業・事業所などを含む多様な主体の地域活動への参画と交流が促進される環境づくりを進めます。

将来イメージ

- ・住民が主体となって地域課題について話しあい、相互のつながりあい・支えあいによる地域福祉活動が進んでいる。
- ・世代や属性を超えた日頃からの交流や見守り、助けあい活動により、災害や緊急時の備えが充実している。
- ・地域福祉に関する多様な主体の参画による「新たなつながり」が広がっている。
- ・地域での多様な取り組みがすべての区民に情報提供され、共有されている。

主な取り組み

- ・少子高齢化の進展や、大規模マンションなどの増加などにより、希薄化しつつある地域での住民同士のつながりを活性化し、住民が主体となって地域の課題を話しあい、取り組みを計画し行動する地域福祉コミュニティ形成を支援します。
- ・身近な地域で暮らすもの同士が、お互いを気にかけて、つながりを持つことにより、普段の見守りや災害時における安否確認・救助活動などに役立てる「気にかける・かけあう」地域づくりを進めます。
- ・子育て、防災・防犯、まちづくりなど、各々の課題意識や目的によって生まれ、結ばれた新たな地域コミュニティ活動を支援し、住民が自ら主体となって地域課題を解決していく仕組みづくりを進めます。

1 地域課題の解決に向けた取り組みの支援 (小地域計画の策定・推進)

- ・各地域における福祉課題の解決に向けて積極的に取り組む活動を支援するため、小地域福祉活動計画に基づく活動が拡大、充実するように支援します。
- ・住民が地域における福祉課題を話しあうためのワークショップなどに参加し、住民自らが主体となって意見を出しあい、解決に向けて協働していく場づくりを支援します。
- ・地域でのさまざまな取り組みについて、すべての区民へ情報提供を促進します。

2 地域コミュニティの活性化と多様なコミュニティ活動の 担い手の連携の促進(コミュニティ活性化)

- ・マンション内の居住者同士のつながりづくりや、マンション内外の交流、連携を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・地域のさまざまな取り組みや相談窓口などの情報を多くの区民へ届けられるよう、マンションなどと連携し周知・広報に取り組みます。

3 地域における安全・安心の取り組み(防犯・見守り)

- ・区内の児童生徒の通学・帰宅時の安全確保や犯罪などから身を守るため、青色防犯パトロール車などによる巡回・啓発の継続、北区独自のこども110番運動の拡充に努めます。
- ・区民の安全・安心な暮らしを守るため、特殊詐欺、子どもが関連する犯罪などの犯罪抑止のため、青色防犯パトロール車による巡回・啓発、百歳体操など地域活動の機会を捉えての特殊詐

欺などに対する防犯啓発を行います。

- ・地域のまちなみの良好な環境や風紀・景観、路上の安全を守るため、各警察署と連携し、違法駐輪啓発や交通ルールの遵守の呼びかけなど、防犯・交通安全啓発を行います。

4 災害時にも支えあえるつながりづくり(防災)

- ・日頃からの見守り活動を推進し、災害時の避難支援にもつなげられるよう支援するとともに、防災訓練などを通じ、災害時などの要援護者支援の取り組みを強化します。
- ・災害時における要援護者などへの配慮(帰宅困難者対策を含む)について、関係機関などとの連携による取り組みを進めます。
- ・大規模災害時に、北区社会福祉協議会において、大阪市との協定に基づき北区災害ボランティアセンターを設置し、被災地ボランティアの活動拠点として災害ボランティア活動を円滑に推進するとともに、災害ボランティアセンター運営支援者の育成やスキルアップ支援を行います。

取り組みの柱 2

一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな”相談・支援の充実 (包括的相談支援)(アウトリーチ)

急激な少子高齢化の進展により、北区においても一人暮らしや認知症など、さまざまな問題を抱え、支援を必要とする高齢者が急増しています。一方、急激な人口流入に伴う子育て世帯の増加などによる子育てニーズの増大とともに、子どもの貧困や虐待、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題も多様化・複雑化しています。

また、地域には、このような高齢者、子どもや子育て世帯のほか、ひとり親世帯、障がいを持つ人、経済的困窮にある世帯、外国にルーツを持つ人など、年齢、性別も含めさまざまな属性、言語や文化的背景を持つ住民がともに生活しており、各々が抱える課題も、制度の狭間にあたり複数にまたがる場合も多々見られます。

「令和6年度北区地域福祉活動に関するアンケート」においても、地域福祉を推進するための課題について、「相談しやすく、わかりやすい相談窓口の開設」が最も多く、次いで、「情報を必要としている人に適切に届ける」が挙げられています。

北区においては、このように制度の狭間や複合的な課題を抱えた住民・世帯を支援するために、属性を問わない包括的な相談・支援体制づくりなど、施策横断的な課題解決に向けた取り組みをさらに推進していきます。

また、さまざまな属性、課題を抱える住民が、地域で社会的に孤立することなく必要なときに必要な相談や支援を適切に受けることができるよう、日常からの見守りや相談体制の充実に引き続き取り組むとともに、各々の個性と尊厳が尊重され、地域において自立した生活を送れるよう、虐待防止や権利擁護^{*}の取り組みを推進していきます。

さらに、すべての住民に対し、必要な情報が適切に届くよう、効果的・効率的な情報発信を進めます。

^{*}権利擁護：判断能力が十分でない方々などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。

将来イメージ

- ・高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者・困難な問題を抱えた女性など、支援を必要とする区民に対し、世代や属性を超えた包括的な相談支援体制が構築されている。
- ・子ども・高齢者・障がい者など、社会的弱者に対する虐待防止や判断能力が不十分な人への支援対応など、権利擁護と意思決定や自己実現のための相談支援、安心・安全の確保などの体制が整っている。
- ・子育て世帯や子ども・青少年が暮らしやすい取り組みが進んでいる。

主な取り組み

- ・高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者など、複合的な課題を抱えた人や世帯に対する包括的な相談支援や権利擁護体制を、地域福祉課題に携わる関係機関や団体との連携促進を図りつつ構築・充実していきます。
- ・地域福祉に関する各種制度や相談体制など、支援に必要な情報が当事者に的確に届くとともに、支援者間や区民にもあまねく共有されるよう情報発信の取り組みを強化します。

1 地域における見守り・相談支援体制の充実 (見守り相談室・民生委員・児童委員活動)

- ・地域の身近な相談窓口や見守り機能体制の充実を図るため、「見守り相談室」を設置・運営し、高齢、障がい、難病などの要援護者名簿を整備し、地域における普段からの見守り活動に活用するとともに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、包括的相談支援・権利擁護体制と、きめ細やかな見守りネットワークの構築・充実を進めます。
- ・地域住民の身近な相談窓口として各地域に地域福祉コーディネーターを配置し、課題解決に向けた他機関との連携や緩やかな見守り支援を行います。
- ・CSW、地域福祉コーディネーター、区役所職員や警察・消防など行政機関などが参加する連絡会を毎月開催し、情報共有の充実や新たなネットワークの形成による見守り・相談支援機能の強化を進めるとともに、有識者を招聘して事例検討会を実施するなど、さまざまな研修や情報提供の場を充実し、各々のさらなる専門性のスキルアップを図ります。
- ・民生委員・児童委員及び主任児童委員と行政、社会福祉関係団体などの連携を強化し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる区民に対し、アウトリーチも含めた支援体制の充実を図ります。

2 地域で安心して暮らすことのできる支援の充実 (障がい者地域自立支援・高齢者包括支援・生活困窮者自立支援)

- ・障がい者(児)とその家族への相談・支援の充実を図るため、障がい者基幹相談支援センターや地域自立支援協議会を活用し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいに関する専門機関との連携を強化します。
- ・地域包括支援センター・ランチと行政、社会福祉関係団体などが連携し、地域における高齢者の見守りと相談支援体制をより一層強化します。また、地域包括支援センターを含む認知症の相談窓口の周知と認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを積極的に行い、認知症の早期発見と迅速な対応及び、住民自らの認知症予防の取り組みを進めます。

- ・認知症初期集中支援チーム「オレンジチーム」を中心に認知症サポーター「オレンジサポーター」と連携し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる社会の実現、認知症の人にやさしいまちづくりを進めます。(取り組みの柱3(2)に再掲)
- ・在宅で医療や介護を受けている高齢者や障がい者などが十分な支援やサービスを受けることができるよう、また、このような援助が必要な人たちを介護・介助している人が孤立せず、地域とのつながりを継続できるよう、障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターなど各種相談支援機関や、在宅医療関係機関・居宅介護支援事業者などと連携して、介護者のための相談・支援を充実します。
- ・DV(ドメスティックバイオレンス)被害や性的搾取など、またそれに伴う精神的被害や経済的困窮など、困難な状況にある女性に対し、女性相談支援員(市民局設置)や関係機関と連携し、自立に向けた継続的支援を行います。
- ・障がい、高齢・ひとり親など、複合的な理由による生活困窮により支援が必要な区民に対し、生活困窮者の自立支援のための相談窓口「よりそいサポートきた」を運営し、就労支援や家計管理など総合的な相談支援を実施します。
- ・民間企業、NPO、地域団体などと連携し、フードドライブ・フードパントリーを実施し、生活困窮者や子どもの居場所事業などに対する支援と支援者間の連携体制を構築します。(取り組みの柱3(2)に再掲)

3 子ども、青少年が健やかに育つための支援の充実 (子育て支援「北区版ネウボラ」)

- ・「北区版ネウボラ」の取り組みとして、お住いの地域を担当する保健師が身近な健康サポーターとして妊娠～出産～子育てまでを切れ目なく支援します。
- ・こども家庭センターを活用し、家庭児童相談員や保健師、児童福祉施設など専門機関と連携し、子育て中の保護者が孤立することなく、地域で安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを支援します。
- ・プレスクールワーカーを配置し、区内の子育て支援施設に出向いての助言指導を行い、児童虐待の早期発見や予防、支援の必要な子どもや世帯を支援者につなげるなどの取り組みを推進します。
- ・地域の民生委員・児童委員・主任児童委員・地域活動協議会などが中心となり、親子で遊んだりしながら、子育てに関する相談や情報の交換、親同士の交流ができる場である地域の子育てサロンと連携・支援し、だれでも自由に参加でき、地域の子育て関係機関との連携や地域で支えあうことができるコミュニティの一層の形成をめざします。
- ・学校と福祉をつなぐ専門職であるスクールソーシャルワーカー(SSW)、こどもサポートネット推進員を小中学校へ派遣し、教職員、福祉関係機関、CSWなどと緊密に連携することにより、子どもが抱える貧困、障がい、不登校やひきこもりなどから生じる課題解決に向けた支援計画を策定し、居場所となる施設、福祉施設などの情報提供や施設の利用に向けた各種手続き支援などを積極的に行います。
- ・区役所に子育て関連の申請などで訪れた親子に対して、気軽に区役所内で子どもを遊ばせながら子育てに関する不安や悩みの相談をすることができる施設「子育て支援ルーム(Kikki)」を運営・活用し、子育ての孤立化の解消や子育てに関する知識の習得など、児童虐待の未然防

止につながる取り組みを推進していきます。

- ・子どもが抱える「ひきこもり」、「不登校」、「貧困」、「学力低下」、「孤立」などといった課題解決のため、家や学校以外に安心して集い、まなび、過ごせる居場所を学校や地域団体、企業などと連携して運営することにより、子育て世帯の支援に努めます。
- ・支援が必要な多くの方の的確に情報が届くよう、広報紙、ホームページ、各種イベントでの啓発や掲示板などの多様な媒体・手法を活用し、子育てに関するさまざまな制度や取り組みの情報発信を進めます。

4 虐待防止と権利擁護支援の強化 (虐待防止・権利擁護・DV被害者支援)

- ・子どもや高齢者、障がい者などに対する虐待の早期発見と情報共有、迅速な対応など、支援体制の構築に向け、虐待防止連絡協議会を活用し、行政・警察・消防・福祉事業者など関係機関が連携して支援できるネットワークの強化を図ります。
- ・認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため、成年後見制度[※]や日常生活自立支援事業について周知・情報提供するとともに、障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターなどと連携し、利用者に適した制度の利用促進や相談支援体制の充実を図ります。
- ・DV(ドメスティックバイオレンス)により、身体的・精神的被害を受け、また、それに伴う経済的困窮などにある被害者に対し、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関と連携し、心身の安全確保や自立に向けた継続的支援を行います。

5 包括的・重層的支援体制の構築 (地域支援連絡会議・総合的支援調整会議「つながる場」)

- ・区役所職員、区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者支援、障がい者支援、介護・医療事業者、CSW、地域福祉コーディネーターなど、地域福祉関係諸機関の実務者が参画する「北区地域支援連絡会議」を定期的に開催し、北区全体や各地域における福祉課題や取り組み内容などについて認識共有を図り、課題解決に向けた連携体制の強化を支援します。
- ・高齢や障がい、生活困窮など、複合的な課題を抱えた人を支援するため、総合的支援調整の場「つながる場」を積極的に活用し、施策分野や属性を横断的・包括的に相談支援を行う体制を構築・充実します。(取り組みの柱4(1)に再掲)

取り組みの柱 3 「ふくしのまなび」から「福祉の担い手」「参加し交流する場」 づくりへ(地域づくり)(参加支援)

福祉全般についての知識と関心を深める「ふくしのまなび」は、支援を必要とする当事者が福祉の制度や自らの権利を知ること、支援を行うものが正しい知識や制度について理解を深め、適切な相談支援につなげるために大切なことです。加えて、次の世代を担う子どもたちも含む多くの区民に、福祉への関心と理解を広げることによって、地域における福祉の担い手の広がり、そこから生まれる世代や属性を超えた交流、まなびや地域社会への参加など、地域福祉活動の

※成年後見制度：判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度のこと。

場づくりにつなげることに重要な役割を持つものです。

このような地域における多世代間交流や地域福祉活動の「場」や「機会」は、住民一人ひとりが自らが地域の一員であると感じ、社会とつながり、地域でいきいきと暮らしていくための「居場所」や「持ち場(役割)」として重要です。

「令和6年度北区地域福祉活動に関するアンケート」においても、「地域福祉を推進するための課題」について、「相談しやすく、わかりやすい相談窓口の開設」「情報を必要としている人に適切に届ける」とともに、「年齢や障がいに関わらず活躍できる場や交流の機会を増やしていく」が挙げられています。

地域のさまざまな「居場所」や持ち場(役割)に参加し、交流や活動をした人が増え、またそこで支援を受けた人が別の課題を抱えた人を支援する役割と機会が生まれることで、地域において支えあう関係が構築され継続していく。このような福祉の地域づくりをめざし、区民の福祉意識の醸成と地域福祉への理解と関心の向上により地域福祉人材の育成・確保に取り組むとともに、地域福祉の活動の場「居場所」と「機会」を生み出すことで、全ての住民の地域社会への参加支援につなげていきます。

将来イメージ

- ・区民の地域福祉への理解や関心度が高まり、地域福祉活動への参加者が増加している。
- ・地域においてさまざまな地域福祉活動の場が生まれ、幅広い年代の区民の参加や交流が活発に行われている。
- ・地域福祉に関する活動の担い手の発掘と人材育成が促進している。

主な取り組み

- ・地域、企業、学校、各種団体との協力や連携による福祉教育を推進します。
- ・地域住民に地域への関心を高めってもらうとともに、関心のある人に地域福祉に関する情報を提供するなど、新たな活動者が地域活動に参加するきっかけづくりを進めます。
- ・地域福祉に関する活動の担い手を発掘するとともに人材育成に努め、地域の住民が地域福祉活動に参画できる取り組みを進めます。
- ・区民同士のつながりによって取り組まれているサロン活動などの支援を通じて、多様なつながりを生む交流の場や居場所づくりを一層推進するとともに、参加者が相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・高齢者、障がい者、認知症、不登校、子育て世帯など、さまざまな課題を抱える人と家庭の参加と自立を促していくために、当事者の自主的な活動を支援するとともに、地域において参加できる場づくりを進めます。
- ・地域でのさまざまな取り組みについて、全ての区民へ多様な媒体、機会を捉えた情報提供を促進します。

1 福祉マインド(意識)の向上 (研修・広報・情報発信・交流を通じた理解促進)

- ・障がい者(児)福祉や認知症予防、虐待やDV防止などについての研修を、地域、企業、各種団体との協力や連携により実施し、福祉全般に対する区民への理解と浸透を図ります。
- ・区広報紙、区ホームページ、SNSなどの媒体を通じ地域福祉を推進するための施策や事業、地

域での活動について情報発信を強化します。

- ・障がい者スポーツイベントやポッチャ体験など、スポーツやレクリエーションを通じて障がい者の地域における交流の機会と障がい者福祉への理解を進めます。

2 新たな地域福祉の担い手の発掘と育成支援 (ボランティア活動支援・認知症サポーター)

- ・有償ボランティア「まちともサービス」を通じ、住民同士が互いに支えあい、助けあう活動を推進するとともに、サポート養成講座を定期的開催し、協力者を募るなど、新たな地域福祉の担い手の発掘と育成を進めます。
- ・区内のボランティア活動や市民活動の拠点として、「北区ボランティア・市民活動センター」を北区社会福祉協議会に設置し、ボランティア・市民活動の相談窓口の充実とボランティア活動のコーディネートと連携強化、ボランティア情報の提供や企業、専門学校などの社会貢献活動のサポートを促進します。
- ・学校や地域、企業などを対象に福祉教育・ボランティア学習のプログラムの充実に努めるとともに、近隣の大学・専門学校などと連携し、ボランティア活動への参画を推進します。
- ・認知症初期集中支援チーム「オレンジチーム」を中心に認知症サポーター「オレンジサポーター」と連携し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる社会の実現、認知症の人に優しいまちづくりを進めます。(取り組みの柱2(2)に再掲)
- ・認知症サポーター養成講座を開催し、区民に認知症についての正しい理解の浸透を図るとともに、認知症への理解や取り組みを進めている企業や団体が増えていくよう支援を行います。
- ・民間企業、NPO、地域団体などと連携し、フードドライブ・フードパントリーを実施し、生活困窮者やひとり親家庭に対する支援と支援者間の連携体制を構築します。(取り組みの柱2(2)に再掲)

3 世代や属性を超えて地域とつながり、交流・参加できる機会や居場所を生み出す支援(ふれあい喫茶・認知症カフェ・いきいき百歳体操)

- ・高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるように、高齢者食事サービスやふれあい喫茶などの小地域福祉活動やいきいき百歳体操など健康増進活動への支援などを通じて、介護予防の充実を進めます。
- ・認知症カフェなどの運営を通じ、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で主体的に自分らしく暮らすことができる地域社会づくりを進めます。
- ・介護予防の取り組みとして、高齢者の社会参加や生きがいづくり、地域の担い手養成を支援する「生活支援体制整備事業」を実施し、生活支援コーディネーターを通じ、さまざまな事業主体に働きかけを行い、高齢者が地域の担い手となって活躍できる居場所づくりやサービスの立ち上げ・拡充支援などを行います。
- ・生活支援コーディネーターなどが中心となって、分譲マンションをはじめとする集合住宅へ定期的に訪問し、地域資源・サービスに関する情報提供を行うなど、集会所などを活用した活動の場や居場所づくりなどのコミュニティ支援に向けて働きかけを行います。

多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う 仕組みづくり(多機関連携)

地域には、住民、地域団体、NPO、社会福祉事業者など、地域において福祉をはじめさまざまな社会活動や自治を担う多様な主体が存在します。また、「取り組みの柱1」でも述べた、北区には医療・介護・福祉の各組織や多分野の企業・事業所が多く立地しています。

地域における福祉課題が複雑多様化する中、既存の制度・しくみでは解決困難な課題を抱えた住民・世帯を支援するためには、これら地域関係者、相談機関、区内企業・事業者、行政機関などが従来の枠組みを超えて連携・協働を促進することが今後ますます求められます。

さまざまな属性、課題を抱える住民が、地域で社会的に孤立することなく、必要なときに必要な相談や支援を適切に受けることができる包括的・重層的相談支援体制づくりのために、住民を含む多様な主体が連携を深め、各々の強みを発揮しての地域福祉活動への参画と協働が促進される体制づくりを進めます。

将来イメージ

- ・区民、地域団体、NPO、福祉事業者、企業など、多様な活動主体が、互いを尊重しつつ連携することで各々の強みを発揮し、地域課題の解決に向けて協働する取り組みが広がっている。

主な取り組み

- ・地域で活動する多様な主体が地域における課題やニーズを共有する仕組みを構築するとともに、課題解決に向け、互いの強みを理解・発揮し連携して協働する取り組みを支援する。

1 包括的・重層的支援体制の構築

(地域支援連絡会議・総合的支援調整会議「つながる場」)

- ・区役所職員、区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者支援、障がい者支援、介護・医療事業者、CSW、地域福祉コーディネーターなど、地域福祉関係諸機関の実務者が参画する北区地域支援連絡会議を定期的に開催し、北区全体や各地域における福祉課題や取り組み内容などについて認識共有を図り、課題解決に向けた連携体制の強化を支援します。
- ・高齢や障がい、生活困窮など、複合的な課題を抱えた人を支援するため、総合的支援調整の場「つながる場」を積極的に活用し、施策分野や属性を横断的・包括的に相談支援を行う体制を構築・充実します。(取り組みの柱2(5)に再掲)

2 民間企業など、多様な主体の地域福祉活動への参画と協働の推進

(企業連携)

- ・民間企業など多様な主体とのネットワークを拡げ、子育て支援やボランティア活動、フードドライブなど困窮世帯への支援など、地域における福祉の増進に向け、協力・連携できる関係づくりを進めます。
- ・企業における社会貢献・地域貢献活動との公民連携が地域福祉の視点を持った取り組みとして一層充実されることをめざし、啓発活動や情報提供を進めます。

第4章 地域福祉の推進に向けて

1 計画の推進方法(推進体制・評価方法)

(1) 推進体制・評価方法

本計画は、福祉のまちづくり(地域福祉の推進)を実現するため「基本理念」と「大切にしたい視点」、「取り組みの柱」で構成しています。(第3章)

本計画に基づいて策定される「地域福祉活動計画(区社協策定)」や具体的な取り組みを協働して進めるための行動計画である「小地域福祉活動計画」(各地域策定)の策定や振り返りのほか、区・地域の実情に応じた地域活動を推進・支援します。

各々の事業や取り組みについては、主に北区役所が主体となり、北区社会福祉協議会(以下「区社協」)、や区民及び地域団体、地域包括支援センター(北、大淀)、障がい者基幹相談支援センター、医療機関、企業・事業所、各種団体などの関係機関が、各々の役割を果たしながらお互いに協力・協働して実現していくものです。

それぞれの取り組みの成果、課題などについては、本計画による取り組みを着実に推進し、めざすビジョンに近づけるため、関係機関で構成する「北区地域福祉推進会議」「北区地域支援連絡会議」において共有化し、計画・事業の進捗状況や課題などを把握するとともに、「北区地域福祉推進会議」において、PDCAサイクルマネジメントにより、事業の効果を検証し、必要に応じて計画を見直ししながら、北区の地域福祉にふさわしい取り組みを推進していきます。

(2) 「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」に基づく取り組みの推進

北区役所と北区社会福祉協議会は2014(平成26)年4月に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結しています。地域福祉における将来的な展望を共有し、それぞれの役割を果たし、地域福祉の推進を図っていきます。そのために、区役所は、区社協における「地域福祉活動計画」とともに進め、小地域における地域福祉活動を支援するとともに、区民をはじめ、区社協や関係機関、区内の企業・事業所との連携のもと、取り組みを進めていきます。

イラスト

2 「北区将来ビジョン2025～2034」における位置づけ

北区将来ビジョンとは、区長が区シティ・マネージャーとして所管する事務も含め、地域としての区のめざすべき将来像、その実現に向けた施策の方向性などを区民の方々に明らかにするものです。

北区においては、これまで進めてきた施策の現状、課題を踏まえ、2025(令和7)年度から2034(令和16)年度までの10年間を新たな計画期間として、「北区将来ビジョン2025～2034」を策定します。この将来ビジョンにおいては、北区がめざすべき将来像として「人が集い、ともに支えあい、絆をはぐくむまち」を掲げ、この将来像を具現化したまちの姿として、「安全・安心を身近に感じられるまち」「だれもが幸せに暮らせるまち」「地域資源やポテンシャルを活用し、持続可能で魅力的なまち」と定めています。

そして、この将来ビジョンにおける「だれもが幸せに暮らせるまち」の取り組み施策として、「北区地域福祉計画の推進」が位置づけられ、「区民一人ひとりが、ともにつながり支えあうことで、個人として尊重され、ありのまま、安全・安心に生きがいを持って暮らせる地域社会が構築されている状態」をめざすべき将来像と定め、「北区地域福祉計画」の取り組みの柱に基づき、「地域がそれぞれの実情に応じて主体的に取り組むことを支援し、住民主体の地域づくりや一人ひとりに寄り添う相談・支援の充実などを図り、地域福祉を推進する。」こととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 第3期北区地域福祉計画の推進とSDGs (国連持続可能な開発目標)

第3期「北区地域福祉計画」がめざす「住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり」「一人ひとりに寄り添う「きめ細やかな相談・支援の充実」「『ふくしのまなび』から『福祉の担い手』『参加し交流する場』づくりへ」「多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う仕組みづくり」は、国際連合が2015(平成27)年に採択した世界共通の目標であるSDGs※が掲げる、全ての人の人権が尊重され、尊厳と平等の下に、健康な環境で潜在能力を發揮できる「だれ一人取り残されない社会」の実現をめざし、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」とする方向性とも重なります。

本計画の推進を通して、全ての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくりを進める「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともにつくっていく「地域共生社会」の実現をめざします。

SDGs (持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている)。特徴は、以下の5つ。

※SDGs: 持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットのこと。

普遍性	包摂性	参画性	統合性	透明性
先進国を含め、 全ての国が行動	人間の安全保障の 理念を反映し 「誰一人取り残さない」	全ての ステークホルダー が役割を	社会・経済・環境に 統合的に取り組む	定期的に フォローアップ

資料: 「持続可能な開発目標」(SDGs)について 外務省ホームページより

4 区民に寄り添う区役所をめざして

令和6年度北区地域福祉活動に関するアンケートでは、地域福祉を推進するための課題について、「相談しやすく、わかりやすい相談窓口の開設」が最も多く、次いで、「情報を必要としている人に適切に届ける」「年齢や障がいに関わらず活躍できる場や交流の機会を増やしていく」が挙げられていました。

本アンケート結果や、北区地域福祉推進会議、北区地域支援連絡会議におけるご意見や第2期計画の検証なども踏まえ、本計画の基本理念を「全ての人がつながり支えあって生きるまち北区」としました。(「第3章 大阪市北区地域福祉計画の基本理念と取り組みの柱」参照)

「一人ひとりがありのまま自分らしく暮らし、まなび、集う地域づくり」を進めるため、複合的課題を抱える人や世帯に対して、多様な相談支援機関と連携して課題解決する体制づくりを進めるとともに、必要な情報が必要な区民に適切に届くよう、多様な媒体を活用した情報発信の充実に努めていきます。

また、区役所各窓口において、区民の皆様からの問い合わせに対し適切な情報提供を行うことができるよう各課が連携して環境整備を進めるなど、区役所の職員一人ひとりが地域福祉を推進する担い手であるという意識を高く持って、地域福祉を推進する主人公である区民のみならず、ともに取り組みを進めてまいります。

パブリック・コメントの実施(予定)

(1) 意見募集の実施概要

●意見募集期間(予定)

2024(令和6)年12月20日(金)～2025(令和7)年1月20日(月)

●意見の提出方法

「ご意見記入用紙」にご意見を記入の上、北区役所3階福祉課への持参、送付、ファックスまたは電子メール

●計画(案)の公表方法

公表資料の閲覧・配架

北区役所1階区民交流プラザ及び3階福祉課(33番窓口)

北区社会福祉協議会

インターネットによる公表

・北区ホームページなど

(2) 集計結果

●受付件数：— 件

持参	ファックス	持参
—	—	—

●意見件数：— 件

? 用語解説(本計画内に掲載しているもの)

あ行

●アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けたしくみづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。地域福祉では、手を差し伸べる活動を示す。

●いきいき百歳体操

手首足首におもりをつけ、DVDを観ながらゆっくりと手足を動かす筋力づくり運動のこと。高知県高知市が開発し、現在、多くの自治体で取り組んでいる。

●SDGs(エスディーゼーズ)

SDGs(Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットのこと。

2015年9月、SDGsの前身であるMDGs(ミレニアム開発目標)を継承し、国連で採択された。貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されている。

●LGBTQ+(エルジービーティーキュープラス)

レズビアン・ゲイ(同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生物学的な性と、自分で認識している性が一致していない人)、クエスチョニング(性自認を決められていない人、決まっていない人)、プラス(「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性)の頭文字。性のあり方に関して少数派の人々は、セクシュアル・マイノリティ(性的マイノリティ、性的少数者)と呼ばれており、その総称としてLGBTQ+などが使われることがある。

●大阪市版ネウボラ・北区版ネウボラ

妊娠、出産や子育てに関して、誰に相談していいのかわからない、どこに相談していいのかわからないという声もある中、その方に必要な支援につながるように、自分の住んでいる地区を担当している保健師がいることを周知し、地区担当保健師との顔の見える関係づくりと、家族ぐるみの支援を継続的に実施する取り組みを推進し、全ての子育て家族にとって安心して気軽に相談できる場をめざして「大阪市版ネウボラ(注)」「北区版ネウボラ(注)」を実施しています。

(注)「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味で、切れ目ない支援をワンストップで行う制度とそのための地域拠点そのものも指しています。

か行

●北区社会福祉協議会(略語表記:区社協)

社会福祉協議会は、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体。区内の関係機関・団体との連携を図りながら、地域の福祉課題に応じたきめ細かなサービスの検討・実施や住民活動の支援・広報活動、区内の福祉に関するネットワークづくりなど、地域福祉の向上のためのさまざまな事業を行っている。

●北ワハハ体操

少しでも、楽しく体を動かす機会を作っていただくため、大阪市北区在宅リハビリテーション連絡会のご協力のもと、どこでも気軽に行えるシニア向けの体操を北区社会福祉協議会が開発。シニアに限らず、大人も子どもも一緒に歌いながら楽しめる内容になっている。

●区民

北区の住民、北区内に通勤・通学する人、北区の市民活動に関わっている人など、北区の区域内において市民活動に携わっている人などを広く総称する意味で使用している。

●権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないの方々などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。

●子育てサロン

身近な地域で、子育て家庭の親子など地域の人々が、さまざまな活動を通じて子育てを楽しみながら仲間をつくり、情報を交換するなど、お互いに支え合う活動のこと。地域の集会所や学校の空き教室などで、子育て中の方、民生委員・児童委員、ボランティア等で運営されている。

●こども110番

いざというときに子どもたちが逃げ込む所のこと。地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進している。この運動は、地域の協力家庭が「こども110番の家」の旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったら、「こども110番の家」の旗を掲げている家に駆け込み、助けを求めらることで、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするもの。北区では北区青少年育成推進会議、区内警察署、区役所が協働で取り組んでいる。

●コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

制度のはざまにある要援護者を地域で支えるため、個別の支援を行いながら、地域のさまざまな機関と連携・協働し、その人が望む地域での暮らしをサポート。

また、福祉課題の発見やニーズ把握、福祉情報の提供、要援護者を支援するためのネットワークの構築・調整などを行っている。

さ行

●障がい者基幹相談支援センター

障がいがある方やその家族などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関などの情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援している。また、障がい者虐待に関する通報届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じている。さらに、各区地域自立支援協議会への主体的な参画や他分野の専門機関との連携を深めるなどにより、地域における相談支援体制の強化に努めている。

●小地域福祉活動計画

地域社協・連合振興町会や民生委員・児童委員協議会、企業・事業所などと策定する地域福祉の活動計画で、社会福祉の視点を中心に、「こんなまちにしていこう」という具体的な実践活動のあり方、その達成の道筋をまとめたもの。「小地域」は、本計画では地域社会福祉協議会の範囲を指している。

●スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童・生徒の問題に対して、保護者や教員と協力しながら課題の解決を図る専門職。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神疾患などにより、必ずしも判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度のこと。家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

た行

●単独世帯

世帯人員が一人の世帯のこと。

●地域活動協議会

校区など地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなどさまざまな分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された組織のこと。

●地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事(ごと)』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

●地域社会福祉協議会(略語標記:地域社協)

住民の発意と参加によって組織され、それぞれの地域(小学校区)における日常生活上の困りごとや、さまざまな福祉課題について話し合い、すべての人が楽しく、安心して暮らしていけるまちづくりをめざして取り組まれている組織。北区は、19の地域社協が組織されており、各種団体によって構成され、社会福祉施設、企業などが参画している地域社協もある。

●地域福祉コーディネーター

区内の各地域内の福祉に関する相談や福祉の制度につなぐ役割を担い、支援の必要な方の見守りや、関係機関とのパイプ役も果たしている。

各地域の集会所などを拠点として、業務を行っている。

●地域包括支援センター

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり(地域包括ケア)を推進する中核的な役割を果たす機関として設置。主な業務内容は、(1)高齢者とその家族のための身近な相談窓口、(2)地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、(3)介護予防のためのケアプラン作成などがある。

な行

●認知症サポーター

認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する応援者のこと。北区では区社協が事務局を担い、子どもから大人まで、地域住民だけでなく企業や学生を対象に認知症サポーター養成講座に取り組んでいる。

は行

●はつらつ脳活性化教室

北区では、平成22年度から「はつらつ脳活性化プロジェクト事業(認知症予防事業)」に取り組んでいる(北区独自事業)。「頭を使う」「体を整える」「心を動かす」の3要素を、バランスよく無理なく、効果的に実施していく認知症予防プログラムを開発。このプログラムに基づく「はつらつ脳活性化教室」が区内のさまざまな地域で開催されている。

●バンパーボール

単なるミニビリヤードではなく、正式なビリヤードからも独立した独自の国際的なゲーム。テーブル上にある独特の数個の障害クッションを活用しながら、5つの持ち玉を相手側にある自ホールに相手より先に入れるかを競う知的なゲーム。

●PDCA(ピーディーシーイー)

事業を継続的に改善する仕組み。計画(Plan=P)、実行(Do=D)、点検(Check=C)、見直し(Action=A)を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法のこと。

●フードドライブ

家庭にある保存可能な食品を募り、食品を必要としている生活困窮者支援団体や個人などに寄付するための活動のこと。

●ふれあい喫茶

地域でお住まいの方々が、気軽に集まって交流することでつながりを深めるために、地域の集会所や老人憩の家などで実施している活動のこと。地域住民の福祉活動の拠点としてボランティアにより運営されている。

●フレイル予防

年齢を重ねるにつれて全身の筋力や心身の活力が低下している状態をいう。虚弱状態。早期に介入し対策すれば元の健康な状態に戻る場合もある。

ま行

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の住民生活を必要に応じ適切に把握し、生活に困った人や児童の保護・育成などの福祉について相談を受け、自立を助けるために必要な相談・支援を行う地域福祉推進の担い手のこと。民生委員は民生委員法で定められ、児童委員は児童委員法によって民生委員が兼ねることとなっている。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されている。

わ行

●ワークショップ

体験型講座

memo

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.